

第 10 号議案

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

図書館奉仕の一環として市内の読書活動を行う各種機関・団体などに対し、図書資料の提供を行う団体貸出制度について、図書資料の効率的運用を行うため、規則の一部を改正するものである。

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市立図書館条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「完了した者」の次に「（以下「団体利用者」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申込みができるものは、属する者の数が5人以上の団体とする。

第13条の見出しを「（団体利用者の館外利用冊数及び利用期間）」に改め、同条中「団体利用」を「第7条の規定にかかわらず、団体利用者」に改め、同条の表を次のように改める。

団体に属する者の数	館外利用冊数（1回につき）	館外利用期間
100人まで	100冊以内	館外利用に供した日から90日以内
101人から200人まで	200冊以内	
201人以上	300冊以内	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	現 行																			
<p>(団体利用の手続)</p> <p>第12条 前条の規定により、団体で資料を利用しようとする者は、団体利用登録申込書(第5号様式)に所要事項を記入し、委員会に登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前項の申込みができるものは、属する者の数が5人以上の団体とする。</p> <p>3 委員会が適当と認めた<u>第1項</u>の登録が完了した者(以下「<u>団体利用者</u>」<u>という。</u>)には、利用カードを交付し、資料を館外利用に供する。</p> <p><u>(団体利用者の館外利用冊数及び利用期間)</u></p> <p>第13条 第7条の規定にかかわらず、団体利用者の館外利用冊数及び期間については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 743 1131 991"> <thead> <tr> <th>団体に属する者の数</th> <th>館外利用冊数(1回につき)</th> <th>館外利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人まで</td> <td>100冊以内</td> <td rowspan="3">館外利用に供した日から90日以内</td> </tr> <tr> <td>101人から200人まで</td> <td>200冊以内</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>300冊以内</td> </tr> </tbody> </table>	団体に属する者の数	館外利用冊数(1回につき)	館外利用期間	100人まで	100冊以内	館外利用に供した日から90日以内	101人から200人まで	200冊以内	201人以上	300冊以内	<p>(団体利用の手続)</p> <p>第12条 前条の規定により、団体で資料を利用しようとする者は、団体利用登録申込書(第5号様式)に所要事項を記入し、委員会に登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 委員会が適当と認めた前項の登録が完了した者には、利用カードを交付し、資料を館外利用に供する。</p> <p><u>(団体利用の館外利用冊数及び期間)</u></p> <p>第13条 団体利用の館外利用冊数及び期間については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 695 2145 842"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>館外利用冊数</th> <th>館外利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央館</td> <td>1回につき200冊以内</td> <td>館外利用に供した日から90日間</td> </tr> <tr> <td>地域館</td> <td>1回につき100冊以内</td> <td>館外利用に供した日から60日間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	館外利用冊数	館外利用期間	中央館	1回につき200冊以内	館外利用に供した日から90日間	地域館	1回につき100冊以内	館外利用に供した日から60日間
団体に属する者の数	館外利用冊数(1回につき)	館外利用期間																		
100人まで	100冊以内	館外利用に供した日から90日以内																		
101人から200人まで	200冊以内																			
201人以上	300冊以内																			
区分	館外利用冊数	館外利用期間																		
中央館	1回につき200冊以内	館外利用に供した日から90日間																		
地域館	1回につき100冊以内	館外利用に供した日から60日間																		

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 目的

図書館奉仕の一環として、市内の各種機関や団体などに対し図書資料の提供を行う団体利用（団体貸出制度）について、図書資料の効率的運用を図るため、規則の一部を改正するもの。

2. 制度概要

(1) 館外利用冊数および期間

区分	館外利用冊数	館外利用期間
中央館	1回につき200冊以内	館外利用に供した日から90日以内
地域館	1回につき100冊以内	館外利用に供した日から60日以内

(2) 貸出および返却方法

貸出および返却は、利用団体が図書館に来館して行うものとする。ただし、利用団体に事情があり図書館まで来館できないと認めるときは、この限りではない。

(3) 参考

平成26年度利用実績

- ・ 学童保育所や小・中学校、幼稚園・保育所、福祉施設など122団体
- ・ 総利用冊数56,645冊（うち児童書41,864冊）

3. 改正内容

子どもの読書活動推進の観点から、学童保育所等の要望に応えるため、館外利用冊数・利用期間を一元化し、予算の範囲内で限られた図書資料の有効活用を図るため、以下の通りとする。

団体に属する会員数	館外利用冊数	館外利用期間
5人から100人まで	1回につき100冊以内	館外利用に供した日から90日以内
101人から200人まで	1回につき200冊以内	
201人以上	1回につき300冊以内	

なお六ツ門図書館については、中央館で団体利用手続きを行うものとする。

4. 改正時期

平成28年4月1日

第 1 1 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、準用規定に関し必要な事項を定めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第中「職種、服務」を「標準職務遂行能力、標準的な職、服務、人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、職員 の任用、職種、服務、分限、賞罰、給与そ の他身分取扱いに関しては、市職員の例に よる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、職員 の任用、<u>標準職務遂行能力、標準的な職、</u> <u>服務、人事評価、</u>分限、賞罰、給与その他 身分取扱いに関しては、市職員の例によ る。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成28年4月1日から施行</u> <u>する。</u></p>

第 1 2 号議案

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の全部改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務を改めるため、規則の一部を改正するものである。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(17) 訴訟及び不服申立てに関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則新旧対照表

現行	改正後
<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。</p> <p>(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。</p> <p>(6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。</p> <p>(8) 重要な工事の計画を決定すること。</p> <p>(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。</p> <p>(11) 法令及び条例に基づく委員を委嘱すること。</p> <p>(12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。</p> <p>(14) 教科用図書を採択すること。</p>	<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。</p> <p>(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。</p> <p>(6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。</p> <p>(8) 重要な工事の計画を決定すること。</p> <p>(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。</p> <p>(11) 法令及び条例に基づく委員を委嘱すること。</p> <p>(12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。</p> <p>(14) 教科用図書を採択すること。</p>

<p>(15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。</p> <p>(16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。</p>	<p>(15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。</p> <p>(16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。</p> <p>(17) <u>訴訟及び不服申立てに関すること。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 13 号議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の任期が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了するので、その委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
江藤 洋子	西国分	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	松石 清亮	篠山	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
本田 臣	西国分		松本 純一	京町	
権藤 宏一	西国分		坂井 ふち子	京町	
松本 征子	西国分		高倉 康次郎	南薫	
本村 和也	荘島		田中 洋子	南薫	
亀川 範子	荘島		河野 文紀	南薫	
内田 美和子	日吉		浅野 四十勝	鳥飼	
	日吉		中山 良彦	鳥飼	
田中 紀美代	篠山		小川 初代	鳥飼	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
秋山 智彦	長門石	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	豊福 哲治	山川	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
吉田 紀子	長門石		主計 由紀子	山川	
高田 善信	小森野		石橋 良子	御井	
笠 美幸	小森野		江藤 和代	御井	
高松 信子	金丸		矢野 彰	御井	
富安 多恵子	金丸		田中 千浪	合川	
吉川 栄樹	金丸		岡 和子	合川	
森山 英司	金丸		芝原 大介	合川	
上赤 俊昭	東国分		吉岡 哲也	合川	
末次 幸代	東国分		今川 清	上津	
井手 光宏	東国分		中尾 忠市	上津	
田中 真二	東国分		村山 一也	上津	
今村 浅茅	南		乙丸 伸雄	上津	
村坂 康信	南		近藤 誠	高良内	
矢島 俊夫	南		梅野 忠光	高良内	
泉 明子	南		堀川 成子	高良内	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
陣内 博	宮ノ陣	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	金子 政隆	善導寺	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
山口 高洋	宮ノ陣		草場 由美	大橋	
石山 育代	宮ノ陣		秋永 芳松	大橋	
井上 隆一	山本		得丸 繕嗣	青峰	
小屋松 幸子	山本		河野 英樹	青峰	
執行 敬史	草野		上野 慶三	津福	
緒方 順一	草野		田中 秀和	津福	
谷 計壺子	荒木		津留崎 みゆき	津福	
池田 千年	荒木			津福	
一木 美香	荒木		岡 義國	田主丸	
緒方 勉	荒木		久保田 直子	田主丸	
川原 誠治	大善寺		大熊 友啓	水縄	
椿原 武	大善寺		南蘭 浩一	水縄	
亀山 保典	安武		古賀 三男	川会	
原口 吉郎	安武		石井 誠	川会	
高田 美保子	善導寺		草野 雅子	船越	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
田中 秀一	船越	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	渡邊 利茂枝	浮島	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
光行 康秀	水分		寺崎 秀男	下田	
小西 裕也	水分		大津 美弥	下田	
原 光明	竹野		野口 寿穂	城島	
右田 英訓	竹野		中島 辰昭	城島	
高山 孝俊	柴刈		塩塚 忠臣	江上	
牟田 幸宏	柴刈		過能 香織	江上	
黒岩 晴夫	弓削		吉武 敦子	青木	
轟 俊治	弓削		富田 正孝	青木	
古賀 治寿	大城		樋掛 保	犬塚	
樋口 由紀	大城		堤 信也	犬塚	
古賀 喜美子	北野		田川 隆博	三瀦	
森川 誠	北野		田原 直	三瀦	
馬場 量経	金島		喜田 すみ子	西牟田	
原 整	金島		山下 和代	西牟田	
江島 利孝	浮島				

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
西国分	宮田 伸一 <small>みやた しんいち</small>	西国分	* 本田 臣 <small>ほんだ たくみ</small>
西国分	江藤 洋子 <small>えとう ようこ</small>	西国分	江藤 洋子 <small>えとう ようこ</small>
西国分	福田 浩人 <small>ふくだ ひろと</small>	西国分	* 権藤 宏一 <small>ごんどう こういち</small>
西国分	松本 征子 <small>まつもと まさこ</small>	西国分	松本 征子 <small>まつもと せいこ</small>
荘島	亀川 範子 <small>かめがわ のりこ</small>	荘島	亀川 範子 <small>かめがわ のりこ</small>
荘島	本村 和也 <small>もとむら かずや</small>	荘島	本村 和也 <small>もとむら かずや</small>
日吉	内田 美和子 <small>うちだ みわこ</small>	日吉	内田 美和子 <small>うちだ みわこ</small>
日吉	—————	日吉	—————
篠山	田中 紀美代 <small>たなか きみよ</small>	篠山	田中 紀美代 <small>たなか きみよ</small>
篠山	松石 清亮 <small>まついし きよあき</small>	篠山	松石 清亮 <small>まついし きよあき</small>
京町	松本 純一 <small>まつもと じゅんいち</small>	京町	松本 純一 <small>まつもと じゅんいち</small>
京町	坂井 ふち子 <small>さかい ふちこ</small>	京町	坂井 ふち子 <small>さかい ふちこ</small>
南薫	高倉 康次郎 <small>たかくら こうじろう</small>	南薫	高倉 康次郎 <small>たかくら こうじろう</small>
南薫	橋口 康子 <small>はしぐち やすこ</small>	南薫	* 田中 洋子 <small>たなか ようこ</small>
南薫	河野 文紀 <small>かわの ふみのり</small>	南薫	河野 文紀 <small>かわの ふみのり</small>
鳥飼	浅野 四十勝 <small>あきの よそかつ</small>	鳥飼	浅野 四十勝 <small>あきの よそかつ</small>
鳥飼	中山 良彦 <small>なかやま よしひこ</small>	鳥飼	中山 良彦 <small>なかやま よしひこ</small>
鳥飼	小川 初代 <small>おがわ はつよ</small>	鳥飼	小川 初代 <small>おがわ はつよ</small>
長門石	黒川 昭徳 <small>くろかわ あきのり</small>	長門石	* 秋山 智彦 <small>あきやま ともひこ</small>
長門石	吉田 紀子 <small>よしだ のりこ</small>	長門石	吉田 紀子 <small>よしだ のりこ</small>
小森野	武谷 明美 <small>たけのや あけみ</small>	小森野	* 高田 善信 <small>たかだ よしのぶ</small>
小森野	笠 美幸 <small>かさ みゆき</small>	小森野	笠 美幸 <small>かさ みゆき</small>
金丸	高松 信子 <small>たかまつ のぶこ</small>	金丸	高松 信子 <small>たかまつ のぶこ</small>
金丸	富安 多恵子 <small>とみやす たえこ</small>	金丸	富安 多恵子 <small>とみやす たえこ</small>

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金丸	よしかわ ひでき 吉川 栄樹	金丸	よしかわ ひでき 吉川 栄樹
金丸	もりやま えいじ 森山 英司	金丸	もりやま えいじ 森山 英司
東国分	かみあか としあき 上赤 俊昭	東国分	かみあか としあき 上赤 俊昭
東国分	すえつぐ きちよ 末次 幸代	東国分	すえつぐ きちよ 末次 幸代
東国分	いで みつひろ 井手 光宏	東国分	いで みつひろ 井手 光宏
東国分	たなか しんじ 田中 真二	東国分	たなか しんじ 田中 真二
南	いまむら あきじ 今村 浅茅	南	いまむら あきじ 今村 浅茅
南	むらさか やすのぶ 村坂 康信	南	むらさか やすのぶ 村坂 康信
南	やじま としお 矢島 俊夫	南	やじま としお 矢島 俊夫
南	いずみ あきこ 泉 明子	南	いずみ あきこ 泉 明子
山川	とよぶく てつじ 豊福 哲治	山川	とよぶく てつじ 豊福 哲治
山川	かずえ ゆきこ 主計 由紀子	山川	かずえ ゆきこ 主計 由紀子
御井	いしはし よしこ 石橋 良子	御井	いしはし よしこ 石橋 良子
御井	えとう かずよ 江藤 和代	御井	えとう かずよ 江藤 和代
御井	すえつぐ よしみつ 末次 義光	御井	* やの あきら 矢野 彰
合川	たなか ちなみ 田中 千浪	合川	たなか ちなみ 田中 千浪
合川	おか かずこ 岡 和子	合川	おか かずこ 岡 和子
合川	しばはら だいすけ 芝原 大介	合川	しばはら だいすけ 芝原 大介
合川	よしおか てつや 吉岡 哲也	合川	よしおか てつや 吉岡 哲也
上津	いまがわ きよし 今川 清	上津	いまがわ きよし 今川 清
上津	なかお ただいち 中尾 忠市	上津	なかお ただいち 中尾 忠市
上津	むらやま かずや 村山 一也	上津	むらやま かずや 村山 一也
上津	おとまる のぶお 乙丸 伸雄	上津	おとまる のぶお 乙丸 伸雄
高良内	あんのお とよみ 案納 豊実	高良内	* こんどう まこと 近藤 誠

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
高良内	うめの ただみつ 梅野 忠光	高良内	うめの ただみつ 梅野 忠光
高良内	ほりかわ しげこ 堀川 成子	高良内	ほりかわ しげこ 堀川 成子
宮ノ陣	じんのうち ひろし 陣内 博	宮ノ陣	じんのうち ひろし 陣内 博
宮ノ陣	やまぐち たかひろ 山口 高洋	宮ノ陣	やまぐち たかひろ 山口 高洋
宮ノ陣	よしかわ あきこ 吉川 亜起子	宮ノ陣	* いしやま やすよ 石山 育代
山本	いのうえ りゅういち 井上 隆一	山本	いのうえ りゅういち 井上 隆一
山本	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子	山本	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子
草野	やまぐち てつや 山口 哲哉	草野	* しぎょう たかし 執行 敬史
草野	ほなざき みどり 花崎 みどり	草野	* おがた じゅんいち 緒方 順一
荒木	たに けいこ 谷 計孝子	荒木	たに けいこ 谷 計孝子
荒木	いけだ ちとし 池田 千年	荒木	いけだ ちとし 池田 千年
荒木	いちき みか 一木 美香	荒木	いちき みか 一木 美香
荒木	おがた つとむ 緒方 勉	荒木	おがた つとむ 緒方 勉
大善寺	かわはら せいじ 川原 誠治	大善寺	かわはら せいじ 川原 誠治
大善寺	つばきはら たけし 椿原 武	大善寺	つばきはら たけし 椿原 武
安武	かめやま やすのり 亀山 保典	安武	かめやま やすのり 亀山 保典
安武	—————	安武	* はらぐち よしろう 原口 吉郎
善導寺	たなか きょうこ 田中 喬子	善導寺	* たかだ みほこ 高田 美保子
善導寺	かねこ まさたか 金子 政隆	善導寺	かねこ まさたか 金子 政隆
大橋	くさば ゆみ 草場 由美	大橋	くさば ゆみ 草場 由美
大橋	あきなが よしまつ 秋永 芳松	大橋	あきなが よしまつ 秋永 芳松
青峰	とくまる よしつぐ 得丸 善嗣	青峰	とくまる よしつぐ 得丸 善嗣
青峰	かわの ひでき 河野 英樹	青峰	かわの ひでき 河野 英樹
津福	うえの けいぞう 上野 慶三	津福	うえの けいぞう 上野 慶三

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
津福	たなか ひでかず 田中 秀和	津福	たなか ひでかず 田中 秀和
津福	つるきき 津留崎 みゆき	津福	つるきき 津留崎 みゆき
津福	いなます ひさゆき 稲益 久之	津福	—————
田主丸	おか よしくに 岡 義國	田主丸	おか よしくに 岡 義國
田主丸	くぼ た なおこ 久保田 直子	田主丸	くぼ た なおこ 久保田 直子
水縄	おおくま ともひろ 大熊 友啓	水縄	おおくま ともひろ 大熊 友啓
水縄	みなみぞの こういち 南 園 浩一	水縄	みなみぞの こういち 南 園 浩一
川会	こが みつお 古賀 三男	川会	こが みつお 古賀 三男
川会	いしい まこと 石井 誠	川会	いしい まこと 石井 誠
船越	おおくま よしのり 大熊 義徳	船越	* くさの まきこ 草野 雅子
船越	たなか ひでいち 田中 秀一	船越	たなか ひでいち 田中 秀一
水分	みつゆき やすひで 光行 康秀	水分	みつゆき やすひで 光行 康秀
水分	こにし ひろえ 小西 裕也	水分	こにし ひろえ 小西 裕也
竹野	ふくどめ よしふみ 福留 良文	竹野	* ほら みつあき 原 光明
竹野	みぎた ひでのり 右田 英訓	竹野	みぎた ひでのり 右田 英訓
柴刈	たかやま たかとし 高山 孝俊	柴刈	たかやま たかとし 高山 孝俊
柴刈	む た ゆきひろ 牟田 幸宏	柴刈	む た ゆきひろ 牟田 幸宏
弓削	くろいわ はるお 黒岩 晴夫	弓削	くろいわ はるお 黒岩 晴夫
弓削	とどろき としはる 轟 俊治	弓削	とどろき としはる 轟 俊治
大城	くろき かずとし 黒木 和敏	大城	* こが はるひさ 古賀 治寿
大城	こやなぎ あさか 小柳 浅香	大城	* ひぐち ゆき 樋口 由紀
北野	こが きみこ 古賀 喜美子	北野	こが きみこ 古賀 喜美子
北野	もりかわ まこと 森川 誠	北野	もりかわ まこと 森川 誠
金島	ば ば かずのり 馬場 量経	金島	ば ば かずのり 馬場 量経

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金島	原 整 ^{はら ひとし}	金島	原 整 ^{はら ひとし}
浮島	江島 利孝 ^{えしま としたか}	浮島	江島 利孝 ^{えしま としたか}
浮島	渡邊 利茂枝 ^{わたなべ ともえ}	浮島	渡邊 利茂枝 ^{わたなべ ともえ}
下田	寺崎 秀男 ^{てらさき ひでお}	下田	寺崎 秀男 ^{てらさき ひでお}
下田	大津 美弥 ^{おおつ みや}	下田	大津 美弥 ^{おおつ みや}
城島	小園 千秋 ^{こぞの ちあき}	城島	野口 寿穂 ^{のぐち ひきお}
城島	中島 辰昭 ^{なかしま たつあき}	城島	中島 辰昭 ^{なかしま たつあき}
江上	塩塚 忠臣 ^{しおつか ただおみ}	江上	塩塚 忠臣 ^{しおつか ただおみ}
江上	過能 香織 ^{かのう かおり}	江上	過能 香織 ^{かのう かおり}
青木	野口 寿穂 ^{のぐち ひきお}	青木	* 吉武 敦子 ^{よしたけ あつこ}
青木	富田 正孝 ^{とみた まさたか}	青木	富田 正孝 ^{とみた まさたか}
犬塚	樋掛 保 ^{ひがけ たもつ}	犬塚	樋掛 保 ^{ひがけ たもつ}
犬塚	堤 信也 ^{つみ しんや}	犬塚	堤 信也 ^{つみ しんや}
三瀧	田川 隆博 ^{たがわ たかひろ}	三瀧	田川 隆博 ^{たがわ たかひろ}
三瀧	田原 直 ^{たはら すなお}	三瀧	田原 直 ^{たはら すなお}
西牟田	喜田 すみ子 ^{きだ すみこ}	西牟田	喜田 すみ子 ^{きだ すみこ}
西牟田	山下 和代 ^{やました かずよ}	西牟田	山下 和代 ^{やました かずよ}

*は、新任委員

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第14号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成28年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、特別支援学校1校、高等学校2校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	平成28年 4月1日 ～ 平成29年 3月31日
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	
	古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役	
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	
	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会 「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	
	田坂 公	久留米大学商学部教授	
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長	
久留米特別 支援学校	家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すくすく発達相談室・幼児教育研究所相談員	
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事	
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者	

学校評議員新旧対照表

	旧名簿		新名簿	
学 校	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長
	古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役	古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授
	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生
南筑高等学校	豊福 至	元PTA会長	※野瀬 修一	元PTA会長
	由井 敏範	久留米大学商学部教授	※田坂 公	久留米大学商学部教授
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長
久留米特別支援学校	家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すくすく発達相談室・幼児教育研究所相談員	家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すくすく発達相談室・幼児教育研究所相談員
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	瀬口 功	元PTA会長	※深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 5 号議案

第 3 期久留米市教育改革プラン（久留米市教育振興
基本計画）

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 8 年度から 3 1 年度までの、市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、第 3 期久留米市教育改革プランを定めようとするものである。

議案資料 別冊

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3期久留米市教育改革プラン（案）に対する 意見募集の結果について

平成28年2月1日（月）から3月1日（火）まで、第3期久留米市教育改革プラン（案）について、市民の皆様からのご意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

なお、意見については、原文を一部要約し掲載しています。

1 意見提出者 12名（3団体含む）

2 提出方法

方法	人数・団体数	意見の件数
持参	2	24
郵送	0	0
ファクス	2	63
電子申請	8	22
合計	12	109

3 意見の内訳

区分	件数
はじめに	4
第1章 教育改革プランの背景と位置付け	4
第2章 第2期プランの総括と今後の課題	18
第3章 教育改革プランの基本方針	35
第4章 具体的施策	40
第5章 各学校における取組	5
その他（プラン全体に関する意見等）	3

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

意見の要旨とそれに対する市の考え方は別紙のとおりです。いただきましたご意見につきましては、計画の作成や実施のうえで、参考意見とさせていただきます。貴重なご意見、誠に有難うございました。

第3期久留米市教育改革プラン(案)に対する意見の概要及び市の考え方

■はじめに

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P0	「・・・特に、将来的な人口減少社会と超高齢社会の到来を見据えて、・・・」に下線部分を挿入	ご意見を踏まえて修正いたします。
2	団体			
3	団体	P0	「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を本プランの目標とされているが、「ともに社会を生き抜く力の育成」は理解できるが、「ふるさと久留米を愛し」は目標として掲げるのはいかがなものか。	久留米に対する愛着と誇りを育むことは目標として大切と考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。
4	団体	P0	「夢に向かって学ぶくるめっ子」をめざす子どもの姿・・・とあるが「くるめっ子」というように特別にくるめと付ける意味が分からない。	久留米に対する愛着と誇りを持った子どもを「くるめっ子」と考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。

■第1章 教育改革プランの背景と位置付け

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
5	個人	P1-2	プランの策定背景が、国の動向、久留米市の状況、プラン策定の経緯の視点から説明されているのでよく分かる。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
6	個人	P1-2	久留米市は人材育成を市政の中心に置き、「教育のまち久留米」をスローガンに教育改革を最重要施策とすべきである。教育改革プランの実行は市民の理解と協力が必要であるから、もっと分かり易く簡明にして市民に周知徹底するようにして頂きたい。	教育委員会が発行する広報紙や学校だよりなどを通して、本プランの内容を市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。また、本プランの概要版を作成するなどして、本プランの内容を分かりやすくお伝えすることにも努めます。 (案の修正なし)
7	団体	P2	「しかし、不登校の予防と解消等で・・・」を「しかし、不登校問題の解決等で・・・」とすること。	本文は第2期教育改革プランについて記載しているため、表現はそのままとさせていただきます。ただし、第3期教育改革プランの内容では、「不登校対応」と表現しています。 (案の修正なし)
8	団体	P2		

■第2章 第2期プランの総括と今後の課題

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
9	団体	P3	「・・・男子に関しては全国平均を上回りました。」のところで、女子について全国平均に達しないことへの総括とそのため の取組を追加すること。	ご意見を踏まえ、女子についての表現を追記します。
10	団体			
11	個人	P3-6	具体的目標の取組目標に沿ってグラフによる変容と評価が掲げられ、分かりやすく記載されている。また、文章による説明、考察がなされていてさらに分かりやすい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
12	団体	P4	H27年「よいところがない」と思う中2が「39.5%」、NO2において、H27年「認められていない」と思う中2が31.5%といることの分析を記述すること。	「しかし、自分を肯定的に捉えることができない児童生徒や不登校の状況にある児童生徒が一定数いるため、今後取組をさらに進める必要があります。」と追記します。
13	団体			
14	団体	P5	「全国平均以上」を「課題を明らかにし、学習保障に取り組む」に変更	本文は第2期教育改革プランについて記載しているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
15	個人	P5	個別の支援計画・指導計画の作成と活用の割合(%)は「達成率100%」と記載するべきではないか。また、100%になっているのに評価がBというのは分からない。☆印の説明が理由とすれば、「合理的配慮を位置づけた活用が図られていない」などと表現を検討して欲しい。	ご意見を踏まえ、表現を見直しします。
16	団体	P5	「合理的配慮」についての注釈をつけること	ご意見を踏まえ、コラムにて追記いたします。
17	団体			
18	団体	P5-6	成果だけを追求せず、個々の問題・原因を考え対応すること	7Pの今後の課題の中で、成果だけではなく課題についても記載しております。 (案の修正なし)

19	団体	P7	「…子どもの社会経済的な背景と学力との相関関係が見られますが…」に具体例を出すこと。	ご意見を踏まえ、本文中に出典を記載します。
20	団体	P7	「…困難な状況下にあっても学力を向上させている学校もあります。」に「しかし、授業以外でほとんど学習しない児童生徒が全国平均より多いこと」の分析などを通し、子どもの社会経済的な背景と学力との相関関係を見ていく必要があります。」という文を追加すること。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
21	団体	P7		
22	個人	P7	今後の課題の②として、「安心・安全な学校作り」があげられているが、11Pと同じ表現で「学校作り」は「学校づくり」と記載して欲しい。	ご意見のとおり修正いたします。
23	団体	P7	「地域学校協議会」や「コミュニティ・スクール推進委員会」の構成メンバーにおける女性比率を明らかにすること。	本プラン中に構成メンバーを言及することはなじまないと考えますので、表現については原案のとおりとさせていただきます。
24	団体	P8	「学校・家庭・地域」で捉えられた課題を吸い上げる発想も必要であり、市民全体で取り組むということがイメージできるよう図1の矢印を双方向とすること	ご意見を踏まえ、より分かりやすくなるよう図を修正します。
25	団体	P8		
26	団体	P8	図1で示された役割は、保護者が安定していることを前提とした役割であり、生活困難な家庭の児童・生徒の対策について触れること。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。

■第3章 教育改革プランの基本方針

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
27	個人	P10	プランの目標が、具体的に「まなぶ力・つながる力・やりぬく力」として、知・徳・体の側面から示されていることは、不易の部分として継承され分かりやすくよい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
28	団体	P10	「ふるさと久留米を愛し・・・」については「久留米」にこだわりすぎる。	久留米に対する愛着と誇りを育むことが目標として大切と考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。
29	個人	P10	めざす姿が、「笑顔で学ぶくるめっ子」から「夢に向かって学ぶくるめっ子」に変わったが、簡潔で覚えやすいので大変よい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
30	個人	P10	めざす姿の具体化する上での、基本を「あいさつ・そうじ・自学自習」と設定し、全校で徹底して欲しいことは分かるが、プランの目標からどのようにおているのか分かりづらい。	特に久留米の子どもに徹底したいことを具体的な子どもの姿から導き出しています。表現については原案のとおりとさせていただきます。
31	団体	P10	夢に向かって学ぶくるめっ子の文章に夢を持てるような生活・環境を整える文を追加すること。	具体的な施策・取組については第4章で記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
32	個人	P10	今以上に、学校・家庭・地域と協働していかなければ、めざす子どもの姿には近づいていかない。そのためにも、地域学校協議会提言の実働化は絶対必要である。実働化するための組織、キーパーソンが急務である。このことを位置づけた重点3はとても大事な点である。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
33	団体	P10	「久留米への愛着と誇りをもち、将来への貢献を思って生きることです。」とあるが、久留米で育った結果としての気持ちのもちようを目標に掲げるのはいかがなものか。	久留米に対する愛着と誇りを育むことが目標として大切と考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。

34	個人	P10,16-17	今回の第3期久留米市教育改革プランは、実効性のあるプランになっていると思いました。特に、「まなぶ、つながる、やりぬく」というキーワード。そして、すべての学校で一貫して取り組む「あいさつ、そうじ、自学自習」など、より具体化されたプランになっているように感じました。また、評価項目も、第3期では18から9項目になり、現場ではより重点化して取り組むことができると思います。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
35	個人	P11	ユニバーサルデザインの視点と考えを取り入れた授業づくりが、どの学校にも浸透していくことを期待する。授業や学校生活において困り感をいっている子ども達を、充実感や達成感を抱く子ども達に変えていくためにも、授業改善はとても大事である。そのために、4つの視点の中の3. 特別支援教育の推進の視点が明確化されていることはとてもいいことである。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
36	個人	P11	【安全・安心な学校づくり】と語順を入れ替えた方が適切ではないかと考える。	ご意見のとおり、表現を修正いたします。
37	団体	P11	「・・・共感・協調できる子どもを育てます。 <u>そのために、いやだったことをきちんと言える学校環境づくりに努めます。</u> 」に下線部分を追加。	いやだったことをきちんと相手に伝えることについても共感・協調の意味の中に含んでおりますので、原案のとおりとさせていただきます。
38	団体	P11	「さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努めます。」を「さらに、教師が子どもと向き合う時間を確保するために、校務運営の効率化等を図り、放課後の時間を確保し、楽しい学校づくりに努めます。」と変えること。	校務運営の効率化による時間の確保は、放課後以外の時間も含んでおりますので、表現については原案のとおりとさせていただきます。
39	団体	P11	「教師が子どもと向き合う時間を確保し」を大いに進めてほしい。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)

40	個人	P11-12	たのしい学校【安心・安全な学校づくり】や、コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】において、多種多様な生活背景や家庭環境の子どもが増えている中で、学校教育だけでなく、家庭教育を支える関係諸機関や福祉に関する〈施策〉が必要ではないか。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
41	個人	P11-13	めざす姿のために3つの重点、4つの側面があるということが見えにくい。第2期プランの課題、教育に関する大綱(H27.11)を生かそうとするあまり、プランの内容が複雑化して分かりづらくなっていると思われる。関連をもう少ししていねいに説明してほしい。	15Pの全体概要図で関連や全体像を表現しているため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
42	個人	P11-13	第3期プランが重点的に取り組むことが明確になった。また、3つの重点と4つの視点との関係がわかりやすく書かれており、久留米市の教育で取り組むことの一貫性、関連性がわかりやすい。学校毎ではなく、久留米市全職員で【夢に向かって学ぶ「くるめっ子」】を育てていくにあたってとてもわかりやすい取組である。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
43	団体	P12	「学校関係者評価」についての注釈をつけること。	学校関係者評価の直前に説明となる表現を記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
44	個人	P12	久留米版コミュニティスクールについて 中央教育審議会答申では学校を核とした連携・協働を強化するため、コミュニティスクールに役割と権限を持たせようとしているが、久留米版コミュニティスクールでは学校経営方針に対する理解・共有と提言のみである。H27年度に開催された地域学校協議会会長等研修会での討議では地域学校協議会の役割として提言するだけでは弱い、などの意見があった。 まず、地域学校協議会の機能の見直しと充実を図る必要がある。	ご意見を踏まえ、地域学校協議会提言の実働化に向けた機能強化に努めていきます。 (案の修正なし)

45	団体	P13	「人権・同和教育の推進」を「人権の尊重と男女共同参画の確立」とすること。	学校において、子どもたちが人権感覚を身につけられるようにする活動を「人権・同和教育」と総称しており、「人権・同和教育の推進」は、当然「男女共同参画社会の実現」を含めた取組であるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
46	団体	P13	「・・・児童・生徒一人ひとりがお互いの違いを認め、自他を大切にできる態度・・・」に下線部分を挿入	人権感覚には、「違いを認める」の他に「自己価値及び他者の価値を感知する感覚」「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」などいくつもの大事な要素があり、全てを表現することは内容が複雑になることから、原案のとおりとさせていただきます。
47	個人	P13	教育改革プラン(案)の13ページについて、外国語教育の推進とありますが、「英語科教育」とは新たに導入される小学校5, 6年の小学校英語の教科化を受け、意図的に示されたものなのか。それとも、小中高の英語教育全体を指しているのか。	ご意見のとおり、英語教育と表現を修正いたします。
48	団体	P14	「3つの視点4つの重点」は「3つの重点4つの視点」のまちがい	ご意見のとおり、修正いたします。
49	団体	P14	「・・・学校の自立心を中核とし、」の「学校の自立心」に注釈をつけること	「学校の自立心を中核とし、」の直前に説明を記載しております。(案の修正なし)
50	団体	P14	家庭の教育力は、その家庭の保護者の働き方、経済力等の状況に合わせた支援が要る。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
51	個人	P14	学校力の意味や位置づけが分かりづらい。久留米版コミュニティスクールとして学校・家庭・地域の協働が上げられているので、あえて上げる必要があるのか。また、視点は4つ、重点は3つであるので、この表現は修正してほしい。	14Pに学校力の定義を記載させていただいております。また、3つの視点、4つの重点の表現については、ご意見のとおり修正いたします。

52	団体	P15	図中「視点1 <u>人権・同和・男女共同参画教育の推進～人権感覚の涵養</u> 」に下線部分を加筆修正	学校において、子どもたちが人権感覚を身につけられるようにする活動を「人権・同和教育」と総称しており、「人権・同和教育の推進」は、当然「男女共同参画社会の実現」を含めた取組であるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
53	個人	P15	第3期教育改革プラン概要図は、視点1～4の配置がP.13と違って分かりづらい。学校力の向上の位置は、3つの重点、4つの視点の上段にあるべきだと思われる。矢印の使い方を検討してほしい。(重点1と2だけからでて視点3に伸びている。	図が複雑になり分かりにくくなることから、表現は原案のとおりとさせていただきます。
54	団体	P16	授業改善への支援の評価指標「全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える」を「全国平均を参考に、課題を分析し学習保障に努める」に変更	評価を実施するにあたり、客観的な指標が必要であることから、表現は原案のとおりとさせていただきます。
55	団体	P16	教師力向上への支援の評価指標「授業がわかると答える児童生徒の割合や学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合が全国平均を超える」を「楽しいと答える生徒が100%に近づくように努める」に変更	最終的にめざすところは100%ですが、それに近づけるためにはまず全国平均という客観的指標を目標値することが望ましいと考えるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
56	団体	P16	授業の改善も教師力向上の支援も、分かる喜びがもてるように研修する十分な時間の確保が求められる。	ご意見を踏まえ、研修時間の確保に努めてまいります。 (案の修正なし)
57	個人	P16	評価指標の数が、第2期プラン(取組の目標)より半減されコンパクトになってよい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)

58	個人	P16-17	施策と体系は、第4章をみれば分かるが、重点ごとに評価指標を掲げてあり、現状も掲載され、取組の方向が見えやすい。施策の体系が、重点ごとに整理され、具体的施策につながっていることが分かりやすい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
59	個人	P16-17	外国語教育の推進についての指標が中学校だけで、小学校はなく、学校安全への支援の評価指標は、小学校のみで、中・高がないのは理由が分からない。	全市の指標は特徴的なもので設定し、小学校等における指標は各学校プランの中で設定していきたいと考えているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
60	団体	P17	重点1:わかる授業【学力の保障と向上】に「(4)小人数学級の実現」を追加	授業改善への支援に少人数授業について記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
61	団体	P17	評価指標と現状に「授業以外でほとんど勉強しない割合」(H27)小5 7.3% 中2 15%」を挿入すること。	家庭での学習時間を増やすことでほとんど勉強しない割合を減らしていきたいと考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。

■第4章 具体的施策

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
62	団体	P18	視点1(人権・同和教育の推進)を視点1(人権の尊重と男女共同参画社会の確立)と変更	学校において、子どもたちが人権感覚を身につけられるようにする活動を「人権・同和教育」と総称しており、「人権・同和教育の推進」は、当然「男女共同参画社会の実現」を含めた取組であるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
63	団体	P18	「・・・取組を校長のリーダーシップのもとでそれぞれの全職員が連携し、・・・」の下線部分を削除。	全職員の目標を共有するためには、校長のリーダーシップは必要と考えるため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
64	団体	P18	「校長のリーダーシップ」を「校長を中心に」に変更	
65	個人	P19	学力向上対策として様々な施策が行われているが、実態を調べてみると、何れも形はできているが市全体としては中途半端で十分な効果は期待できない。やる以上はそれぞれの効果を検証し、必要な予算を確保して成果が上がるようにすべきである。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
66	個人	P19	少人数授業は1クラス35人を超える場合にのみ非常勤講師を派遣しているが、報酬が安い。このような安い報酬で良い人材が確保できるのか疑問に思う。	非常勤講師報酬につきましては、県の基準に準じて算出しております。 (案の修正なし)
67	個人	P19	学生や地域ボランティアによる放課後学習支援については、各学校で状況は大きく異なりボランティアの確保が出来ていない学校が多い。ボランティアの人数も少なく全小中学校への派遣も出来ていない。また報奨金も学生のみが対象であって地域のボランティアには交通費も出ない仕組みとなっている。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
68	個人	P19	中学生の学力向上のための無料塾は年間4860千円の委託費で1ヵ所のみ設置されているが、効果も今後の展開も不明である。	ご指摘の点については、現在検証中であり、検証結果を踏まえて今後の対応を検討してまいります。 (案の修正なし)

69	個人	P19	家庭での生活習慣、勉強時間、読書習慣、ゲームなど、学力の向上が遅れている原因に市民(父兄も含め)の危機意識が低いことがあげられる。学力テストの結果が公表されても他人事となっており、学校ごとの成績を公表し自分の校区の状況がどうなっているかを自覚することが必要である。	学校毎の結果を公にすることにより、学校の序列化や過度な競争が生じる可能性があり、児童生徒や保護者に不安、疑念が生じ、本市が行う教育施策の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、学校毎の正答率については公表しておりません。 (案の修正なし)
70	団体	P19	具体的施策「小・中学校学力・生活実態調査」の目的 L1「…の学力・生活実態を把握し…」に下線部分を挿入。	ご意見のとおり修正いたします。
71	団体	P19	具体的施策「小・中学校学力・生活実態調査」の【目的】に「○困難な生活環境にいる児童生徒の学習環境を整えます。」を追加	困難な生活環境にいる児童生徒の学習環境の整備については、全体的な施策を通して実施に努めていきます。 (案の修正なし)
72	団体	P19	具体的施策「小学校学力アップ推進」の【内容】の1つ目の○L2「…小学校に対して少人数学級をめざします。また、非常勤講師を配置します。」に下線部分を挿入。	現在の施策では、少人数授業に努めているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
73	団体	P19	具体的施策「中学校学力アップ推進」の【内容】の3つ目の○「…帰宅後の学習支援を行うとともに、 <u>無料学習塾へ来る子どもたちへ食事を提供する団体への支援を行います。</u> それらの拡充に向けた…」に下線部分を挿入。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
74	個人	P19-23	久留米市の教育の最大の問題は学力が低く、学力テストの成績が全国平均以下の状態が長く続いており、改善が進まないということである。様々な理由があり努力も続けられているが改善が見られないのは残念であり、思い切った改革が必要と思う。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)

75	個人	P19-34	市教委として重点などとして内容を定めていると思われるが、実際は学校で実施する内容をあげてあり、市教委の支援や指導助言などという文言がないと施策として見えづらい。	本プランは市教育委員会及び学校が実施していくものとして位置づけているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
76	団体	P20	具体的施策「市教育実践指定」の【内容】の2つ目の○「人権・同和教育及び男女平等に係る実践研究校を指定(3ヶ年)し、人権・同和教育、男女平等教育の充実を・・・」に下線部分を挿入。	学校において、子どもたちが人権感覚を身につけられるようにする活動を「人権・同和教育」と総称しており、「人権・同和教育の推進」は、当然「男女共同参画社会の実現」を含めた取組であるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
77	団体	P22	教師力向上への支援－教職員研修－【内容】2番目の○「本市ならでは」とは具体的にはどのような研修なのか。	ご指摘の点については、本市の状況や課題に応じた研修を実施して行きます。表現については、「及び教育課題に応じた内容を織り込み、本市の研修を充実します。」と修正します。
78	個人	P22	小学校外国語教育充実 内容の7行目は、「指名」となっているが、「指定」とするべきではないか。	ご意見のとおり修正いたします。
79	団体	P23	具体的施策「教育活動支援」の【内容】の2つ目の○「・・・授業づくり・学級づくり等の相談を行います。(教育論文等の応募奨励やまとめ方の相談をおこないます。)」に下線部分を挿入し、()部分は削除。	学級づくりの相談は、学校生活充実への支援にて行うこととしております。また教育論文等を作成することで教師力の向上につながることから、表現については原案のとおりとさせていただきます。
80	個人	P24	心の教育推進 目的の3行目は「児童」内容は「児童生徒」であり、そろえてほしい。小・特支分は掲載されているが、中学校・高校分の心の教育推進は掲載されていないのは、どうしてか。	小学校の取組と中学校の取組で文言を使い分けた表記に修正します。

81	団体	P24	具体的施策「スクールソーシャルワーカー活用」の概要説明の「問題を抱えた児童生徒」の表現を「困難を抱えた児童生徒」とすること	ご意見のとおり修正いたします。
82	団体	P24	具体的施策「スクールソーシャルワーカー活用」の概要の【内容】に配置されるスクールソーシャルワーカーと社会福祉士の人数を記入すること。	各年度ごとに配置人数が異なるため、毎年度策定する教育施策要綱にて、人数を記載していきます。 (案の修正なし)
83	個人	P24	「小児リエゾン・ドクター」は特殊な用語であり、一般の人に分かりやすいように注釈を付けていただきたい。	ご意見を踏まえ、コラムにて記載いたします。
84	団体	P24-28	たのしい学校【安心・安全な学校づくり】 教師が児童生徒に向き合う時間の確保、教師間の交流・研修の時間の確保、児童生徒間同士が向き合う時間の確保、遊べる空間・時間の確保が求められる。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
85	団体	P25	具体的施策「小学校不登校対応総合推進」の1つ目の○ L2「・・・小学校に <u>有資格の</u> 生徒指導サポーターを配置します。」に下線部分を挿入。	生徒指導サポーターは様々な地域の方からご協力をいただいております、特定の資格を有するというような表記はせず、原案のとおりとさせていただきます。
86	団体	P26	具体的施策「不登校児童生徒対策」の【内容】の1つ目の○ L3「・・・を設置・運営します。また、「 <u>らるご久留米</u> 」の入級に対しては、 <u>保護者からの希望についても検討します。</u> 」に下線部分を挿入。	ご指摘のようなケースがあれば個別に対応することとし、表現については原案のとおりとさせていただきます。

87	団体	P26	具体的施策「不登校児童生徒訪問指導」の【内容】の1つ目の○L2「・・・訪問指導員を派遣します。 <u>また、指導員の増加やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の訪問を図る等内容を充実します。</u> 」に下線部分を挿入。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
88	個人	P27	いじめ防止基本方針に基づく早期発見・早期対応 校内いじめ問題対策委員会設置と開催、無記名アンケート、生活アンケート、家庭用チェックリスト等は学校実施分なので、「各学校の取組状況把握と対応への助言」など具体化することを検討してほしい。	本プランは市教育委員会及び学校が実施していくものとして位置づけているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。
89	団体	P27	具体的施策「学校問題解決支援」の【内容】の○の3つ目 L4「・・・助言を行ったりします。 <u>その際には、当該保護者からの相談・意見を聴く機会を設けます。また、「学校問題解決支援チーム」制度について、保護者へも広報します。</u> 」に下線部分を挿入。	保護者からの相談については必要に応じて学校を窓口に対応したいと考えており、表現については原案のとおりとさせていただきます。
90	団体	P28	具体的施策「教育課題研究」の【目的】L1「・・・人権・同和教育等」を「人権の尊重と男女共同参画の確立」とすること。	学校において、子どもたちが人権感覚を身につけられるようにする活動を「人権・同和教育」と総称しており、「人権・同和教育の推進」は、当然「男女共同参画社会の実現」を含めた取組であるため、表現は原案のとおりとさせていただきます。
91	団体	P29	小学校学力アップ推進 中学校学力アップ推進 学生や地域ボランティアが補充学習を行うことについて現場の教師との繋がりを持つべきだと思う。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
92	団体	P31	校務支援システムの構築 校務の時間を短縮させるICT技術の活用は効果が出ているが、それ以外で校務に費やされている要因はないのだろうか。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)

93	団体	P32	具体的施策「食育プログラム研究推進」の【内容】の2つ目の○「・・・の調査・分析研究。特に生活困難児童生徒の職に関する実態をつかみ、地域で行われている「子どもの食と貧困」を支援する活動と連携します。」に下線部分を挿入。	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
94	団体	P32	食育啓発・促進事業 【内容】のL9に「意識調査と分析結果から、家庭で十分な食事がとれない児童生徒を把握し、対策を講じる。」を追加	子どもの貧困を初めとする家庭の課題への対応については、市長部局と連携して対応していくことを、9Pに記載します。
95	個人	P32	食育に関する件について、学校給食を全て地元産のオーガニックにしてはどうだろうか。オーガニックにすることによって意識の高い子育て世代が移住してきて、人口の増加や経済の活性化、農家の人たちの安心につながると思う。また、医療費の削減も期待できる。未来を担う子供たちは、特に健康であって欲しいと思う。	ご意見につきましては、今後、具体的な取組を進める際の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
96	団体	P32	食育プログラム研究推進 学校給食を教育的に発展させてほしい。	ご意見を踏まえて食に関する指導の充実に努めてまいります。 (案の修正なし)
97	個人	P33	「1校1取組」運動 取組内容の設定、児童生徒への啓発・取組の見直しは学校実施分。「各学校の取組状況把握と取組への助言」など具体化することを検討してほしい。	本プランは市教育委員会及び学校が実施していくものとして位置づけているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。

98	個人	P34	<p>キャリア教育推進 児童生徒の発達段階に応じたキャリア発達の支援、中学校の体験活動の充実は学校実施分。「各学校の取組状況把握と取組への助言」などを具体化することを検討してほしい。</p>	<p>本プランは市教育委員会及び学校が実施していくものとして位置づけているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。</p>
99	個人	P34	<p>久留米シティプラザ、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザの活用 教科学習や学校行事等に活用するのは学校であり、市教委として「学校が活用しやすくするための条件整備や支援策」を掲げることを検討してほしい。</p>	<p>本プランは市教育委員会及び学校が実施していくものとして位置づけているため、表現については原案のとおりとさせていただきます。</p>
100	団体	P34	<p>具体的施策「久留米シティプラザ・宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザの活用」を2つに分け、次のようにすること。</p> <p>【具体的施策】子どもたちの創造力や豊かな感性を育む教育の推進 【目的】久留米シティプラザを活用し児童生徒の文化活動や文化・芸術にふれ、感性や情操、個性や創造性を養います。 【内容】教科学習等(音楽、総合的な学習の時間)や学校行事等において久留米シティプラザ活用のために、小学校在学中1回は全生徒に対して、バス借上げと入場料の補助を行います。</p> <p>【具体的施策】環境教育の推進 【目的】宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ等を活用し教育環境の充実を図ります。 【内容】教科学習等(社会科、総合的な学習の時間)や学校行事において宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ等を活</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
101	団体	P34	<p>キャリア教育推進 【内容】○教科の学習や道徳とあるが、ここでの道徳を挙げてある意味が分からない。</p>	<p>キャリア教育は、教科の学習だけではなく、学校の教育活動全体で行うものと考えております。 (案の修正なし)</p>

■第5章 各学校における取組

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
102	個人	P35	様式1では基盤—重点—学校の教育目標—めざす姿—プランの目標という関連が見えづらい。また、プランの概要図(P.15)と同じでないので分かりにくくなっているため、検討してほしい。	学校への作成指導にあたっては、ご意見を踏まえ丁寧な指導に努めてまいります。 (案の修正なし)
103	個人	P35-36	様式1は、特に重点の内容が示され、それが様式2に具体化できるようになっているので分かりやすい。様式2の内容も実態と課題、具体的取組方法、目標達成の評価指標と第2期プランよりコンパクトになり分かりやすい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
104	個人	P35-36	めざす姿(学校の取組)について、何をどのように設定するか留意点がない、様式2にも記載するところがないのは、どうか。全校に徹底させたい事項なのに、取組や評価目標が設定されないのは理解できないので、検討してほしい。	めざす姿は全校共通のものとして設定しており、表現については原案のとおりとさせていただきます。
105	団体	P37	「大切な役割となっています。」の後に「また、久留米市新総合計画〔第3次基本計画〕「市民一人ひとりが輝く都市久留米」が目指す、子どもの笑顔があふれるまち、人権尊重と男女共同参画が確立されたまちづくりをすすめるものです。そこで、地域学校協議会においても、子どもとの意見交換など子どもの参画や男女共同参画に配慮して取組を行うものとします。」を挿入	本プランは第1章に記載しているとおり新総合計画第3次基本計画を踏まえており、表現については原案のとおりとさせていただきます。
106	個人	P37	地域学校協議会プランの作成により、提言の実働化が図られることが期待できる。ただ、第3期プランには「久留米版コミュニティスクール推進」と、「地域学校協議会充実」が出てきており、プランの名称は地域学校協議会プランでよいかどうかは検討してほしい。	久留米版コミュニティスクールを推進していく上では、地域学校協議会の充実が大切であるため、そのための名称としては、地域学校協議会プランが適切であると考え、原案のとおりとさせていただきます。

■その他

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
107	個人		久留米市は児童数に大きな格差があり、教職員配置、指導内容の標準化に非効率、不便が生じている筈である。小学校は歴史も古く、地域の文化伝統のよりどころではあるが、子どもの教育のためには思い切った統合が必要ではないか。中学も統合して小中一貫校とすれば効率よい教育が可能となり学力も向上する。	現在、市教育委員会では、特に教育的な課題が大きいと考えている複式学級を有する小学校の対応について、文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考としつつ、通学区域審議会の答申を踏まえた本市小学校の小規模化対応方針の策定に向けて、継続的に協議を進めています。 (案の修正なし)
108	個人		パブリックコメントについては、個別に回答せずに参考にするとなっているが、本当に参考にされたかどうかわからない。将来実現できるのか、できないのか、できないならなぜできないのか、見解を聞かせてほしい。	パブリック・コメント制度は、市民の市政への参加機会を拡充し、市民への説明責任を果たすことなどを目的として、広く市民の皆様からのご意見を募集しています。また、パブリック・コメントの結果については、制度の透明性向上に資するため、意見に対する市の考え方と合わせてホームページなどで公表しています。 (案の修正なし)
109	団体		ICT、アクティブ・ラーニング、ALT、小児リエゾン・ドクターに注釈を要望する。	文章中やコラムにて説明を加えます。

平成28年度久留米市教育施策要綱（案）について

1 教育施策要綱の趣旨

平成28年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

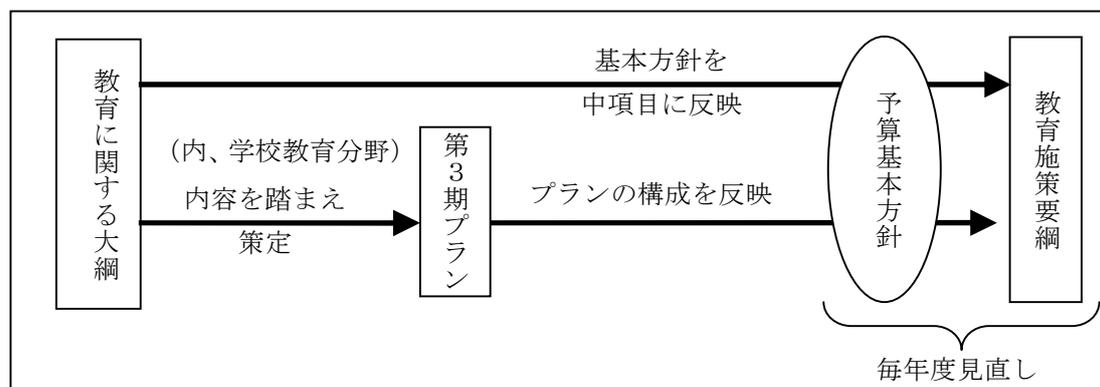
(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

2 教育施策要綱の構成見直し

現在の施策要綱は10年以上前から全体構成が変わっていないが、その間の組織改編等が反映できていない。また、「教育に関する大綱」の策定に加え、「第3期教育改革プラン」が策定されることから、その具体的な施策方針である施策要綱の構成を下記のとおり見直す。

- 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って施策を実施するための年度計画として策定していく。
- 施策要綱の学校教育分野においては、第3期プランの構成を踏まえ、プランの実施計画として策定する。
- 予算との整合を図るため、教育委員会事業（教育部、市民文化部等）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。
- 教育委員会業務でない青少年健全育成事業については、要綱掲載の対象外とする。

見直し後の施策要綱の位置付けイメージ



3 教育施策要綱の概要

項 目	内 容
はじめに	地教行法の改正に伴う総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載した。
I 教育施策の重点課題と対応方針 (p.1)	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本目標を踏まえた施策を推進していくとし、平成 28 年度当初予算の基本方針を記載した。
II 教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに各施策の項目を予算基本方針にて項目設定した。
<ul style="list-style-type: none"> i <u>子どもの笑顔があふれるまち</u> <ul style="list-style-type: none"> 1 教育改革プランの推進 2 学校教育環境等の整備 ii <u>心豊かな市民生活を創造するまち</u> <ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 <u>歴史的資源の保護・活用</u> 3 <u>スポーツの推進</u> 4 <u>市民の自己学習の場としての図書館づくり</u> iii <u>人権が確立されたまち</u> 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>予算基本方針</p> <p>予算基本方針</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 大綱の基本方針を反映 </div> </div>
III 教育施策の重点事業	II で記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について詳細に記載した。

教育委員会後援事業等に関する報告

H28.2.16 からH28.3.15受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成28年8月27日(土) 13時～16時30分	平成28年度少年の主張福岡県大会	会長 右田 喜章	石橋文化センター(共同ホール)	後援	学校教育課
2	平成28年4月27日(水)～ 5月15日(日) 10時～17時	京都相国寺・金閣寺の美若沖と仁清	公益財団法人有馬記念館保存会	有馬記念館	後援	文化財保護課
3	平成28年5月5日(木・祝) ①14時00分～15時20分 ②17時00分～18時20分	劇団風の子九州 こどもの日ファミリー劇場「なるほ堂ものがたり」公演	企業組合 劇団風の子九州	エルガーホール 大ホール	後援	学校教育課
4	平成28年3月25日(金)	石橋文化センター開園60周年 プレ事業 奥村愛 ヴァイオリン・リサイタル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
5	平成28年4月5日(火)	2016年吹奏楽コンクール課題曲講習会	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
6	平成28年4月17日	くるめシティープラスの音楽会	くるめシティープラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
7	平成28年4月17日(日)、 28日(木)	久留米でズンバを楽しもう!	ズンバサークル	久留米市勤労青少年ホーム	後援★	生涯学習推進課
8	平成28年4月20日(水)～ 6月10日(金)、8月6日(土)	「夾竹桃物語—わすれていてごめんね」絵画・書道・読書感想文コンクール2016	「夾竹桃物語—わすれていてごめんね」絵画・書道・読書感想文事務局	コンクール:「夾竹桃物語」事務局 表彰式典:リーガロイヤルホテル広島	後援	生涯学習推進課
9	平成28年4月23日(土)、 24日(日)	石橋文化センター開園60周年記念事業 石橋文化センター こどもフェスティバル	公益財団法人 久留米文化振興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
10	平成28年4月26日(火)～ 5月1日(日)	第7回久留米連合文化会水墨画部展	久留米連合文化会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
11	平成28年5月1日(日)	くるめあそびの日2016	くるめシニアカレッジ ニュースポーツ倶楽部	えーるピア久留米 体育館	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H28.2.16 からH28.3.15受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	平成28年5月3日(火)、4日(水)、5日(木)、7日(土)、8日(日)	久留米シティプラザオープニングシリーズ 第62回久留米連合文化会 茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 和室他	後援	生涯学習推進課
13	平成28年5月12日(木)、14日(土)	講演会「7ヶ国語で話そう」	ヒッポファミリークラブ 久留米	久留米シティプラザ 中会議室	後援	生涯学習推進課
14	平成28年5月18日(水)～22日(日)	第44回久留米連合文化会 書道部書作家展	久留米連合文化会書道部	石橋美術館 1階ギャラリー	後援	生涯学習推進課
15	平成28年5月21日(土)	日韓協働 平成28年度車椅子 レクダンス新曲発表会	特定非営利活動法人 車椅子レクダンス普及会	久留米市 えーるピア 久留米 体育館	後援	生涯学習推進課
16	平成28年5月24日(火)	第10回記念久留米連合文化会 工芸部美術展	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 展示室	後援	生涯学習推進課
17	平成28年6月12日(日)	親子で楽しむ 一日かぎりの オーケストラ	一般社団法人 九州 音楽文化振興会	久留米シティプラザ 「ザ・グランドホール」	後援	生涯学習推進課
18	平成28年8月15日(月)～17日(水)	Classical Ballet Competition	Classical Ballet Competition実行委員会	久留米シティプラザ	後援★	生涯学習推進課

平成28年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
<代表>	
永田 一伸 議員	6 久留米市の教育課題への対応について【教育長】 (1) 第2期教育改革プランの総括と第3期プランの方向性について (2) 教育委員会と学校の一体感と校長をトップとした学校の組織的運営について
石井 俊一 議員	6 第3期教育改革プランについて
田中 功一 議員	3 健康推進事業について (3) 学校教育における取り組みについて 6 投票率向上の取り組みについて
古賀 敏久 議員	5 キャリア教育について
<個人>	
田住 和也 議員	1 小中学校教育環境の充実について (1) 学力の育成と向上のための「学習環境の整備」「基礎体力づくり」「食育の推進」について
秋永 峰子 議員	2 義務教育について (1) 空調設備の暖房使用について (2) 特別教室の空調設備について (3) 制服、消耗品のリユース促進について 4 生活者としての外国人支援について (1) 就学援助申請時の窓口支援について
金子 むつみ 議員	1 子どもの貧困について (1) こども食堂について (2) 給食費の問題について (3) 就学援助について (4) 久留米市として新たに子どもの貧困対策の計画を 2 スクールカウンセラーの増員について (1) 子どもの実態と配置基準について (2) 職員の待遇について

代表

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 6 久留米市の教育課題への対応について
(1) 第2期教育改革プランの総括と第3期プランの方向性について

【質問趣旨】 第2期教育改革プランで取り組んできた様々な施策について、どのように評価し、総括したのか。また、その総括を踏まえ、第3期教育改革プランをどのような方向性で策定しているのか。

【回答要旨】 1 第2期教育改革プランの総括について
第2期教育改革プランにおいては、「知・徳・体」のバランスのとれた育成のための教育活動の充実をめざし、具体的目標として「健やかな体」の育成、「豊かな心」の育成、「確かな学力」の育成、それを支える「家庭・地域との連携と学校力の向上」を掲げて、取り組んできました。
その結果、「健やかな体」の育成においては、体力・運動能力等の向上が見られ、小・中学校ともに男子に関しては全国平均を上回る結果となり、「豊かな心」の育成においても、自尊感情の高まりや規範意識に関して全国平均を上回るなどの成果が見られました。
特に、不登校については、小学校における生徒指導サポーターの配置や中学校における校内適応指導教室の設置、各学校における早期発見、早期対応の取組や組織的な復帰への取組を積み重ねた結果、小中学校における不登校出現率が全国平均1.26%に対して、本市が1.15%となる等の成果が見られました。
しかし、「確かな学力」の育成においては、久留米市学力・生活実態調査において小学4年の算数、6年の国語・算数、中学1年の国語・数学で平均正答率が全国平均以上となるなど、一定の改善傾向は見られましたものの、全国学力・学習状況調査においては、小中学校ともに全教科区分で全国平均を超えることができず、依然として課題が残っている状況であります。

2 第3期教育改革プランの方向性について
現在策定中の第3期教育改革プランでは、第2期教育改革プランの効果を持続するとともに、課題を改善することをキーワードに施策の重点化を図っております。また、昨年11月に策定した本市の「教育に関する大綱」の理念を受けて、新たな施策の構築も図っているところであります。

具体的に、プランの目標を「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」とし、その達成に向けて「わかる授業」「たのしい学校」「久留米版コミュニティースクールの推進」の3点から施策を重点化しております。

特に、第2期教育改革プランの成果である不登校への対応については、依然として280名を超える不登校児童生徒がいる現状を改善できるよう、「たのしい学校」づくりの取組として、生徒指導サポーターや校内適応指導教室の拡充等により効果の持続を図り、さらなる不登校の減少をめざしていきたいと考えております。

また、第2期教育改革プランの課題である学力の保障と向上については、「わかる授業」づくりの取組として、少人数授業の実施や専任化した学力向上コーディネーターの有効活用、成果のあった学力向上策を2年間で追試実践する教育実践指定校の取組、アクティブ・ラーニングの手法による授業改善とそのため教師力向上の支援など、学校の教育力向上へ努めていきたいと考えております

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 6 久留米市の教育課題への対応について
(1) 第2期教育改革プランの総括と第3期プランの方向性について【2回目】

【質問趣旨】 教育委員会だけでなく、地域や市長部局とも連携し、全市的に教育課題の解消に向けて取り組むことが学校の教育活動充実のために重要であると考えているが、このことについて第3期教育改革プランを進めていく上でどのように考えているのか。

【回答要旨】 本市の学校教育が直面する教育課題の解消に向けて、学校・地域・家庭の連携は大変重要であり、市教育委員会としても市長部局や関係機関と連携しながら必要な支援等を具現化していくことが必要と認識しております。

これまでの第2期教育改革プランにおいて、具体的目標の1つとして「家庭・地域との連携と学校力の向上」を掲げておりましたが、地域学校協議会の開催回数や協議内容の公開・発信等では目標を達成することができましたものの、学校・家庭・地域が協働した取組を提言する機能やその実働化といった質的な課題が明らかになりました。

そこで第3期教育改革プランでは、重点の1つに「久留米版コミュニティースクールの推進」を掲げ、地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着のための取組、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組、安全・安心の取組や健全育成の取組などを通して学校・家庭・地域の一層の協働をめざすこととしております。

市教育委員会としましては、各学校の地域学校協議会が作成した活動プランの内容に応じた補助金の交付や会長等を対象とした研修会の実施といった取組に加え、市長部局や関係機関とも連携した取組や支援を充実していきたいと考えております。

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 6 久留米市の教育課題への対応について
(2) 教育委員会と学校の一体感と校長をトップとした学校の組織的運営について

【質問趣旨】 本市の教育課題解消に向けて、教育委員会と学校が一体感を持って取り組むとともに、校長をトップとした学校の組織的な運営を図るために、今後どのように取組を進めていくのか。

【回答要旨】 1 現状と課題について

今日子どもたちを取り巻く社会状況は、価値観や生活様式の多様化により大きく変化し、地域コミュニティの希薄化等に伴う家庭や地域の教育力の低下とも相俟って、学校に求められる教育機能や役割が拡大しています。

このような状況変化や多様化、広範化する課題に適切に対応するためには、校長をトップとした教職員並びに様々な専門性を持つ職員を含めた組織的な学校運営が、これまで以上に重要になっていると認識しております。

組織的な学校運営を効果的に進めるために必要な校長の資質・能力として、学校の教育目標実現に向けた対応方針の策定はもとより、その達成のための組織づくり、教職員等と協働して進める組織的な運営能力、教職員の能

力育成を図る指導力、保護者や地域等との調整力やコミュニケーション能力などが、一層重要であると考えております。

そのため、市教育委員会と小学校長会・中学校長会の代表により構成する教育課題検討委員会を定例開催し、協働して取り組むべき課題解決の方策等を協議した上で、定例校長会・定例教頭会を通して全体に、その内容を周知徹底するという仕組みを設けて、服務規律の確立はもとより、様々な教育課題対応と職務能力の向上を図っております。

また、教育センターにおける校長研修会などを通して、校長の学校管理運営上、あるいは様々な課題解消に必要とされるマネジメント力の育成・向上に努めているところです。

2 今後の取組について

市教育委員会としましては、各学校との連携強化に努めながら、これから第3期教育改革プランの目標やめざす姿、施策・事業を各学校に周知徹底し、その取組内容の実践を各教室まで浸透させるとともに、PTAや地域学校協議会などの関係者に協力を求めていきたいと考えております。

その中心的な取組として、「わかる授業」・「たのしい学校」・「久留米版コミュニティ・スクールの推進」の区分により、学力の保障と向上や不登校の予防と解消などの数値目標を掲げた学校プランを各学校が自主的・主体的に策定することとしています。

この学校プランの立案による実践において、市教育委員会は学校訪問や校内研修等における指導助言を通して、学校との一体感を深めながら、第3期教育改革プランの具現化に向けた取組を進めてまいります。

これらの施策が、本市の様々な教育課題の解消に効果的につながっていくよう、取組の基盤となる校長のマネジメント力の育成・向上を一層図りながら、学校の組織的な一体感の醸成に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 石井 俊一 議員

【質問要旨】 6 第3期教育改革プランについて

【質問趣旨】 「教育に関する大綱」に定められた市長の思いを受けて策定される第3期教育改革プランの大きな特徴は何か。

【回答要旨】 1 本市の「教育に関する大綱」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、市長と教育委員会で構成された「総合教育会議」における協議を経て、昨年11月に策定されました。

その中では、「一人ひとりを大切にしたい、未来を担う人づくり」を基本理念とし、「未来に希望の持てるまちづくりに向けて、教育の充実を図ること」や、「子どもたちの生きる力を育み、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを進めること」が、久留米市の教育理念として掲げられております。

この基本理念を実現するために、「生きる力」の育成、特色ある教育の推進、安心して学べる教育環境づくりの推進などが基本目標として設定されています。

そして、本市の教育課題である学力の保障と向上とも密接に関連する子どもの貧困対策の推進や青少年の健全育成など、子どもの健やかな育ちを支える施策が盛り込まれています。

また、これからの時代のニーズを踏まえて外国語教育を充実することや、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」、「久留米シティプラザ」や「美術館」等の施設を活用した優れた文化芸術に

触れる機会づくりや、宮ノ陣クリーンセンターの「環境交流プラザ」を活用した環境教育など、本市の特色を生かした教育が掲げられています。

2 第3期教育改革プランの特徴について

まず、本市教育に関する大綱の「未来を担う人づくり・希望の持てるまちづくり」の理念を受けて、子どもたちが変化の激しい時代の中で「生き抜く力」を育むことや、「将来に夢や希望を持って学ぶこと」を基盤としています。

また、第2期教育改革プランの総括から「効果の持続と課題の改善」をキーワードとして、施策の重点化を図っているところです。

さらに、自分が生まれ育った久留米への愛着と誇りを持って、将来に渡ってふるさとへの貢献を思う人に育ってほしいと願い、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標としております。

具体的施策としましては、本市の懸案課題である学力の保障と向上や不登校への対応に係る充実方策の外、重点としている「わかる授業」に関して、小・中学校の英語教育の充実に向けた取組や「くるめ学」子どもサミット、中学生を対象とした無料学習支援塾などを盛り込んでいること、また、「たのしい学校」に関しては、セーフスクールの推進や校内適応指導教室の拡充などを盛り込んでいること、さらに、その他の施策として、シティプラザや美術館、環境交流プラザの活用による文化芸術にふれる機会や環境教育を推進していくことなどが、第3期教育改革プランの特徴といえます。

【質問議員】 石井 俊一 議員

【質問要旨】 6 第3期教育改革プランについて 【2回目】

【質問趣旨】 策定される第3期教育改革プランは、学校の教職員へどのように浸透させるのか。また、市民への周知はどのようにされるのか。

【回答要旨】 1 学校の教職員への浸透策について

第3期教育改革プランの具体的な施策が、各学校での授業や学校行事の中で効果的に行われ実効性のあるものとなるためには、校長のリーダーシップのもと、教職員をはじめとする関係者が協働して取組を進めていくことが大切であります。

そのために、第3期教育改革プランの実現に向けて、各学校が、自校の実態と課題を明らかにし、目標達成の評価指標と取り組み方法を学校プランに具体化し、作成することとしています。また、学校プランを各教室まで浸透させるために、学年や学級ごとの経営方針である学年経営案や学級経営案に、「わかる授業」と「たのしい学校」という視点からの取組内容を必ず盛り込んで、推進していくこととしています。

2 市民への周知について

久留米市教育委員会が発行する「くるめっ子通信」や学校だよりや学校通信等を活用して周知を図っていきたいと考えています。

また、全小・中学校に設置している地域学校協議会の活動を充実することにより周知が進むと考えられます。今回、各学校において地域学校協議会プランを新たに作成することとしており、学校・家庭・地域の協働による提言の実働化につながるものと考えております。

【質問議員】 田中 功一 議員

【質問要旨】 3 健康推進事業について

(3) 学校教育における取り組みについて

【質問趣旨】

子どもの頃から、がんに対する正しい理解や、生活習慣病を予防する教育が大切だと考えるが、取組の現状と今後どのような取組を行うのか。

【回答要旨】

1 がん教育や生活習慣病の予防教育の現状について

小学校6年の体育科「病気の予防」の単元や、中学校・高等学校の保健体育科「健康な生活と疾病の予防」の単元、「現代社会と健康」の単元において、生活習慣病を予防する観点から、がん予防を含めた学習を行っています。

また、小中学校全学年の学級活動において、心身ともに健康で安全な生活態度を育成するための保健指導を、学級担任と養護教諭が家庭と連携しながら進めており、運動、食事、休養・睡眠等の望ましい習慣によって生活習慣病を予防する大切さを段階的に指導しております。

さらに、市教育委員会では、公益財団法人がん研究振興財団作成の中学生向け「乳がん」等に関するパンフレットや、文部科学省作成の高校生向け資料集「健康な生活を送るために」を活用してがん教育を推進するよう働きかけ、各学校で実践してきたところです。

2 今後の取組について

昨年3月、文部科学省は「学校における今後のがん教育の在り方」について通知し、がんに対する正しい理解、がんに向き合う人々への共感的理解を通して、命の大切さや、自他の健康を適切に管理する大切さを学ぶことをねらいとするがん教育の一層の充実を求めています。

その一環として本年度、荒木中学校が県教育委員会指定のがん教育推進モデル校となり、専門医や関係機関との連携やがん教育用教材の作成等、その推進体制や効果的指導法の構築に取り組んできました。今後は、県教育委員会とも連携し、モデル校の実践の成果を全校に広げる方策を検討していきたいと考えております。

それと同時に、生活習慣病の予防は、家庭での望ましい生活習慣の形成と密接に関連するため、今後もPTAと連携し、家庭教育宣言や食育啓発事業において、親子一緒に生活習慣を見つめ、改善していく取組を推奨するなど、健康教育の充実を図っていききたいと考えております。

【質問議員】

田中 功一 議員

【質問要旨】

6 投票率向上の取り組みについて

【質問趣旨】

高等学校において、政治参加意識を高めるための生徒への指導、教員の政治的中立性を確保する取組をどのように行っているのか。

【回答要旨】

1 政治参加意識を高めるための生徒への指導について

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、高等学校において、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加え、教育の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるような、具体的かつ実践的指導を行うことが一層求められています。

これまで久留米市立高校では、公民科を中心に、政治や選挙の制度、政治参加の在り方等を指導してきました。昨年12月に文部科学省から主権者教育の副読本が配布されたことを受け、模擬選挙や現実の具体的な事象を取り扱った討論等の参加型学習を取り入れて、生徒の政治的教養を育成すると同時に、選挙制度への理解を深め、違法な選挙運動を行わないよう指導に努めているところです。

具体的には、公民科の学習として、南筑高校3年が昨年11月に久留米大学と連携し、現実の県知事選と市長選をテーマに、実際の新聞記事や選挙公報を基にグループで討論を行い、投票行動までを模擬体験しております。また、南筑高校及び久留米商業高校2、3年生が今年2月に市選挙管理委員会と連携し、選挙の意義および選挙運動と政治活動をする際に留意すべきことを学び、政治参加意識を高める指導の充実に努めております。

さらに、総合的な学習の時間において、地域社会の課題を見だし、課題解決に向けて自分たちにできることを考える学習を行うなど、全教職員が関わる指導体制の構築と学校全体で指導していく年間指導計画の検討を進めているところです。

2 教員の政治的中立性を確保する取組について

教員がこれらの指導を行うなかで、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動や、教育上の地位を利用した選挙運動等の行為を決して行うことなく、教育の政治的中立性を確保することは極めて重要であると認識しております。

そこで、市教育委員会としましては、特に様々な見解がある現実の課題や特定の政策を取り上げたり、特定の政党に所属する議員や政党関係者を招いたりする際に留意すべきことへの認識を深めるために、県教育委員会主催の研修会に市立高校教員を派遣し、その内容を全教職員で徹底するよう指導しております。また、各学校において文部科学省作成の「主権者教育指導の手引き」を活用した校内研修会を実施すること、管理職の教室訪問による指導内容の把握を徹底することを指導しているところです。

【質問議員】 古賀 敏久 議員

【質問要旨】 5 キャリア教育について

【質問趣旨】 キャリア教育の意義をどのように捉え、本市の現状はどのようになっているのか。

【回答要旨】 1 キャリア教育の意義について

今日、少子高齢社会の進展、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化が進む中、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が必要とされています。

このような社会の要請から、今、学校教育に求められているのは、学校の学習と社会とを関連づけた教育を推進することにより、生涯にわたって学び続ける意欲や社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を育成するキャリア教育であります。

キャリア教育は、子どもの全人的な成長・発達を促す視点に立った取組を積極的に進めるものであると同時に、一人一人のキャリア発達や個としての自立を促す視点から従来の教育のあり方を見直す理念と方向性を示すものでもあり、大変重要であると考えております。が一体と

2 久留米市の現状について

本市では、各学校においてキャリア教育の全体計画を作成しており、学校の全教育活動を通して推進を図っております。

具体的には、キャリア教育ではぐくむべき4つの資質・能力の育成に留意しながら、各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間を通して取り組んでおります。ここで、4つの資質・能力とは、

第1に、相手の意見を聞いて自分の考えを正確に伝える活動や他者と協力・

協働する活動を通して養われる人間関係形成・社会形成能力
第2に、自己肯定感を高める活動を通して養われる自己理解・自己管理能力
第3に、課題を発見し、処理し、解決する活動を通して養われる課題対応能力
第4に、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、将来設計の活動を通して養われるキャリアプランニング能力
であります。

特に、久留米市では、他の市町村に先駆けて早い時期から、地域、企業、経済団体、NPO等と連携し、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解に向けた職場体験学習を全中学校で実施してきております。

3 今後の取組について

各学校におけるキャリア教育を推進するために、学校訪問等を通して、キャリア教育の全体計画への指導・助言を積極的に行ってまいります。

また、進路指導が進路確保にとどまることなく、学ぶことと働くことをつなぐ系統的な教育活動となるよう、市教育センターにおける進路指導主事研修に「キャリア教育の積極的な推進の在り方」の研修を位置づけること等により、充実を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 古賀 敏久 議員

【質問要旨】 5 キャリア教育について【2回目】

【質問趣旨】 キャリア教育を推進するための仕組づくりについて、どのように取り組んでいくのか。

【回答要旨】 1 キャリア教育推進のための仕組づくり

キャリア教育においては、児童生徒に社会や職業との関連を意識させる学習が大切であり、学校外の教育資源である地域と協力して指導を効果的に行うことが重要になります。

そのためには、学校が家庭や地域、企業、経済団体、NPO等と連携することが極めて大切であり、その実現に向けて、教育活動への地域や社会の人々の参加を前提とした、校内の仕組づくりを行う必要があります。

そこで、校長のリーダーシップのもと、進路指導担当と学年主任を中心としながら、各学年の教職員全員で指導にあたる校内体制、そして、学校を支援していただく地域人材の確保、活用の仕組みを構築できるよう、学校訪問等の機会を通じて指導・助言しているところです。現在、ります。

2 今後の取組について

各学校におけるキャリア教育をさらに推進するため、引き続き校内体制や地域等との連携による仕組づくりへの指導・助言を強化してまいります。また、児童生徒のキャリア発達を促進する「キャリアモデルとの出会い体験」等の取組については、今後、久留米版コミュニティ・スクール推進事業による交付金対象とするなどの支援を行っていきたいと考えております。

個人

【質問議員】

田住 和也 議員

【質問要旨】

- 1 小中学校教育環境の充実について
(1) 学力の育成と向上のための「学習環境の整備」「基礎体力づくり」「食育の推進」について

【質問趣旨】

久留米市の学力の育成と向上における「学習環境の整備」「基礎体力づくり」「食育の推進」についての認識とこれまでの取組状況、その成果としての児童生徒の学力の現状は、どのようになっているか。

【回答要旨】

- 1 これまでの取組状況について

第2期教育改革プランでは、家庭・地域との連携と学校力の向上を基盤として、「健やかな体」、「豊かな心」及び「確かな学力」の育成を具体的な目標に位置付けて、取組を進めてきました。

その中でも、「確かな学力」を育成していくには、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を充実させていく観点に立って、子どもたちが意欲を高めながら取り組む授業を、日々積み重ねていくことの大切さが明らかになったところです。

また、学習への集中や意欲を生み出すという観点から、家庭での「早寝早起き朝ご飯」といった規則正しい基本的な生活習慣や、生活リズムに沿った学習習慣の形成と定着が、学力向上の土壌であると改めて見直すこととなりました。

さらに、体育の授業や日常的な外遊びなどによって育まれる基礎体力は、子どもたちがやる気をもって学び続けるエネルギーの源であることから、家庭や地域と連携して同時的に育むことが大切であると考えられます。

このような「確かな学力」育成の土壌や源を育むために、学校においても、日常の給食指導や学級活動の指導における食育の推進、外遊びの奨励や年間を通じて特定の運動に取り組む「1校1取組運動」による基礎体力の向上に努めてきました。

さらに、学習環境を整備するという視点から、子どもたちの不安や悩みを解消し、安心して学習に集中できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や、生徒指導サポーターの配置、校内適応指導教室の設置による支援を進めてきました。

ほかにも、小学校における市単独少人数講師の配置や中学校における教科ごとの学力向上プロジェクトチームの取組や学力向上コーディネーターの配置など、学力向上のための授業充実に向けた直接的な人的環境整備も図ってきたところです。

- 2 その取組の成果としての学力の現状について

昨年、12月に実施しました久留米市学力・生活実態調査の結果では、小学4年の算数及び小学6年の国語と算数で平均正答率が全国平均以上となり、目標に到達している児童の割合も、国語については小学1・2年で、算数については小学2年から4年まで及び6年で、全国平均以上となっており、昨年度と比較して一定の改善傾向が明らかとなりました。

しかし、昨年4月に実施の全国学力・学習状況調査の結果では、依然、全国平均を超えることができず、学力形成の土壌となる朝食摂取率や家庭での学習時間などについても、課題が残されている現状にあります。

今後、その課題解決に向けて、第3期教育改革プランの施策・事業に具現化して、各学校と連携した取組を進めていきたいと考えています。

【質問議員】 田住 和也 議員

【質問要旨】 1 小中学校教育環境の充実について
(1) 学力の育成と向上のための「学習環境の整備」「基礎体力づくり」「食育の推進」について【2回目】

【質問趣旨】 学校単独の取組の限界を超えるためには、学校・家庭・地域が緊密に連携を図り、協働して一体的に教育環境の充実に取り組んでいくことが不可欠であり、そのための仕組みを整備することが必要であると考えているがどうか。

【回答要旨】 家庭における学習習慣の形成と定着や、家庭の社会経済状況に応じた教育支援については、学校と家庭・地域などが協働して取組を進めることが重要と考えております。

そこで、第3期教育改革プランでは「久留米版コミュニティ・スクールの推進」を重点の一つに掲げ、各学校の地域学校協議会を核として、学校・家庭・地域の協働の取組を一層進めることとしております。

現在、市内のいくつかの校区では、子どもたちの学習習慣定着や学力向上のため、地域ボランティアを主体として放課後学習や土曜日の学習支援活動が実施されるなど、先駆的な取組が行われております。

今後、地域学校協議会を中心とした久留米版コミュニティ・スクールを推進する中で、このような地域と協働した取組を、会長等研修会の機会を通じて、市内の多くの学校に広げていきたいと考えております。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 2 義務教育について
(1) 空調設備の暖房使用について

【質問趣旨】 今ある空調設備を暖房にも利用できるようにすべきだと思うが、どうか。

【回答要旨】 久留米市では、学校施設の整備について、子供たちの安全・安心で快適な学習環境づくりを目指し、夏季の高温化対策として、平成26年度までに全ての小中学校の普通教室へ空調機の設置が完了しております。

この小中学校の普通教室の空調機利用につきましては、「久留米市小中学校エアコン運用ガイドライン」を作成し、当該ガイドラインに基づき運用しています。

しかしながら、先般の想定を越える大寒波に見舞われたことにより、児童生徒の学習環境や健康管理面に配慮するための空調機利用について、改めて運用のあり方を検討する必要性があると認識したところです。

今後、暖房利用による電気料金等の課題もありますが、児童生徒にとって快適な学習環境を年間を通して維持する観点から、必要に応じた空調機の利用ができる、ガイドラインの見直しを検討していきたいと考えております。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 2 義務教育について
(2) 特別教室の空調設備について

【質問趣旨】 特別教室への空調設備の設置をどうしていくのか。

【回答要旨】 小中学校の特別教室への空調機設置につきましては、これまで利用頻度の高い図書室や、機器保全の理由からコンピューター教室については、全校に

設置が完了しております。

一方で、その他の理科室や音楽室等については、臭気対策など特別な理由から設置した一部の教室に留まっております。

そういった状況の中、特に、中学校の特別教室は、教科担任制で利用頻度も高く、児童生徒が快適に学習できる環境の確保のためにも、今後整備が必要であると認識しております。

しかしながら、空調機の設置には相当の財源が必要となるため、国の補助等の動向を踏まえるとともに、教室の稼働率等を考慮しながら、整備方針について検討をしていきたいと考えております。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 2 義務教育について
(3) 制服、消耗品のリユース促進について

【質問趣旨】 中学校入学に際して制服や体操服などの出費が大きな負担となっている家庭が増えている。子どもの貧困対策の一つとして、制服や消耗品のリユースを促進してほしいが、そのシステムの構築をどうしていくか。

【回答要旨】 1 制服等のリユースの現状について
市内すべての中学校において、転入生や在校生の制服等の買替えの負担軽減のために、学校や PTA が主体となって制服等のリユースの取組を始めた学校や、小学校区の保護者同士のつながりでリユースが行われている学校など、始まった経緯や方法に違いはあるものの、制服等をリユースするという取組が行われています。

リユースに取り組んでいる学校では、制服等の卒業生からの贈与について、卒業式や文化祭の折に保護者に直接呼びかけたり、卒業前に学校からの文書で呼びかけたりして、制服、体操服をはじめ、学校指定のバッグ、体育館シューズ、防寒具など、多くの品目が集められております。また、必要としている新入生に対しては、個別的な配慮を十分に行いながら、贈与された制服等の提供が行われております。

しかし、卒業生等から贈与される制服等の量の確保には限りがあること、また提供を受ける生徒の心情面にも十分な配慮が必要であることから、制服等のリユースについての新入生全体への積極的な広報には慎重な学校が多いというのが現状であります。

2 今後について
本市の子ども達を取り巻く状況として、厳しい経済状況の家庭もあり、その負担を軽減する方策として、制服等をリユースする取組は大切であると考えております。

しかし一方で、制服等をリユースするためのシステム構築については、リユース品の量や質の確保、それを活用する新入生の心情面への配慮等の課題もあり、今後も各学校において慎重に対応する必要があると考えております。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 4 生活者としての外国人支援について
(1) 就学援助申請時の窓口支援について

【質問趣旨】 ①外国人の就学援助申請が、窓口でスムーズに行えるような工夫はできないか。
②外国人に対して、就学援助の案内文書がきちんと伝わるような工夫はでき

ないか。

【回答要旨】

(1) 現状の取組みについて

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助は、義務教育を支える基礎的な経済支援として、非常に重要な制度であります。そのため、援助を必要としている保護者が申請しやすいよう、教育委員会、各教育事務所のほか、各小中学校でも受付を行うとともに、制度周知や申請案内などの広報の充実に努めております。

教育委員会からは、毎年、就学援助申請の案内文書として、「学用品費・給食費等の援助のお知らせ」を、市内の公立小中学校に通う全ての児童生徒、翌年度に入学を予定している新入生の保護者に配布し、周知を図っています。

また、申請の案内文書については、色紙を使用したり、「重要」という枠囲みの表記をするなど、目に付きやすい工夫をしております。さらに、外国人の保護者等にも分かりやすい、ふりがな付きの、平易な日本語で表記した案内文書を別途作成するなど、申請漏れが出ないように努めているところです。

併せて、各学校においては、日本語が話せない外国人の保護者を含めて、必要な方すべてが確実に就学援助を受けることができるよう、個別に申請を促すなどの支援を行っております。

(2) 今後の対応について

いずれの受付窓口においても、来ていただければ、日本語が話せない保護者であっても、適切な対応をし、漏れなく申請に結びつけているところです。そこでまずは、保護者に就学援助制度がどのようなものか、申請のためにどこに行けばよいかを周知し、理解していただくことが、必要な援助につながる第一歩であると考えています。

今後は、さらにきめ細かい工夫や配慮をし、案内文書の外国語表記を行うなど、援助が必要な保護者に確実に情報が届くよう、一層努めたいと考えております。

【質問議員】

金子 むつみ 議員

【質問要旨】

- 1 子どもの貧困について
- (2) 給食費の問題について

【質問趣旨】

- ①給食の無償化を行うべきではないか。
- ②朝食を毎日食べていない子どもが1割以上いる。学校給食として朝食を提供すべきではないか。

【回答要旨】

1 給食の無償化について

学校給食法において、学校給食にかかる経費につきましては、学校給食の実施に必要な施設設備や調理員人件費などの給食運営に要する経費は設置者負担であること、これ以外の食材費は、受益者負担の原則に基づき保護者の負担であることになっております。

本市においては、小学校については月 4,100 円、中学校については月 4,600 円を給食費として保護者に負担いただいております。経済的に困窮している家庭に対しましては、生活保護制度や就学援助制度により給食費の実費援助を行っております。

なお、学校給食の無償化に関しては、保護者負担の軽減の観点から、福岡県市長会等を通じて、国に、引き続き要望していきたいと考えております。

2 朝食の提供について

平成 27 年度久留米市学力・生活実態調査の中で、小学校 3 年生から 6 年生

に朝食摂取状況について尋ねた結果、朝食を「あまり食べない」と回答した児童と「まったく食べない」と回答した児童を合わせると各学年で、6.4%から7.4%の割合でありました。

また、久留米市栄養教諭等研究会の調査によると、朝食を食べない理由は、食べる時間がない、食欲がない、朝食が準備されていない等様々な状況であります。

そこで、学校給食法に基づいて文部科学省が定めた学校給食実施基準をみますと、「学校給食は、授業日の昼食時に実施するものとする」とされており、昼食の提供が前提となっております。したがって、学校給食として朝食を提供することは困難であると考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 1 子どもの貧困について
(3) 就学援助について

【質問趣旨】 ①就学援助の支給費目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加してほしい。
②案内文書を配るだけでなく、周知を徹底してほしい。
③新入学児童生徒学用品費の入学前支給をしてほしい。他自治体の事例研究の結果はどうだったか。

【回答要旨】 (1) 3費目(クラブ活動費、生徒会費、PTA会費)の追加について

就学援助制度について、国は、平成22年度に、生活保護制度の適用を受ける要保護児童生徒に対するクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目を補助対象項目に追加しました。しかし、準要保護児童生徒に対する国の財政支援は、国庫補助金が廃止されて以来、一般財源化されており、必要経費の一部を地方交付税として補うにすぎない状況であります。

このような中、3費目の追加を行うことは、大きな財政負担が見込まれるため、昨年8月の調査結果では、全国の中核市で実施している6市においても、3費目の一部を追加するに留まっております。

就学援助制度は、義務教育を支える基礎的な経済支援であり、安定的な運用を図っていく必要がありますので、現行の制度を維持していきたいと考えております。

(2) 周知の徹底について

教育委員会では、毎年、就学援助申請のための案内文書として、「学用品費・給食費等の援助のお知らせ」を、市内の公立小中学校に通う全ての児童生徒、翌年度に入学を予定している新入生の保護者に配布し、周知しております。

また、申請の案内については、色紙を使用したり、案内文書に「重要」という枠囲みの表記をするなど、目に付きやすい工夫などを行っています。

さらに、市の広報紙やホームページへの掲載を行い、庁舎1階広報モニターを活用した周知も行っているところです。

(3) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

新入学児童生徒学用品費につきましては、本市では入学後に在籍を確認したうえで支給しております。

昨年、福岡市が政令市で初めて新入児童生徒に対し、平成27年度分の就学援助費として、3月に前倒し支給を行いました。本市において、福岡市などの実施例を調査・研究しました結果、本市で導入する際には、

① 前倒し支給事務の人的費がかかること、

- ② 受給者が転出した場合、援助費回収の必要が生じること、
 - ③ 前倒し支給に対応するためのシステム改修が必要なこと
- などの課題が生じます。

したがって、今後も引き続き、福岡市などの事例について、研究していきたいと考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 スクールカウンセラーの増員について

(1) 子どもの実態と配置基準について

【質問趣旨】 スクールカウンセラーに対するニーズの状況はどうなっているのか。また、どのようにスクールカウンセラーを配置しているのか。

【回答要旨】 1 スクールカウンセラーに対するニーズの状況について

いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題や、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の課題を抱える児童生徒への対応が学校にとって大きな課題となっております。

これらの課題に適切に対応するために、各学校への心理に関する専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラーを配置して対応してきました。

その結果、各学校から「児童に関する情報交換が活発になった」、「生徒の悩み等の軽減が図られた」といった報告があっており、平成26年度の小学校の相談件数は、3,095件と前年度より516件増加し、中学校の相談件数は5,227件と前年度より169件増加している状況です。

これまでスクールカウンセラーへのニーズの高まりに応じて配置を拡充してきましたが、現在、市内全学校に対して学校教育課に常駐する4名、委託契約をした臨床心理士17名を配置して対応しております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 スクールカウンセラーの増員について

(1) 子どもの実態と配置基準について

【質問趣旨】 スクールカウンセラーの任用条件はどうなっているのか。

【回答要旨】 1 職員の待遇について

学校教育課にスクールカウンセラーとして配置した任期付非常勤職員の職務内容は、「児童生徒へのカウンセリングに関すること」、「カウンセリング等に関する情報収集及び情報提供に関すること」及び「保護者、教職員等に対する支援、相談等に関すること」としております。

任用条件としては、1日7時間勤務の週5日、最長3年の任用となっており、賃金につきましては、月額202,500円を支給しております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 スクールカウンセラーの増員について

(1) 子どもの実態と配置基準について 【2回目】

【質問趣旨】 スクールカウンセラーに対するニーズは増加傾向にあり、増員する必要があると思うが、今後どのように体制を整備していくのか。

【回答要旨】 1 今後のスクールカウンセラーの配置について

現在、小学校には、市独自の予算で全ての小学校にスクールカウンセラーを配置できています。

具体的に、1回当たり4時間のスクールカウンセラーの派遣を、市内46校の小学校のうちニーズに応じながら6校には年間20回、残りの40校には年間10回実施できています。

また、中学校には県のスクールカウンセラー事業と本市事業を併せて、全ての中学校に配置できています。

その内訳は、市内17校の中学校のうち4校には県が単独配置をし、残り13校には県費と市費を併せて配置し、各学校に対して週8時間で年間35回実施できています。

このように、スクールカウンセラーへの各学校のニーズに応じてきましたが、今後とも、相談件数や相談内容等を精査・分析しながら、適切で効果的なスクールカウンセラーの配置に努めていきたいと考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 スクールカウンセラーの増員について
(2) 職員の待遇について【2回目】

【質問趣旨】 児童保護者の相談ニーズに的確に対応するためには、スキルの高いスクールカウンセラーを確保する必要がある、そのためには正規職員として雇用すべきではないか。

【回答要旨】 1 スクールカウンセラーの正規職員としての任用について
学校からのスクールカウンセラーへの主な相談内容としては、児童生徒からは、「友人関係」や「学業・進路」等の学校に関する事、保護者からは、「発達障害に関する事」や「不登校や問題行動に関する事」が多く、その対応には、スキルの高い人材の確保が重要であると認識しております。
しかし、スクールカウンセラーについては、社会経済情勢が目まぐるしく変化中、行財政環境も依然として厳しい状況が続いていることから、今後とも効果的・効率的なスクールカウンセラーの任用、配置に努めていきたいと考えております。

平成28年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
代表	
石井 俊一 議員	7 スポーツ振興について (1) 大規模大会及びキャンプ地誘致への取り組みについて
佐藤 晶二 議員	4 教育・福祉対策について (1) スポーツ都市宣言をしている市としての対応策について

(市民文化部)

関係)

代表

【質問議員】 石井 俊一議員

【質問要旨】 (1) 大規模大会及びキャンプ地誘致への取り組みについて

【質問趣旨】 大規模大会やキャンプ地の誘致の現状や市の考えを伺いたい。

【回答要旨】 1. 大規模大会やキャンプ地の誘致についての考え

久留米市としましては、昨年10月に策定いたしました「久留米市キラリ創生総合戦略」で、重点的に取り組む事業の一つとしてMICEの誘致に取り組み、交流人口の拡大や定住促進に繋げることであります。

大規模大会やキャンプ地を誘致することで、大会やキャンプに参加する選手に加え、多くの観客が久留米市を訪れ、宿泊や交通、飲食など地域全体への経済波及効果が期待できると考えております。

2. 大規模大会の開催状況について

久留米市では、毎年「久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス」や「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」、「筑後川旗西日本学童軟式野球大会」、「九州柔道大会」など、国内外から多数の選手が参加する大規模大会を、関係競技団体と連携しながら開催しているところでございます。

3. キャンプ地誘致の取り組み状況について

久留米市のキャンプ地誘致の取り組みとしましては、平成26年度から日本スポーツツーリズム推進機構への加入や福岡県と県内自治体で構成された連携会議へ参加し、積極的な情報収集に努めているところでございます。

こうした中、昨年7月、オランダ・ドイツ・スペイン三カ国の柔道、空手道関係者のキャンプ地視察において、本市へお越しいただき、スポーツ施設や交通の利便性など久留米市の魅力をPRし、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致への働きかけを行なわせていただきました。

ラグビーワールドカップ日本大会のキャンプ地誘致につきましては、今春以降にキャンプ地選定のプロセスや諸条件の詳細が発表される予定でございますので、まずは、その内容について精査を行いたいと考えております。

また、これらのMICE誘致を推進していく上で、宿泊施設の一層の充実が必要不可欠であると認識しております。久留米市では、昨年11月に、本市の宿泊施設の改修等に対して、新たな支援制度を創設し、都市としてのコンベンション機能の充実に取り組んでいるところでございます。

4. 今後の大規模大会やキャンプ地誘致の取り組みについて

今後の大規模大会の誘致につきましては、平成30年春オープン予定の久留米総合スポーツセンター内の県立体育館と市立の武道館・弓道場の一体的改築による総合的な体育館の再整備を契機に、九州・全国レベルの大規模大会の誘致強化を図るために、今まで以上に福岡県や各競技団体などと、緊密な連携をとりながら取り組んでまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致につきましては、福岡県との共同事業として、今年の秋に欧州でのキャンプ地誘致のプロモーション活動を行なうこととしており、引き続き、積極的なキャンプ地誘致に取り組んでまいります。

【質問議員】 佐藤 晶二議員

【質問要旨】 (1) スポーツ都市宣言をしている市としての対応策について

【質問趣旨】

- ・市としてアスリートの育成とそのPRをどのように考えているのか
- ・特にトップアスリートを志す青少年に夢と希望を与えてほしい

【回答要旨】 1. アスリートの育成とPRの基本的な考え方について

久留米市では、昭和49年に、スポーツを通じて健康でたくましい心とからだをつくり、豊かで明るく活力ある地域社会の実現を目指して、「スポーツ都市宣言」を行い、その基本指針として「久留米市スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツの振興を図っております。

そうした中、市内には世界大会、全国大会に出場し、優秀な成績を収められたアスリートが多数いらっしゃいます。このようなアスリートの育成とその活躍を幅広く周知することは、市民のスポーツへの関心を高め、久留米市のスポーツ振興につながる非常に有意義なものであると認識しております。

2. 現在の取り組みについて

アスリートの育成につきましては、久留米市では、競技スポーツの普及・推進を目的とする（公財）久留米市体育協会の事業を通して、加盟競技団体の指導者養成講習会や各種競技大会の開催支援等を実施しております。福岡県におかれましては、トップアスリート育成を目的として、小・中学生を対象に能力開発を行う「福岡県タレント発掘事業」を行っており、本市からも毎年数名が参加しております。

優秀な成績を収められたアスリートのPRにつきましては、死や（公財）久留米市体育協会のホームページにおいて周知を行うと共に、表敬訪問などを通して、報道機関への情報発信を行っております。更に、その栄誉を称え、「久留米市スポーツ表彰」を実施しており、平成27年度より小・中学生の表彰対象を拡充させていただきました。表彰式の様子は、広報くるめ等への掲載や新聞で紹介されるなど、広く市民の皆様へお知らせしております。

3. 今後の取り組みについて

アスリートの育成につきましては、国において、これからのスポーツ行政を総合的に推進するために新たにスポーツ庁を設置し、「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」を重点施策の一つとして、様々な取り組みが検討されております。市といたしましても、国・県等の動向を注視しながら将来のアスリートとなる子ども達に対してどのような支援が行えるのか調査研究してまいります。

優秀な成績を収められたアスリートのPRにつきましては、平成27年度より取り組み始めたJR久留米駅構内及び市役所2階ホワイエ等での成績掲示など、そのPRをタイムリーに実施できるよう努めると共に、引き続き、アスリートの活躍に関する情報収集を行い、効果的なPRの充実を目指してまいります。

このように、久留米市としましては、アスリートの育成とPRにつきましては、国・県等の動向を踏まえ、今後も（公財）久留米市体育協会や学校等と連携して、より効果的な施策を行うことで、「スポーツの都市（まち）久留米」として、トップアスリートを志す青少年に夢と希望を与えていきたいと考えております。

通学路の交通安全対策について

「久留米市通学路安全推進会議」※¹の構成機関（警察、道路管理者、教育委員会）において、「久留米市通学路交通安全プログラム」※²に基づき、平成 27 年度も次の取組みを行った。

1 小・中学校による安全点検（4～5 月初旬）

4 月から 5 月にかけて、小中学校で教職員や P T A 等が通学路の安全点検を行い、その結果を教育委員会で集約した。

2 合同点検及び安全対策案の決定（8 月～11 月）

(1) 関係機関による協議・検討

- 前記 1 で集約した危険箇所について、警察、国・県・市の道路管理者及び教育委員会で情報交換し、対策案を協議・検討した。
- 過年度（平成 24～26 年度）の危険箇所に対策案が未定の箇所についても、再度対策案を検討した。また、対策済み箇所についても、学校へのアンケートを参考に、対策効果の把握を行った。

(2) 現地の合同点検

現地確認が必要な箇所について、学校、警察、道路管理者、教育委員会による合同点検を実施した。[計 15 箇所(国道 1 箇所、県道 10 箇所、市道 4 箇所)]

(3) 対策案の取りまとめ

平成 27 年度対策必要箇所 48 箇所（対策例：カラー舗装、区画線更新など）

○対策状況合計[平成 24～26 年度](H28.1 月末時点)

区 分		総 数			
		国道	県道	市道	
対策案 決定箇所	対策済	240	17	103	120
	対策未実施	30	2	18	10
対策案未定箇所		0	0	0	0
計		270	19	121	130

○平成 27 年度分の状況(H28.1 月末時点)

区 分		総 数			
		国道	県道	市道	
対策案 決定箇所	対策済	10	0	7	3
	対策未実施	38	1	9	28
対策案未定箇所		0	0	0	0
計		48	1	16	31

※1 久留米市通学路安全推進会議

継続的な通学路の交通安全の確保を目的として設置。警察、国・県・市の道路管理者及び教育委員会により構成され、通学路の危険箇所の把握や危険箇所に対する安全対策等の検討を行う。

※2 久留米市通学路交通安全プログラム

「久留米市通学路安全推進会議」において策定したもので、「合同点検」「対策の検討・実施」「対策効果の把握」「対策の改善・充実」を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、継続的に通学路の安全を確保するためのプロセスをまとめたもの。

久留米商業高校 経営科学科「特別進学コースを含む」について(3年経過後の総括)

本校は、少子化や社会情勢の変化に伴い、進学志向生徒の増加や高卒採用を控える企業の増加などの現状を踏まえて、入学志願者の確保及び、高校の3年間プラス短大・大学まで通算5～7年間を見通して専門教育を行うことを視野に、地元久留米で貢献できる有為な人材の育成をめざし、平成25年度、経営科学科6クラス(4クラス経営科学科一般、2クラス経営科学科特別進学コース)へと学科改編した。改編後3年、商業高校としての特色ある教育活動を展開してきたが、平成27年度末経営科学科第1期生の卒業に伴い、経営科学科の成果と課題等を、以下のように総括する。

1 経営科学科の成果と課題

(1) 経営科学科全体の現状

進学希望者の割合が増加する傾向にある中、本校では、就職、進学、公務員採用においても着実に実績を伸ばしているため、中学生やその保護者からの評価が総じて高く、入学時から進路に関する目的意識が高い生徒を確保することが出来た。その結果、学習や部活動等、学校生活全般において前向きに取り組む生徒の様子がみられている。各種検定取得においては、改編前に比較すると、より難易度の高い検定(日商簿記1級、応用情報技術者検定、TOEIC、GTEC等)に自主的に挑戦する生徒の数が増加した。その結果、生徒の主體的、計画的な学習態度へとつながり、定期考査における学年平均点や、外部模擬試験の得点が上がった。

経営科学科一般と特別進学コース間では、体育祭やクラスマッチ等での協同活動や交流を通じて、互いに高めあう意識も生まれ、よい刺激を与え合った結果、ともに進路実現に対する意識が高められ、また生徒同士の望ましい人間関係も構築された。

(2) 成果

- ①特別進学コースにおいて、英語の単位及び科目数の増加、7限目授業における「選択プログラム」導入(「会計」「情報」「英語」の中からの生徒の希望による選択制、火曜日と水曜日の7限目に実施)、進路に合わせた3年次選択科目、課題研究の時間における進路学習の充実など教育課程を工夫した結果、授業内容が深化し、学習意欲の向上が見られた。今年度は、いわゆる私立難関大学や、商業系以外の学部への進学者が増加した。また、遠方の大学への進学者や、海外留学希望者も増えた。
- ②経営科学科一般においては、限られた高卒求人の中から、生徒の希望に合う民間企業への就職を100%実現するとともに、進学希望者についてもそれぞれの志望先に合格することができた。
- ③経営科学科一般、特別進学コースともに、進路実現への意識が高く、国公立大学への進学はこれまで15名程度だったが、今年度は30名が進学を決めている。また、公務員については行政職での合格者が増加した。

(3) 課題

本校教育の中心に「キャリア教育」を据え、多様な進路希望をもって入学する生徒を適切に支援できるよう、教職員も進路指導意識をさらに高め、生徒が進路を実現していく環境を整えることが必要である。すなわち、改編後の3年間を踏まえた上で、行事の精選と授業時間の確保、授業の質の維持向上、余裕のある学校生活の年間スケジュールの作成等とともに、生徒の学習と部活動との両立に向けたきめ細かな支援、生徒それぞれの進路志向の把握並びに進路先やその達成方法について情報収集等を行い、それを教職員間で情報共有しながら一層共通認識を持って指導にあたる必要がある。

2 生徒募集について

(1) 広報活動

6月から中学校PTAによる本校訪問（12校程度）において、また7月末からは各中学校、本校、地域の施設等で中学生、保護者、中学校の先生対象に説明会を実施している。

(2) 志願者状況

進学実績の向上に伴って、一部に「レベルが上がって難しくなった」というイメージが生まれ、市内におけるこれまでの受験者層の取り込みができていないのではないか、市外からの入学者の割合が増えているのではないか、との懸念もあったが、結果は以下の通りである。

年度	市内			市外		
	志願者数	入学者数	入学者比率	志願者数	入学者数	入学者比率
24（旧学科）	211	175	73%	75	65	27%
25（新学科）	249	165	69%	114	75	31%
26（新学科）	207	144	60%	142	96	40%
27（新学科）	198	166	69%	92	74	31%

- 平成25年度は、新学科に対する期待により市内・市外ともに志願者が増加したが、24年度の市内・市外の入学者比率に比べてそれほど大きな差とはなっていないことから、これまでは本校を受験していなかった層の生徒が学科改編を機に、多く志願したための志願者増と思われる。
 - 26年度は、前年度の合格率低下の反動から、不合格になるリスク回避のためか、市内の中規模校を中心に志願者数が減少した。一方、市外の志願者が増加したため、それが市内からの入学者比率が低下することとなった。
 - 27年度は、志願者減少に歯止めをかけるために、本校独自の説明会を保護者向けや学習塾へと拡大した。市内の志願者は微減にとどまる一方、市外の志願者は大幅減少（市外の中学生数が減少したためだと推察される）したが、新学科発足1年目の平成25年度における市内・市外の入学者比率にまで戻すことができている。
- ※ なお、志願者に対する入学者の割合（合格率）については、市内・市外ともに旧学科の平成24年度からほぼ同じ割合である。

以上が志願者状況の推移であるが、平成28年度は、27年度同様の説明会実施回数を、6回から10回に増やし、学校説明に、よりきめ細かい入試データを加え、推薦入試を含め志願者確保を図った。その結果、推薦入試においては前年と同数の志願者を確保し、一般入試においては24人増加した。つまり、経営科学科特別進学コースについては、志願者数の大きな増減はなく、一定層の生徒にとっての進学選択肢に位置付けされていると思われる。また、経営科学科一般については、推薦入試においては微減し、一般入試において増加している。この要因及び、市内・市外からの志願傾向等については現在分析中であるが、今年度の広報活動において有効だった「推薦入試から受験してもらい、結果が出なかった場合でも一般入試で再挑戦してもらい、二度のチャンスを活かしてもらおう」働きかけを強化していきたい。

3 今後について

本校は、地域に根付いた市立高校としての役割を担っていることから、今後も市内中学校の生徒から、進学先として選ばれる学校であらねばならないし、志願者を安定的に確保しなければならない。

その方策として、本校の入試情報について、中学校に対する広報活動を強化して、「レベルが上がった」とのイメージを払拭しつつ、本校の魅力に対する中学生や保護者の理解を深め、希望を高めていく必要がある。さらに、本校のキャリア教育を充実する中で、地域の企業、公共機関等の協力による教育資源の活用や、地域との交流を通して、将来にわたる勤労観等を醸成するとともに、地域イベントへ積極的に参加するなどの取組によって、本校における生徒の成長の姿から学校の魅力を積極的にPRしていきたい。

また、就業構造の変化に対応し、有為な人材育成を図って卒業生を送り出し、地域企業等の認知度を上げなければならない。そのために、久留米商工会議所および諸団体との連携を密にし、求められる人材像に合う教育活動を充実していきたい。

平成28年度新設 南筑高校スポーツキャリアコースについて

(1) スポーツキャリアコースの広報及び説明

市内外の中学校（約110校）に全職員で訪問し、スポーツキャリアコースの趣旨説明及び理解に努めた。

- 説明の重点**
- 生徒の実態やペースに応じ、基礎からじっくりと学習を進めることができ、学力の定着と部活動の両立を図れるカリキュラムを編成すること
 - 部活動や体育を通じて獲得した力で進路実現をし、社会貢献する人材を育成すること

①目標

- ・スポーツにかける熱い思いとその技術を活かし、「生涯体育」を普及促進するリーダーとして、職場や社会に貢献する人材の育成
- ・2020年の東京オリンピックに出場するような人材の育成（曾根選手等）

②めざす人材像

- ・スポーツ指導者として、将来、久留米市内小・中学校、南筑高校等に里帰りし、青少年の育成に携わるような人材、また、久留米出身のスポーツ選手として活躍する人材

③特色ある取組

- ・「運動の効果」「運動と栄養」「スポーツが持つ社会での有用性」等を学ぶ月例講演会（外部専門家）を実施する。
- ・地域行事へのボランティア参加を通じて実践力をつけ、かつ地域社会との関わりを深める。

(2) スポーツキャリアコース入学者の状況

柔道部15名、剣道部 5名、硬式野球部 10名、ソフトボール部 7名 計37名※

※定員40名の内、他3名については普通コースで合格者としているため、定員割れは生じていない状況
なお、教職員で、専門性を持つ指導者は、柔道部2名、剣道部2名、硬式野球部3名、ソフトボール部2名（うち1名は外部コーチ）、ソフトテニス部1名である。

(3) 今後の課題

①スポーツ推薦入学者について

今年度は、スポーツキャリアコースを含め、柔道部15名、剣道部8名、硬式野球部10名、ソフトボール部8名、ソフトテニス部3名の計44名をスポーツ推薦で確保した。その内、剣道部3名、ソフトボール部1名、ソフトテニス部3名の計7名については、学習活動により力を入れたいと本人の強い希望で、スポーツキャリアコースではなく、普通コースに入学する結果となった。（スポーツ推薦入学者の中には成績優秀者及び大学進学希望者も多い。）

今後は、そのような生徒の多様な進路ニーズに応じながら、学力保障やスポーツ関連を含めた進路保障等に取り組んでいきたい。

②学習等支援体制

- ・スポーツキャリアコースは重点部活動5部の顧問の一人が担任する体制を採る。また、新設1年目は、学年主任にも重点部活動の顧問の一人を配置し、スムーズなスタートができるよう支援する。
- ・スポーツキャリアコースで学ぶ生徒にふさわしい態度や精神を醸成し、スポーツキャリアコースが普通コースから乖離せず学年全体が一体感を保つことが不可欠である。そのため、スポーツキャリアコースとしての授業規律や生徒指導に係る規則等に関して、定例部活動顧問会議や、職員全体で情報を共有する場を機能させ、現状把握に努めて、生じる課題には迅速に対応できるようにする。
- ・スポーツキャリアコースの目標達成に向け、指導方針や支援のあり方等についての職員研修会を年度始めに実施し、全教職員が共通認識して指導あたるようにする。

③スポーツキャリアコースの新設は、学校をさらに活性化し、久留米市立高校として、地域の期待に一層応えるよう特色化を図ったものである。今後、第一期生の育成を通して、課題や改善点も出てくることが予想されるが、丁寧に対応し、学校全体の教育活動の向上につなげていきたい。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

障害者差別 解消法

平成28年3月30日
教育委員会資料
教育部学校教育課

へい せい ねん がつ
平成28年4月からスタート

しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法は、
しょうがい ひと
障害のある人への
さ べつ
差別を
なくすことで、



しょうがい ひと
障害のある人も
ひと
ない人も
とも い
共に生きる
しゃ かい
社会をつくることを
め ざ
目指しています。

しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法
のポイント

ふ とう さ べつ て き と り あ つ か
「不当な差別的取扱い」と
ご う り て き は い り ょ
「合理的配慮をしないこと」が、差別になります

	やくしょ こうりつがっこう 役所・公立学校など	かいしゃ みせ しりつがっこう 会社・お店・私立学校など
ふ とう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
ごうりてきはいりょ 合理的配慮	しなければならない	するよう ^{どりよく} に努力

ふ とう さ べつ て き と り あ つ か
不当な差別的取扱いとは・・・

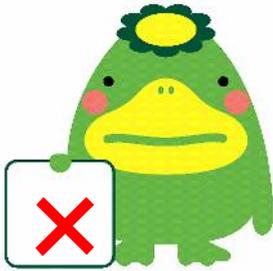
しょうがい りゆう う せいげん
「障害がある」という理由だけで、サービスを受けられなかったり、制限されたり、
じょうけん っ
条件を付けられたりすることです。

ごうりてきはいりょ
合理的配慮とは・・・

- しょうがい こ た こ びょうどう きょういく う けんり きょうゆう こうし
障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使できるよう
にするために、
- ◎市と学校が、その子の状況に応じて個別に、学習内容や学習方法、支援体制などについて、必要で適切な変更を行ったり、調整を行ったりすること
 - ◎市や学校に対して、体制面や財政面で大きな負担とならないもの

ポイント

学校などにおいて不当な差別的取扱いになると思われる例



- 学校への入学願書を受け取らないことや、受験、入学などを拒むこと
- 受験などを拒まない代わりに、正当な理由のない条件を付けること
- 時間をかければ本人ができる学習活動などを、適切な時間を与えずに支援者や周りの子どもに手伝わせてしまうこと
- 定期考査などで合理的配慮を受けたことを理由に、テストの結果を評価しなかったり、評価に差を付けたりすること

ポイント

学校などにおける合理的配慮の例

- 音に過敏な子どものために、教室の椅子の脚にテニスボールなどを付けて雑音を減らすこと
- 学習に集中しやすくするために、黒板周りの掲示物の量を減らすこと
- 説明する時などに、理解の仕方に合わせて、絵や写真カードなどを使うこと
- 選んだり決めたりする時に、「はい」「いいえ」で答えられるようにすることなどにより意思を確認できるようにすること
- 車椅子利用者のために、キャスター上げ等の補助をしたり段差にスロープを渡したりすること
- グループをつくる時などに、対人関係づくりに困難がある子どものために、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること

障害者差別解消法を受けて、学校が保護者とともに、お子さんに必要な合理的配慮について積極的に話し合うことで、子どもたちの学校生活がより豊かになることを願っています。

学校では、必要なお子さんについて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、家庭訪問や個人懇談などの機会を通じて個別に説明することとしています。



合理的配慮などについてお尋ねになりたいことがありましたら、学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生にご相談ください。



問い合わせ先 久留米市立〇〇〇〇学校 特別支援教育コーディネーター 〇〇〇〇
 [電話] 094〇-〇〇-〇〇〇〇 [ファックス] 094〇-〇〇-〇〇〇〇
 [メール]@.....



国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について

1 目的

国立国会図書館がデジタル化した資料の閲覧・複写サービスを市民に提供することによって、従来入手困難であった資料・情報の利用を可能とするもの。

2 対象資料

国立国会図書館が持つデジタル化資料で、絶版などの理由で入手困難な資料
141.5万点 (平成28年1月現在)

図書	昭和43年以前受入。戦前・戦後刊行され入手困難な資料
古典籍	貴重書、江戸期・清代以前の和漢書等
雑誌	明治期～平成12年刊行。商業出版されていないもの
博士論文	平成3～12年度受入。商業出版されていないもの

3 利用対象者

- 久留米市立図書館の館外利用手続きを済ませた登録者
- ・市内に居住し、または通勤し、もしくは通学している者
 - ・久留米広域市町村圏事務組合を構成する市又は町に居住する者
 - ・久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会を構成する市又町に居住する者
 - ・福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市、町又は村に居住する者

4 提供場所

久留米市立中央図書館 (野中町970-1)

5 利用方法

- ①中央図書館 (2階調査研究室) に設置した専用端末で検索、閲覧
- ②複写は申出により著作権の範囲内で職員が行う
- ③複写料金1枚10円

*なお、デジタル化資料検索は「国立国会図書館デジタルコレクション」
<http://dl.ndl.go.jp/>にアクセスすればインターネットでも行うことができる

6 サービス開始時期

平成28年4月1日 (金)

(参 考) 既にサービス提供中の県内公立図書館
福岡県立、北九州市立、福岡市総合、春日市民図書館

城島ふれあいセンター条例の別表の取り扱いについて（報告）

1. 経緯

先月の学校教育法の改正に伴う久留米市城島ふれあいセンター条例の一部改正議案の審議において、「学校教育法に規定する大学」との表記（裏面参照）に関連し、

- ① 大学の範囲・・・大学校の取扱い
- ② 専門学校や専修学校の取扱い

について、質疑がありました。

なお、当該条例の一部改正の議案については、3月議会に上程し、常任委員会での議案審査を経て本会議において可決されました。

2. 確認結果等

今回の条例改正の対象となった城島ふれあいセンターは、平成27年度から、以前別個に条例を設けていた3施設（青少年ふれあいセンター、天文台、働く女性の家）を一つの条例にまとめ、その折に別表の規定を整備しました。

従来の青少年ふれあいセンターでは、「幼、小、中学校」「高校・大学・青年」「一般成人」と規定したものを、法制との審査協議を経て現行区分に整理しました。

なお、宿泊施設利用については、小学生の通学研修及びスポーツ少年団合宿、中・高校生のスポーツクラブ合宿が多く、大生や専修生の利用は確認できませんでした。

3. 今後の対応

別表の規定については、次回の条例改正の機会に、委員のご指摘を踏まえ、区分の表記内容全体を含め検討し整理したいと考えております。

平成28年度

久留米市教育施策要綱
(案)

久留米市教育委員会

はじめに ～久留米市教育行政の基本指針～

久留米市は、平成 12 年(2000 年)に 21 世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画 基本構想を定め、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の 3 つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めています。また、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示し、久留米市の都市づくりの基盤となるものとして、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とした久留米市新総合計画第 3 次基本計画基本計画を策定し、持続的発展へ向けた都市づくりに取り組んでいるところです。

また、平成 27 年 11 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき設置した、「総合教育会議」における協議を経て、「一人ひとりを大切に、未来を担う人づくり」を基本理念とし、学校教育、社会教育などの基本方針・基本目標を定めた教育に関する大綱を定め、教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を進めることとしています。

久留米市教育委員会では、この久留米市新総合計画第 3 次基本計画及び教育に関する大綱に掲げる基本理念と目指す都市の姿の実現に向けて、第 3 期久留米市教育改革プラン（市教育振興基本計画）をはじめとする教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を推進していくこととなります。

その基本方針として、まず、「子どもの笑顔があふれるまち」にあっては、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、豊かな個性と才能を發揮しながら努力することの素晴らしさの分かる人間に育つ環境づくりを進めます。

「心豊かな市民生活を創造するまち」にあっては、生涯を通じた学習活動の支援やスポーツに親しめるような環境づくり、多様な文化芸術活動の創造や活性化、歴史的資源の魅力開発・発信や未来への継承、子どもたちの郷土愛を育む教育の実施を進めます。

「人権が確立されたまち」にあっては、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に向けた都市づくり、男女共同参画社会の実現にむけた取組を進めます。特に、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進します。

なお、こうした今後の教育行政の推進に当たっては、教育委員会及び事務局の活性化を図るとともに、市長部局はもとより、福岡県教育委員会や関係機関・団体との密接な連携を図る必要があります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、教育におけるより具体的な施策方針である平成 28 年度久留米市教育施策要綱を定めました。この教育施策要綱に基づき、教育課題の解決に向けて、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ継続的な教育施策・事業の推進に取り組んでいきます。

平成 28 年 月

久留米市教育委員会

目 次

I	教育施策の重点課題と対応方針	1
II	教育行政の主要施策の展開	
i	子どもの笑顔があふれるまち	
1	教育改革プランの推進	2
2	学校教育環境等の整備	8
ii	心豊かな市民生活を創造するまち	
1	生涯学習・社会教育の推進	10
2	歴史的資源の保護と活用	11
3	スポーツの推進	12
4	市民の自己学習の場としての図書館づくり	13
iii	人権が確立されたまち	15
III	教育施策の重点事業	16
IV	教育行政資料	

I 教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

平成28年度は、「教育に関する大綱」に掲げられた本市の教育理念と基本目標を踏まえ、平成28年度から31年度を計画期間とした第3期教育改革プランにおいて、様々な教育施策を推進していく。

まずは、第1期・第2期プランの計画期間中において達成できなかった学力等の重点課題への対応に向けて、これまでの改革プランの取組を基盤としつつ、さらに発展させる形で施策を推進する。加えて、急速なグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要になることを踏まえ、外国語教育の充実を図り、子どもたちが国際社会の中で生き抜くために必要な資質や能力を育成する。

次に、安心して学べる学級づくりや楽しい学校生活が送れるように、不登校やいじめ問題への対策を行う。

さらに、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、人権意識の確立や特別支援教育の充実に取り組み、併せて、学校・家庭・地域との連携強化を図るため、久留米版小・中学校コミュニティ・スクールの取組を推進する。

また、学校施設の整備・充実については、引き続き、安全かつ快適な学校施設整備を目指し、国庫補助等を活用しながら、施設の長寿命化や老朽化した校舎等の改築を実施する。

加えて、子どもたちにより良い教育環境を構築するための学校小規模化対応を関連部局と連携を図りながら推進していく。

その他にも、学校給食の充実など、広く市民の理解と協力を得ながら、より効率的かつ効果的な教育行政施策の推進に努める。

社会教育分野においては、平成28年度は、新しい久留米の賑わいと求心力の拠点となる久留米シティプラザの開館をはじめ、美術館の運営移行、仮称久留米スポーツセンター体育館本体工事への着手といった、市政の重要テーマである「文化芸術、スポーツを生かしたまちづくり」の大きな節目を迎える年であり、これらの事業を着実に進めていく。

また、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開する。

あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取組を進める。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

II 教育行政の主要施策の展開

i 子どもの笑顔があふれるまち

1 教育改革プランの推進

第3期教育改革プランは、平成28年度からの4年間を計画期間とするプランとして、第1期及び第2期の教育改革プランにおける成果と課題を踏まえ、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」をプランの目標とし、目指す姿「夢に向かって学ぶくるめっ子」に向かって、従来からの取組の「効果の持続と課題の解消」を図るため、①わかる授業【学力の保障と向上】②たのしい学校【安心・安全な学校づくり】③久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】3点から重点化を図り施策を推進する。また、3つの重点を支える施策として学校ICT環境整備を進め、教材等の共有や研修の充実、校務の効率化を図っていく。

(1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

毎日の授業や校内研修の在り方等を見直し、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育てます。

また、すべての小・中学校で行われている「くるめ学」の学習や外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努める。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
小・中学校学力・生活実態調査事業 【重点事業1】	学校教育課	小・中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努める。	11,192
小学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業2】	学校教育課	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置して授業改善・補充学習・学習規律の確立にかかる支援を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。	46,339
中学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業3】	学校教育課	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上のための企画・立案及び調整等を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、新たに中学生を対象とした無料の学習支援塾（くるめっ子塾）を設置する。	33,717
外国語指導助手活用事業 【重点事業4】	学校教育課 南筑高校 久留米商業高校	外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を小・中・高等学校の授業において活用する。	計 61,633 小：15,241 中：39,192 高：7,200

小・中学校特別支援教育支援員活用事業 【重点事業5】	学校教育課	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で個別の支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員の配置を行う。	103,347
「くるめ学」子どもサミット事業 【重点事業6】	学校教育課	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知する。	679
小学校英語教育充実事業 【重点事業7】	学校教育課	全小学校の3分の2程度の教員を対象に外国語活動の指導技術やALTとのTT、効果的な活動等について研修を行う。	5,156
中学校英語教育充実事業 【重点事業8】	学校教育課	中学生を対象に3日間程度のキャンプを実施し、グループごとの活動やスピーチ等の活動を通して英語の運用能力を向上を図る。また、中学校3年生を対象に英語検定の検定料の全額助成を行い、原則全員の受験を行う。	9,296
教職員研修事業 【重点事業9】	教育センター	教職員の指導力（授業力）を高めるため、初任者、経1・2・3・4・5・10年、主任等の中堅、管理職といった経験年数と職能に応じて教職員が自己の課題に応じて主体的に研修を進めていける研修の充実を図る。	17,017
特別支援教育進路指導事業	学校教育課	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行う。	2,879
小・中・特別支援学校図書活動の推進	教職員課	小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。	計 70,969 小：50,246 中：18,570 特支：2,153
学校事務支援事業	教職員課	小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより、学校事務の支援を行う。	計 96,387 小：62,481 中：32,526 特支：1,380
教育課題研究事業	教育センター	本市の教育施策を踏まえた独自の教育課題を解決するため、市独自の研究班による研究主題を設定し、調査研究を行う。また市主催研修を通じて、その成果の普及に努める。	1,073

教育活動支援事業	教育センター	教職員の教育活動を直接支援するため、ICT活用推進、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センター、教育論文奨励等の充実を図る。	1,404
情報教育推進事業	教育センター	学校におけるコンピュータネットワークシステムの障害防止や障害発生時の対応を迅速に行うことで、安定的な運用を図る。	35,045
教職員校内研修事業	学校教育課 教職員課	教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行う。	計 2,477 小：1,595 中：767 特支：115
教科等教育研究推進事業	学校教育課	学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各種教科等研究会への補助金の交付を行う。	2,663
国・県・市教育研究指定事業	学校教育課	文部科学省や県教育委員会、市教育委員会が教育研究指定校を指定、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上と教育活動の充実を図る。	3,600

(2) 重点2 たのしい学校【安心・安全な学校づくり】

不登校やいじめ問題への対策をしっかりと行い、安心して学べる学級や楽しい学校生活が送れるようにします。その中で、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、共感・協調できる子どもを育てます。

また、セーフスクールの取り組みを充実させることで、子ども自らがいかに自分で自分の身を守るかを意識し、自ら安全な行動ができるよう指導の充実を図っていきます。

さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努めます。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
心の教育推進事業 【重点事業 10-1, 2】	学校教育課	児童生徒の相談窓口（スクールカウンセラー等）を整備、個々に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見することで、子どもたちの健全な心の育成を図る。	計 27,188 小：3,069 中：11,016 SC人件費13,103
小学校不登校対応 総合推進事業 (生徒指導サポーター活用) 【重点事業 11】	学校教育課	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図るため、小学校に生徒指導サポーターを配置する。	14,181

<p>スクールソーシャルワーカー活用事業 【重点事業 12】</p>	<p>学校教育課</p>	<p>社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用を行うことにより、課題解決への対応を図る。</p>	<p>計 10,522 (人事予算計上)</p>
<p>中学校不登校対応総合推進事業 【重点事業 13】</p>	<p>学校教育課</p>	<p>全中学校の校内適応指導教室に助手を配置し、不登校傾向及び不登校生徒の校内での居場所をつくり、段階的に教室復帰ができるように生徒指導・進路指導及び学習支援を行う。</p>	<p>33,551</p>
<p>不登校児童生徒対策事業 【重点事業 14】</p>	<p>青少年育成課</p>	<p>「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図る。また、臨床心理士との連携により、児童生徒及び保護者のサポートを強化する。</p>	<p>6,779</p>
<p>不登校児童生徒訪問指導事業 【重点事業 15】</p>	<p>青少年育成課</p>	<p>家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し、児童生徒及びその保護者に対して、指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図る。</p>	<p>1,704</p>
<p>生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置） 【重点事業 16】</p>	<p>学校教育課</p>	<p>専任補導教員が配置されていない中学校に対し、非常勤講師を配置することにより、生徒指導担当教員が専任で生徒指導上の諸問題の解決と早期対応が図れる体制をつくる。</p>	<p>15,854</p>
<p>中学校美術教育振興事業 【重点事業 17】</p>	<p>学校教育課</p>	<p>中学校第1学年を対象に、久留米市の美術館・有馬記念館で行われる企画展・平常展の鑑賞、久留米シティプラザの見学に係るバス借り上げを行うとともに、中学校美術作品展を支援することにより、美術に対する興味を高め、郷土を愛する心をはぐくみ、豊かな心を育成する。</p>	<p>6,003</p>
<p>健康増進特別事業</p>	<p>学校保健課</p>	<p>自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図る。</p>	<p>計 32,522 小：15,272 中：15,351 特支：1,899</p>
<p>生徒指導連絡協議会助成</p>	<p>学校教育課</p>	<p>問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行う。</p>	<p>計 867 小：118 中：697 高：52</p>

(3) 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

全小・中学校に設置している地域学校協議会を充実させ、提言の実働化と学校関係者評価の充実を図っていきます。具体的には、地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組、健全育成の取組など推進していきます。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業【重点事業18】	学校教育課	地域とともにある学校づくりのため、地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある教育活動や教育課題に対応した取組を推進する。	26,778
発達障害早期総合支援事業【重点事業19】	学校教育課	発達障害児に対する早期からの総合的な相談・支援体制整備のため、久留米特別支援学校内に「子ども発達相談教室」を設置する。ADHD児への包括的治療プログラムを実施する「くるめSTP」に対して補助金を交付する。	3,634
P T A団体助成	教育部総務	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会に対して補助金を交付する。	2,920
就学相談事業	学校教育課	障害のある幼児児童生徒の就学先決定についての就学相談を実施し、自立し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提供を行う。	1,367
学校問題解決支援事業	学校教育課	保護者等からの要求や苦情に対して、法的・専門的な分野の専門家からなる相談体制を確立し、学校への助言を行う。	322

(4) 学校ICT環境整備

3つの重点を支える施策として学校ICT環境整備を進め、教育イントラネットを活用した教材等の共有や研修の充実、校務支援システムによる校務の効率化によって生まれた時間を活用して生徒指導の充実等に取り組みます。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
学校ICT環境再整備事業【重点事業20】	教育センター	学校・教育部間の情報共有や情報収集を迅速に行えるよう、教育イントラネットを構築する。また、児童・生徒一人ひとりの全ての情報をデータベース化し、学習指導や生徒指導に活用するために校務支援システムを導入する。	205,781

情報教育環境の充実	教育センター	教育用パソコンの整備を進めるとともに、その活用を推進するため、教育用ソフトの整備と必要なメンテナンスを行う。また、インターネットの活用により、情報の収集・発信・交流を行い、情報教育の充実を図る。	119,311
-----------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

(5) その他の施策

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
食育プログラム研究推進事業 【重点事業 21】	学校教育課	子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭等研究会に対して助成を行う。	686
食育啓発・促進事業 【重点事業 22】	学校教育課	学校・地域及び家庭が連携し、家庭における食育の充実や子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、小中学校父母教師会等の取組としての食育啓発活動に対して助成を行う(5校)。	500
医療的ケア対応事業 【重点事業 23】	学校教育課	久留米特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者待機等を解消するため、看護師を配置し、個々の状況に的確に対応できる安全な教育環境を整備する。	23,571
セーフスクール推進事業 【重点事業 24】	学校教育課	毎年小学校 10 校をセーフスクール推進校とし、セーフコミュニティモデル校の取組を生かしながら、地域や関係機関と連携した安全教育の推進を図る。	695
中体連・中文連助成 賞賜金支給	学校教育課	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行う。	計 21,995 補助金: 21,464 賞賜金: 531
中学校部活動活性化事業	学校教育課	(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入することで、外部指導者の指導中の事故等に対応、積極的な外部指導者の活用を図る。	193
学校訪問看護支援事業	学校教育課	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制度を活用する際の補助を行う。	2,906

中学校活性化事業	学校教育課	中学校の生徒会の交流を促進し、生徒会活動を活性化することで、生徒による学校運営の円滑化と課題の解決を図る。	189
定期健康診断	学校保健課	児童生徒及び教職員の健康診断を実施し、健康管理の推進を図る。	計 40,908 小：23,029 中：13,367 特支：1,581 高：2,931
歯科保健指導事業	学校保健課	学校歯科医の指導のもとに歯科衛生士を久留米市立小学校に派遣し、小学校2年生を対象に歯磨指導を行う。	913
感染症予防対策	学校保健課	学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図る。	計 4,954 小：3,208 中：1,421 特支：87 高：238
学校保健会助成	学校保健課	各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保健衛生の普及向上に資する。	2,418
学校給食の充実	学校保健課	学校給食の効率的運営とともに、給食備品等の計画的整備をすることで、その内容の充実を図る。	計 613,727 小：563,904 中：28,527 特支：21,296

2 学校教育環境等の整備

児童生徒がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、老朽化した学校施設の長寿命化対策や、トイレ改修等を行い、また、児童生徒の個々の状況への配慮並びに多様な学習が行える施設環境の整備に努める。

小学校の小規模化対応については、他自治体の事例等も参考として施策実施を進めるとともに、小規模化における通学区域のあり方について検討を行う。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
学校施設の整備充実 【重点事業25】	学校施設課	児童・生徒の生命を守り、災害時の地域の避難施設を確保し、多様で新しい学習活動に対応した教育環境の整備を進めるため、学校施設の改築を計画的・効率的に行う。	計：2,657,165 小：1,987,788 中：669,377 (うち改築事業) 小：1,963,968 中：609,871

学校施設長寿命化事業 【重点事業26】	学校施設課	学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために防水・外壁工事などの施設の長寿命化を図る。	計:1,016,424 小:504,519 中:318,360 特:89,022 高:104,523 (繰越予算含む)									
学校施設維持管理事業	学校施設課	学校施設における機能の維持改善を図るとともに、安全で快適な学習環境づくりに向けた整備を行う。	計:238,181 小:114,900 中:79,281 特支:4,200 高:39,800									
久留米市奨学金	学校教育課	経済的な理由により高等学校等の修学が困難な者に対し奨学金を給付する。 <table border="1" data-bbox="699 745 1185 936"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学一時金 (円)</th> <th>月奨学金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>20,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> ※高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者の月奨学金は7,000円		入学一時金 (円)	月奨学金 (円)	公立	20,000	5,000	私立	30,000	7,000	22,472
	入学一時金 (円)	月奨学金 (円)										
公立	20,000	5,000										
私立	30,000	7,000										
就学援助事業	学校保健課	小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給する。	計 501,201 小:271,710 中:229,075 特支:416									

ii 心豊かな市民生活を創造するまち

1 生涯学習・社会教育の推進

市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、ニーズに対応した市民講座や教室を実施し、あらゆる世代への学習機会の提供に努めるとともに、社会教育団体の支援や地域人材の発掘と育成を図り、生涯学習・社会教育を通じた地域づくりに取り組む。

また、生涯学習センターをはじめとする社会教育施設やコミュニティセンターの生涯学習ネットワークを強化し、豊かな学びの場の整備と多様な学習情報の提供を図る。

さらに、市民の学習活動の拠点である社会教育施設を利用者が安全に安心して利用できるよう改修を進める。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
地域生涯学習振興事業 【重点事業 27】	生涯学習推進課	校区等において実施される委嘱学級や土曜塾をはじめとする生涯学習事業に対して、財政支援や指導者の養成などの各種支援を行い、地域における生涯学習の振興を図る。	60,491
体験活動推進事業 【重点事業 28】	生涯学習推進課	少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさを友情の深まりなどを体験する場を創出し、子どもたちの自主性・協調性・創造性を育む。	6,274
社会教育団体支援事業	生涯学習推進課	LLネットコアくるめや子ども会連合会、女性の会婦人会連絡協議会をはじめとする各社会教育団体の活動振興のため、財源支援や活動助言、指導等の各種支援を行う。	21,320
生涯学習センター活用事業	生涯学習推進課	各地域における生涯学習センターを広く活用した各種講座等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図る。	8,928
生涯学習センター維持補修事業	生涯学習推進課	えーるピア久留米をはじめ、各地域の生涯学習センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	43,095
そよ風ホール維持補修事業	生涯学習推進課	そよ風ホールについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	3,805
城島総合文化センター維持補修事業	生涯学習推進課	城島総合文化センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	20,994
城島ふれあいセンター維持補修事業	生涯学習推進課	城島ふれあいセンターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。	1,994

2 歴史的資源の保護と活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

高良山から耳納北麓エリアにおける文化資源等を、歴史的な背景に基づくストーリーとして紹介・発信していくとともに、拠点や行程の環境整備等を行う。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
歴史博物館整備検討事業 【重点事業 29】	文化財保護課	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設として歴史博物館の整備を図る。 六ツ門図書館展示コーナーでは、博物館資料の展示・公開や体験学習を通して集客効果を高め、博物館建設への市民意識の高揚を図る。平成 28 年度は戦後 70 年を柱として、(仮称)「平和資料展」と「大地に残る地震の爪あと展」を開催する。	18,206
筑後国府跡歴史公園整備事業 【重点事業 30】	文化財保護課	久留米市を代表する文化遺産である筑後国府跡を、市民が身近な場所で歴史を感じることができる歴史公園として保存整備することにより、歴史学習を基調とした交流の場を提供し、市民の「郷土」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。	66,848
歴史ルートづくり事業 【重点事業 31】	文化財保護課	豊かな歴史・文化・自然を育む高良山と、地域資源豊富な耳納北麓エリアを一体的に捉え、歴史的背景に基づくストーリーを設定することで、地域の魅力を発信する。同時に、拠点や行程の環境整備を行い、安心・安全なルートづくりを推進し、交流人口の増加を目指す。	32,845
発掘調査事業	文化財保護課	国民の共有財産である貴重な埋蔵文化財を保存するため、開発により現状が維持できない場合は、記録保存を目的として、発掘調査を行う。わが国及び久留米地域の歴史・文化等の正しい理解を促し、市民の郷土愛を醸成するとともに、地域の文化活動の展開やまちづくり活動を支援する。	115,011
埋蔵文化財センター事業	文化財保護課	発掘調査に伴う出土品や記録類の集中管理及び調査研究を行う。また、市民の多様な文化的活動の展開を拡大するため、展示会や体験学習の実施や、学校教育の「総合的な学習の時間」などへの支援を行う。	3,402

歴史的建造物保存整備事業	文化財保護課	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存整備・活用を図り、市民へ周知し、その魅力を内外に向けて発信できる人づくりとまちづくりを推進する。	2,742
史跡等環境整備活用事業	文化財保護課	地域の特性を生かした「歴史の広場」の整備を進め、説明板の設置などまちづくりの素材としても活用を図る。また、文化財の周知、普及活動を積極的に展開する。	4,066
坂本繁二郎生家活用事業	文化財保護課	久留米城下町に唯一残る武家屋敷であり、市指定文化財である坂本繁二郎の生家の周知活用として、展示会やイベントを実施する。また、歴史のプロムナードなど重要な地域資源としてPRを広く行い、市内外の交流人口増加にも努める。	463
文化財保護団体等育成事業	文化財保護課	文化財の管理、普及活動及び無形民俗文化財の継承を行っている団体に対し補助金の交付を行うことで、文化財の保護を図る。	1,436

3 スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、県南の中核を担う広域的なスポーツ施設の充実に向け、久留米総合スポーツセンター内の体育館、武道館、弓道場の一体的な改築について、県と連携し、着実な施設整備の推進を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、キャンプ地誘致など開催効果を引き込む取り組みを進める。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進める。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
総合武道館整備事業 【重点事業32】	体育スポーツ課	老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館および弓道場の一体的改築について、福岡県と協議しながら実施する。 <主な内容> ・解体・改築工事負担金 ・上空通路実施設計負担金 ・電柱等移転補償金	891,542

MICE 誘致推進事業 【重点事業 33】	体育スポーツ課	平成 30 年の（仮称）久留米スポーツセンター体育館オープン（予定）や平成 32 年オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致やオリンピック・パラリンピック参加チームの事前キャンプ地誘致を推進する。	18,034
総合型地域スポーツクラブ支援事業	体育スポーツ課	地域住民主体による、子どもからお年寄りまで、「いつでも、どこでも、だれでも」が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動等を支援する。	788
（公財）久留米市体育協会助成事業	体育スポーツ課	市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行う。	35,570
スポーツ交流推進事業	体育スポーツ課	スポーツを通じて、近隣市町村および市民間の交流を推進し、お互いの友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツを振興する。	13,497
スポーツ大会振興事業	体育スポーツ課	各種スポーツの全国・九州レベルの大会を誘致開催することにより、市民のスポーツ技術向上とスポーツを始めるきっかけをつくり、競技スポーツの振興を図る。 ○久留米国際女子テニス大会（28年5月） ○紫灘旗全国高校遠的弓道大会（28年8月）	8,507
体育施設維持補修事業	体育スポーツ課	多様な市民スポーツニーズに応える広域スポーツ施設として、人々のライフステージにおいて体力・年齢・目的に応じたスポーツに親しむ環境の整備と、その活用による生涯スポーツの振興を図る。 <主な内容> ・市野球場トイレ内部改修工事 ・田主丸ソフトボール場防球ネット修繕	61,251
市民スポーツ推進事業	体育スポーツ課	市民が主体的にスポーツと触れ合う、校区を中心とした新しい取り組みを提供し、気軽にスポーツに楽しめる環境を整備する。	87,932

4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積を行い、利用者への適切な提供や企画展示など積極的な利活用を図る。

また、各地域館や図書施設とのネットワークの緊密化、石橋文化センターや新たな美術館など隣接施設・関係団体等との連携などにより、図書館全体の総合力を高め、サービスの充実を図る。

◎主な事業の概要

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
<p>子どもの読書環境整備事業 【重点事業 34】</p>	<p>中央図書館</p>	<p>(1) 子どもの読書活動推進計画の実施 「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成24年3月策定、計画期間平成24年度～平成28年度)に基づき、子どもたち一人ひとりの豊かな人間形成に資するため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進める。 (2) ブックスタート事業 子どもと絵本をつなぐきっかけづくりを目的として、子どもの健やかな成長などにも効果があるブックスタート事業を実施する。 ○子どもの読書環境整備</p>	<p>5,988</p>
<p>図書館整備事業 【重点事業 35】</p>	<p>中央図書館</p>	<p>快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応する。 ○図書館整備 ○図書館資料整備充実 ○図書館福祉サービスボランティア活動支援 ○図書館維持補修</p>	<p>82,559</p>

iii 人権が確立されたまち

市民一人ひとりがかげがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

事業名	担当課	事業概要	予算額 (千円)
人権教育・啓発推進事業 【重点事業36】	人権・同和教育課	全中学校区毎に「人権のまちづくり推進協議会」を設置し、これを中心とした地域主体の人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図る。	7,110
社会人権・同和教育事業	人権・同和教育課	社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び進路保障を図るための所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現をめざす。	14,368
小・中学校人権・同和教育事業	人権・同和教育課	部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実に資する。 「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進する。	3,000
学校人権・同和教育事業	人権・同和教育課	差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、社会に残る差別意識を解消するため、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付を行うなど、基本的人権を尊重する意識を醸成する教育活動を推進する。	27,296
社会人権・同和研修事業	生涯学習推進課	同和問題や男女共同参画に関する問題をはじめとする様々な人権問題に関して「なるほど人権セミナー」等の啓発事業を実施するほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図る。	2,263

Ⅲ 教育施策の重点事業

重点事業1	小・中学校学力実態調査事業
重点事業2	小学校くるめ学力アップ推進事業
重点事業3	中学校くるめ学力アップ推進事業
重点事業4	外国語指導助手活用事業
重点事業5	小・中学校特別支援教育支援員活用事業
重点事業6	「くるめ学」子どもサミット事業
重点事業7	小・中学校英語教育充実事業
重点事業8	中学校英語教育充実事業
重点事業9	教職員研修事業
重点事業10-1	小・特別支援学校・高校心の教育推進事業
重点事業10-2	中学校心の教育推進事業
重点事業11	小学校不登校対応総合推進事業(生徒指導サポーター活用)
重点事業12	スクールソーシャルワーカー活用事業
重点事業13	中学校不登校対応総合推進事業
重点事業14	不登校児童生徒対策事業
重点事業15	不登校児童生徒訪問指導事業
重点事業16	生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)
重点事業17	中学校美術教育振興事業
重点事業18	小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業
重点事業19	発達障害早期総合支援事業
重点事業20	学校ICT環境再整備事業
重点事業21	食育プログラム研究推進事業
重点事業22	食育啓発・促進事業
重点事業23	医療的ケア対応事業
重点事業24	セーフスクール推進事業
重点事業25	学校施設の整備充実
重点事業26	学校施設の長寿命化事業
重点事業27	地域生涯学習振興事業
重点事業28	体験活動推進事業
重点事業29	歴史博物館整備検討事業
重点事業30	筑後国府跡歴史公園整備事業
重点事業31	歴史ルートづくり事業
重点事業32	総合武道館整備事業
重点事業33	MICE誘致推進事業
重点事業34	子どもの読書環境整備事業
重点事業35	図書館整備事業
重点事業36	人権教育・啓発推進事業

【事業名】 小・中学校学力・生活実態調査事業

【事業目的】 小・中学校において、標準学力検査を実施することにより、児童生徒の学力実態を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指す。

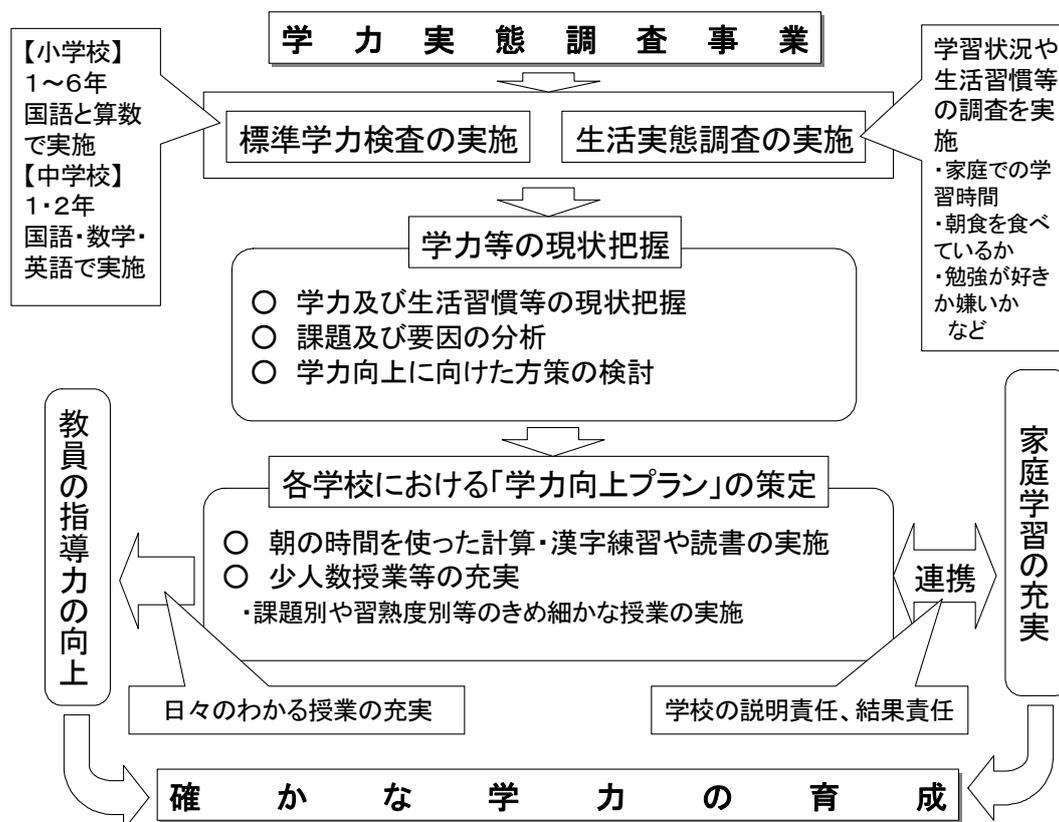
【事業内容】

(1) 調査対象学年及び教科、調査日

① 小学校 第1～6学年…国語・算数（2教科） 平成28年12月19日（月）	② 中学校 第1学年…国語・数学（2教科） 第2学年…国語・数学・英語（3教科） 平成28年4月14日（木）
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

(2) 調査結果の活用

- ① 本市教育施策の改善
- ② 各学校における学校プラン（「確かな学力」の向上）の見直し及び授業改善
- ③ 保護者等への基本的な生活習慣・学習習慣確立のための協力依頼



【成果目標】 学力実態調査に基づく学校プラン（確かな学力の育成）の策定

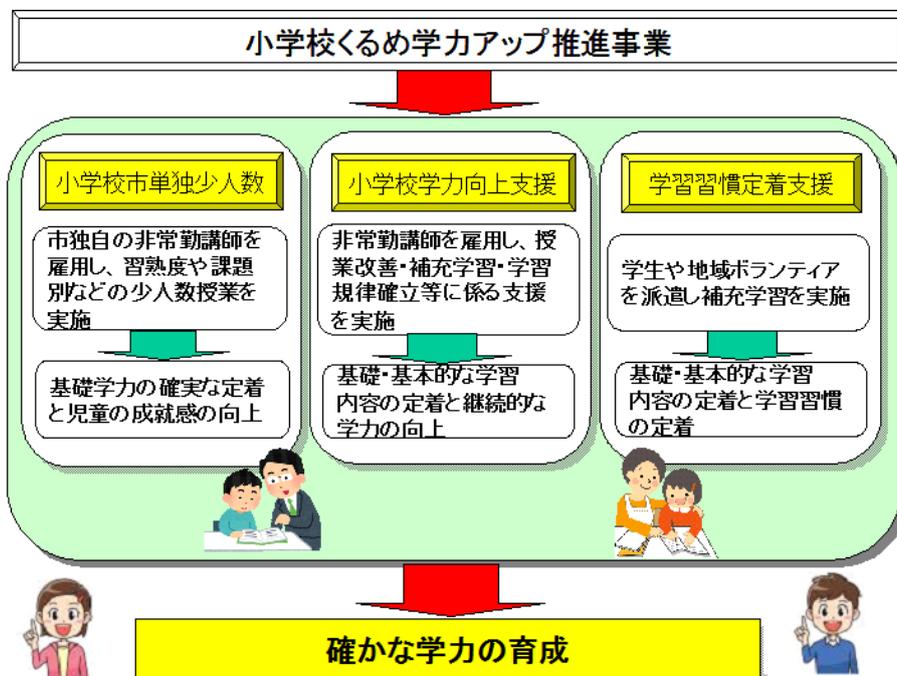
【予算額】 11,192千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 小学校くるめ学力アップ推進事業

【事業目的】 小学校中学年及び5年生児童の確かな学力を育成するために、非常勤講師を派遣し、学習規律の確立・授業改善・補充学習にかかる支援を行う。また、市内全小学校に対して、学生及び地域ボランティアを派遣して行う放課後補充学習を実施することで小学校の学力向上を図る。

- 【事業内容】
- (1) 小学校中学年において学力面で課題が見受けられる小学校に対して、学級規模に応じて非常勤講師を配置して習熟度別や課題別などの多様な学習形態による少人数授業を行い、一人一人の児童へのきめ細かな対応を図る。
 - (2) 学力等に課題の見られる小学校に対して学級規模に応じて非常勤講師を配置し、各種学力調査の分析に基づいて指導の方向性を示し、学習規律の確立、授業改善、補充学習にかかる支援を行う。
 - (3) 全小学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。
 - ①放課後、週2回程度（長期休業中も可）
 - ②1回の派遣時間：1時間30分程度
 - ③派遣1回の旅費：1,000円（校区内の地域ボランティアを除く）
 - ④派遣にともなう保険を市で負担、各学校に活動消耗品費を支給



【成果目標】 3、4、5年生の学力実態調査で全国平均得点率を上回る。
家庭等での学習時間を1時間以上行うことができるようにする。

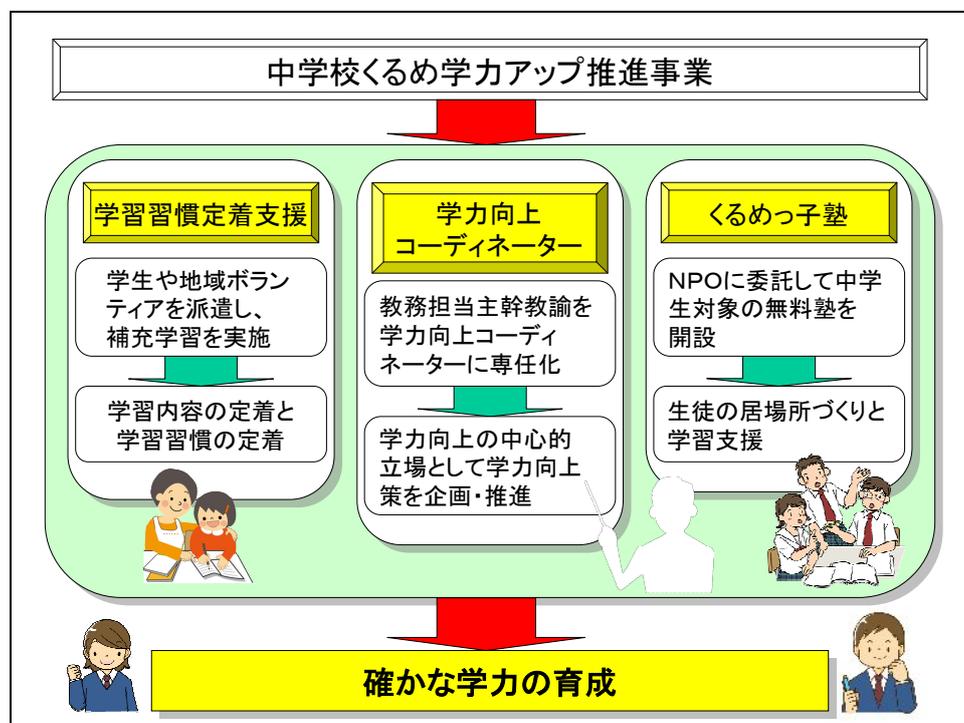
【予算額】 46,339千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 中学校くるめ学力アップ推進事業

【事業目的】 中学校の学力向上を図るため、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上の取組の企画・推進を行えるように、担当する強化の授業については非常勤講師を配当する。また、学習習慣定着に向けた放課後や長期休業中の補充学習の実施のために、学生や地域ボランティアを派遣し、復習や宿題に取り組む学習支援体制の構築を図る。さらに、帰宅後の学習支援を継続的に行うために、中学生を対象とした無料塾を開設し、学校やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して支援を行う。

- 【事業内容】
- (1) 教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化し、後補充として非常勤講師を配置する。
 - (2) 全中学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。
 - ・ 放課後、週 2 回程度（長期休業中も可）
 - ・ 1 回の派遣時間：1 時間 30 分程度
 - ・ 派遣 1 回の旅費：1,000 円（校区内の地域ボランティアを除く）
 - ・ 派遣にともなう保険を市で負担、各学校に活動消耗品費を支給
 - (3) 民間団体に運営を委託し中学生を対象とした無料塾を開設し、学習支援を行う。



【成果目標】 各種学力調査の平均正答率全国平均以上、家庭での学習時間 1 時間以上

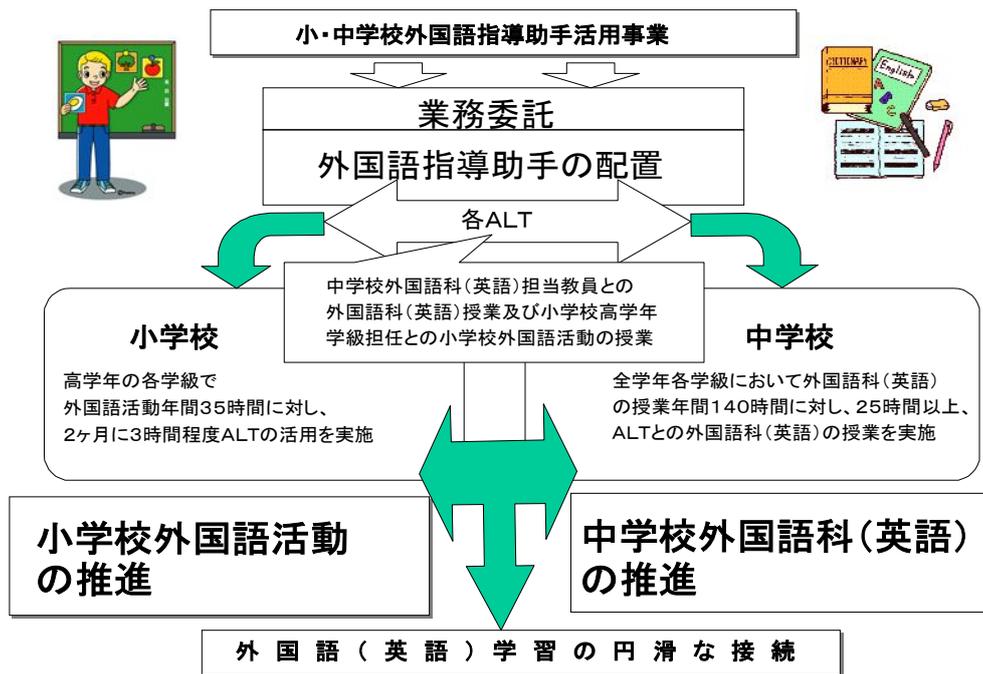
【予算額】 33,717 千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 小・中学校外国語指導助手活用事業

【事業目的】 小学校外国語活動と中学校の外国語科（英語）との円滑な接続を目指すとともに、本市における外国語（英語）教育の充実を図るため、市立小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置する。中学校の外国語科（英語）においては、コミュニケーション能力の基礎を養うことができるようにし、併せて、小学校段階においては外国語の音声や基本的な表現に触れたり体験したりする機会を提供することにより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことができるようにする。

- 【事業内容】
- (1) 業務委託を実施することにより、業務の効率化を図る。
 - (2) 各中学校（市内17校中、県ALT派遣の3校以外の14校）の全学年・全学級の英語の授業年間140時間に対し、25時間以上配置できるように計画する。
 - (3) 各小学校とも5・6年生の各学級に年間35時間の外国語活動に対し、2ヶ月に3時間程度配置できるように計画する。



【成果目標】 中学校の全学年・全学級での活用を年間140時間のうち25時間以上を、小学校5・6年生各学級での活用を年間35時間の3分の1（11時間）以上を目指す。

【予算額】 54,433千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 小・中学校特別支援教育支援員活用事業

【事業目的】 通常の学級及び特別支援学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒を対象に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や移動介助等への支援を行い、よりよい学校生活の実現に資する。

【事業内容】

- (1) 特別支援教育支援員配置支援員の活用
 - 授業中に教室を離れる児童生徒の居場所を確認し、安全を確保する。
 - 肢体不自由のある児童生徒の移動の際に補助をする。
 - 情緒不安定となった児童生徒にかかわり、感情の高ぶりを落ち着かせる。
- (2) 特別支援教育支援員研修会の実施
 - 特別支援教育支援員の役割や障害種別の特性理解について講話など研修を行い個別の支援の充実を図る。



【成果目標】 支援を必要とする子どもへの配置の充実
【予算額】 103,347千円
【担当課】 学校教育課（30-9217）

重点事業 6

【事業名】 「くるめ学」子どもサミット事業

【事業目的】 各学校の子ども同士が「くるめ学」の学習成果を発表し合う機会を通して、教職員のみならず、保護者や市民に対して公開し、改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知し、各学校における「くるめ学」の一層の充実を目指す。

【事業内容】

(1) 「くるめ学」実践事例集の発行

「くるめ学」副読本「わがふるさと久留米」を活用し、総合的な学習の時間に位置付けた「くるめ学」の実践事例を収集し、事例集を発行する。

(2) 「くるめ学」子どもサミットの開催

平成28年度から平成38年度までの11年間で、小・中・特別支援学校で実施された「くるめ学」の学習成果の発表を行う。

	H28	H29	…	H38
小学校発表校	3校	3校	…	2校
中学校発表校	1校	1校	…	1校

加えて久留米特別支援学校が発表

参加者は、発表校の児童生徒の他、全小・中・特別支援学校の管理職・担当者等、参加を希望する保護者、市民とする。

「くるめ学」子どもサミットの会場使用料、会場までのバス借り上げ代を負担する。



【成果目標】 各学校の総合的な学習の時間における「くるめ学」実践の充実

【予算額】 679千円

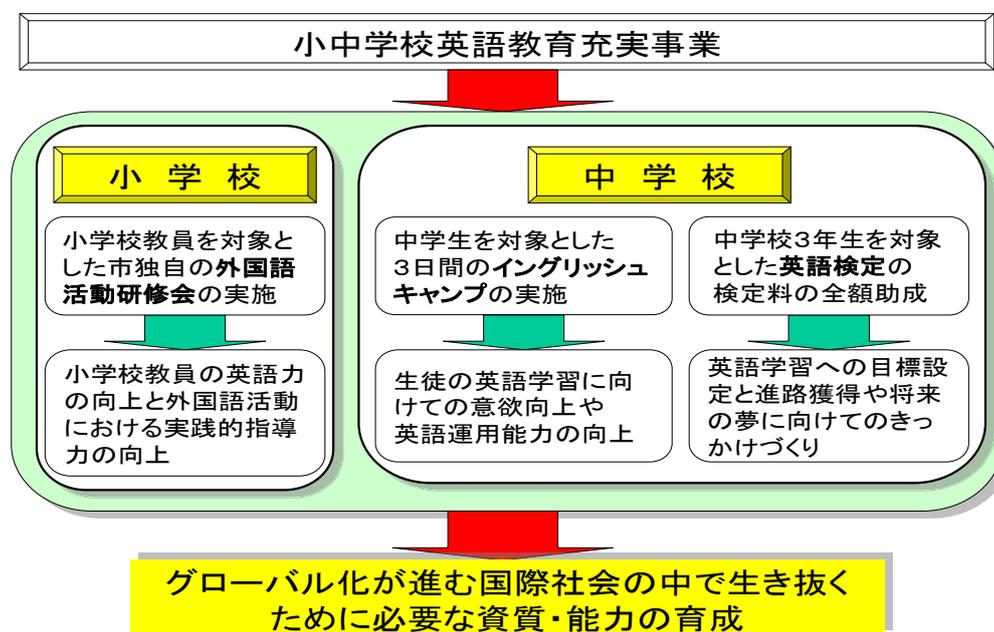
【担当課】 学校教育課 (30-9217)

【事業名】 小・中学校英語教育充実事業

【事業目的】 小学校において小学校教員が、外国語指導助手との会話等を通して基本的な文法を学び、さらに英語を用いて表現する活動を通して、英語力の育成と外国語活動における実践的指導力を目指す。

中学校においてグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要にあることをふまえ、英語運用能力や英語学習に向けての意欲向上を目指す。

- 【事業内容】 (1)平成28年度から2年間を目途に小学校教員の3分の2程度の教員を対象に2日間の外国語活動に関する研修会を実施し、基本的な英文法や身近な英語に触れ、慣れるとともに、実践例の紹介や模擬授業等を通して受業技術の向上や効果的な活動を行う際のポイントを学ぶ
- (2)①中学生を対象に3日間のイングリッシュキャンプを実施し、グループごとの活動やスピーチ、英語を使ったゲーム等、4技能をすべて使用する活動を通して運用能力を向上を図る。
- ②中学校3年生を対象に、英語検定の検定料の全額助成を行い、生徒が無料で受験できるようにすることで、英語学習の目標設定や進路獲得、将来の目標に向けてきっかけづくりとする。



- 【成果目標】 ・小学校教員の3分の1の教員の外国語活動研修受講
 ・中学校卒業時の英語検定3級以上の生徒の割合全国平均以上

【予算額】 14,452千円

【担当課】 学校教育課(30-9216)

【事業名】教職員研修事業

【事業目的】ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力を身につけた子どもを育て、市民に信頼される学校づくりを実現するために、教職員一人ひとりの能力と意欲の向上を図り、学校の教育力を高める。

【事業内容】

(1) 教育の専門家としての「確かな力量」・教職に対する「強い情熱」・総合的な「人間力」を身につけた教職員の養成を目指すため、教職員のライフステージに沿って体系化した研修計画を策定し、喫緊の教育課題（教育改革プランの重点課題）に対応した内容を織り込み、久留米市ならではの充実した研修を実施する。

(2) 具体的な研修内容

① 基本研修

経験年数や職務に応じて受講対象者を特定した悉皆研修

ア. 経年研修

教育公務員特例法に基づく、初任者研修及び十年経験者研修のほか、経験年数に応じて、教職員に必要な知識や技能、態度を養うための研修をおこなう。

イ. 職務研修

新たに任命された校長・副校長・教頭・主幹教諭等の研修、及び新たに発令された教務主任等、主任主事の職務に関する専門的な研修をおこない、学校経営能力の向上を目指す。

② 課題研修

校長・副校長・教頭を対象とした管理職研修をおこなうほか、その時々の教育課題に基づいた研修を実施し、各分掌業務を担当する教職員を対象として専門的な知識や技能習得を図るための研修をおこなう。

学力向上、いじめ・不登校への対策、安全安心な学校生活の確保など、様々な教育課題の解決を目指した研修となるように努め、また、教育情勢・社会情勢を考慮し、研修効果を意識しながら内容の精選・重点化を図る。

③ 専門研修

教科・領域等の専門性を高めるための研修及び専門的分野の知識や技能を高めるための任意研修として計画・実施する。

ア. 短期研修 15 講座

イ. 断続研修 7 班編成 15 名を選考

④ その他 県教育センターへの長期派遣研修など

【成果目標】評価指標：研修アンケートで「役にたった」（大変満足・満足）とした者の割合 90%以上

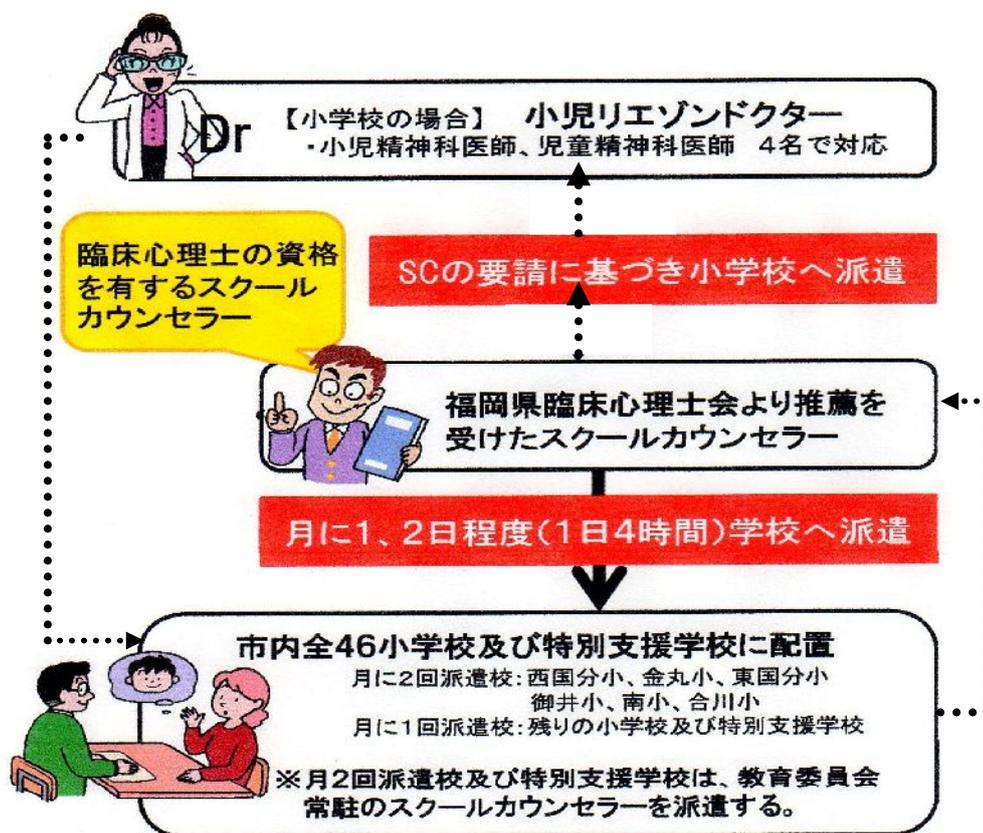
【予算額】 17,017 千円

【担当課】 教育センター（36-9777）

【事業名】 小・特別支援学校・高校心の教育推進事業〔スクールカウンセラー活用事業〕

【事業目的】 臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして小学校・特別支援学校に配置し、活用することを通して、学校の教育相談機能を高め、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHD、高機能自閉症等の教育上特別の支援を必要とする児童の学校生活へのよりよい適応を促すための支援、また、保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図る。

【事業内容】 スクールカウンセラーとして市内全小学校、特別支援学校に配置し、児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング等を行う。
 また、スクールカウンセラーの要請に基づき、小児リエゾン・ドクターが児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング等を行う。



【成果目標】 不登校・不登校傾向児童数の減少を目指す。

【予算額】 16,172千円

【担当課】 学校教育課(30-9216)

【事業名】 中学校心の教育推進事業

【事業目的】 様々な悩みをもつ生徒が相談できる環境を整えることにより、生徒のストレスを和らげるとともに、早期の段階での対応法を発見するなど、子どもたちの健全な心の育成を図る。また、教師や保護者からの教育相談にも対応し、専門的な立場からの助言を行う。

【事業内容】

中学校心の教育推進事業

臨床心理や福祉の専門的な知識をもつ相談者(臨床心理士など)

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、毎週1回(曜日は、学校と協議して決定)来校し、生徒・保護者・教師のカウンセリングや教育相談及び生徒指導部会等の会議にも参加する。

勤務時間は、これまでの県からの配置時間(8h配置:4校・4h配置:13校)に本事業による配置(4h配置:13校)をあわせて、全中学校週8時間×35週を配置。

【スクールカウンセラー配置中学校(17校)】 8時間×35週

① 市予算と県予算によるSC配置校13校[1校:(市4h+県4h)×35週]

江南中・櫛原中・牟田山中・高牟礼中・明星中・青陵中・筑邦西中
荒木中・宮ノ陣中・田主丸中・屏水中・北野中・三潁中

② 県の予算によるSC配置校4校[1校:県8h×35週]

城南中・良山中・諏訪中・城島中

※ 県の予算によるスーパーバイザー(SV)配置校1校[県4h×3回×35週]

諏訪中

豊かな心の育成

【成果目標】 学校の教育相談機能の充実といじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の解決

【予算額】 11,016千円

【担当課】 学校教育課(30-9217)

【事業名】 小学校不登校対応総合推進事業（生徒指導サポーターの活用）

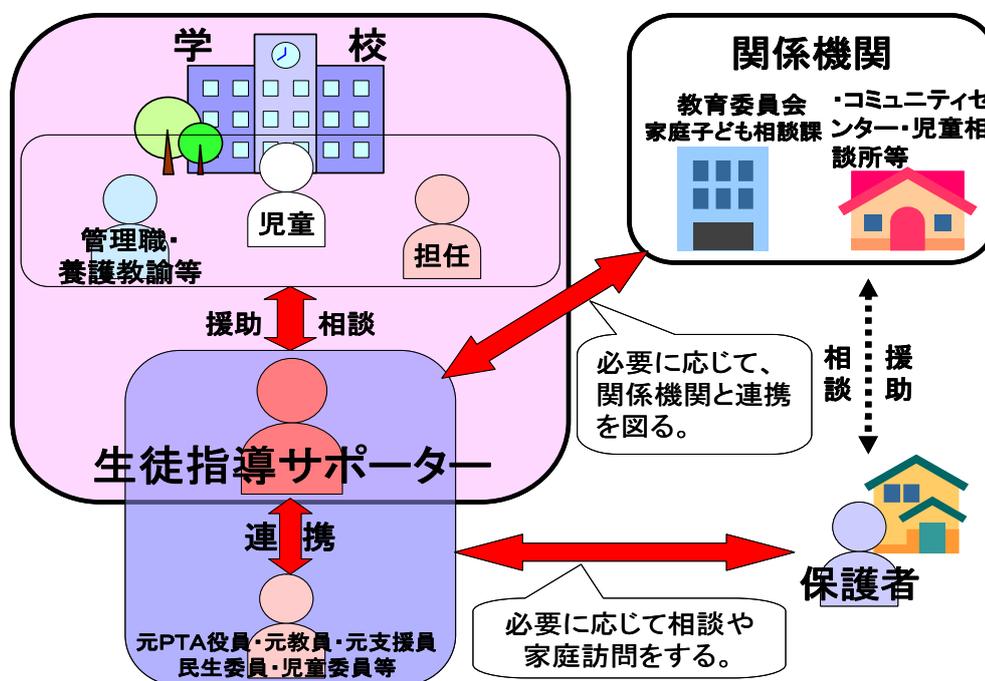
【事業目的】 小学校において生徒指導サポーターと学校が連携を図り、不登校や不登校傾向、生徒指導上の課題のある児童に対する早期からの支援を充実させることで、不登校や不登校傾向の解消、問題行動の解決を図る。

【事業内容】

不登校、不登校傾向児童の解消、問題行動の解決を図るために、小学校に生徒指導サポーターを配置する。

- (1) 1日4時間、年間225日を限度とする。
- (2) 生徒指導サポーターには、主に主任児童委員があたる。
- (3) 28年度は17校を選定し、本事業を実施する。

（平成27年度までは15校に配置）



【主な生徒指導サポーターの役割】

- 不登校や不登校傾向、問題行動のある児童の保護者への家庭訪問や援助
- 学級担任や生徒指導担当と連携を図った児童への援助
- 元PTA役員、元教員、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図った保護者や児童への援助

【成果目標】 不登校・不登校傾向児童数の減少を目指す。

【予算額】 14,181千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 スクールソーシャルワーカー活用事業

【事業目的】 福祉に関する法制度（児童、障害、高齢、虐待防止、生活保護、医療、他）の知識とその福祉サービスの利用手続き等についての専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー3名と社会福祉士の資格を有する行政職員（H25年度から配置）を市教育委員会に常駐させ、要請のあった学校に派遣することにより、学校－家庭－関係機関の協働体制を築いていけるように支援し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、課題解決への対応を図っていくことを目的とする。

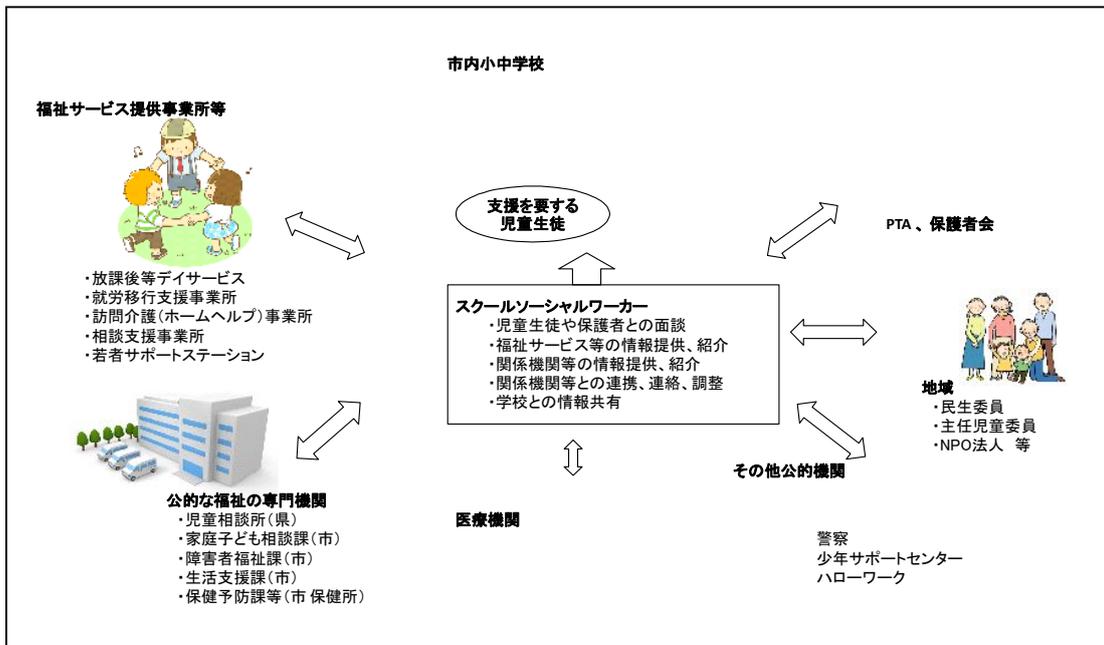
【事業内容】

(1) 事業の概要

外部の関係機関の支援が必要だと学校が判断し、支援要請があったケースについて、市常駐のスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と協働して子どもたちの抱える状況（家庭環境、不登校、発達上の課題等）の改善を図る。

(2) 主な業務

- ①問題を抱える児童生徒について、福祉的な視点からの情報収集（状況の把握）
- ②課題の分析（アセスメント）
- ③学校との協働による支援計画の作成
- ④支援方針や支援内容についてのケース会議の調整および開催
- ⑤学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築
および連携のための連絡調整



【成果目標】 児童生徒が置かれた環境の改善

【予算額】 10,522千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 中学校不登校対応総合推進事業（校内適応指導教室充実事業）

【事業目的】 中学校内に設置された適応指導教室の活動を充実するために、校内適応指導教室助手を配置することによって、不登校傾向及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、生徒指導・進路指導及び学習支援を行う。そして、段階的に教室復帰ができるように支援を行う。

【事業内容】

＜事業の概要＞

全中学校に、不登校傾向生徒及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、教室への復帰を支援するために校内適応指導教室助手を配置する。（H27年度 11校）

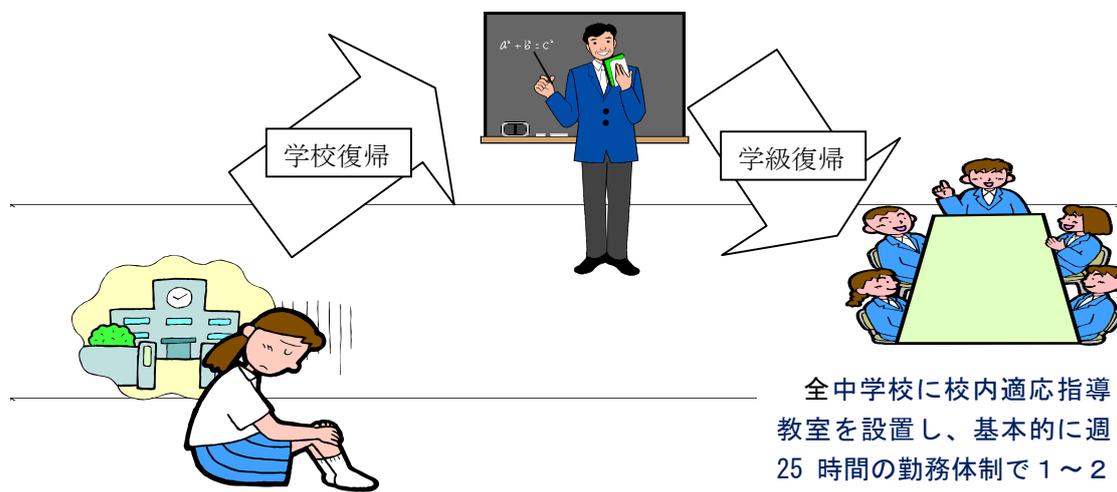
- （1）相談活動を通して生徒のストレスの軽減や不登校の原因を探り、学級復帰への適切な支援を行う。
- （2）学習支援を行い、生徒の進路獲得を目指す。
- （3）保護者への助言や支援を行う。
- （4）生徒・保護者と学校との連携体制の支援に当たる。

校内適応指導教室

不登校生徒に校内での居場所をつくり、学級復帰支援を行う。

校内適応指導教室助手

学習支援や教育相談活動ができる者として、校長の推薦により教育委員会が認める者



全中学校に校内適応指導教室を設置し、基本的に週25時間の勤務体制で1～2名の校内適応指導教室助手を配置する。

【成果目標】 不登校生徒数割合（1000人あたり）の前年比3ポイント減

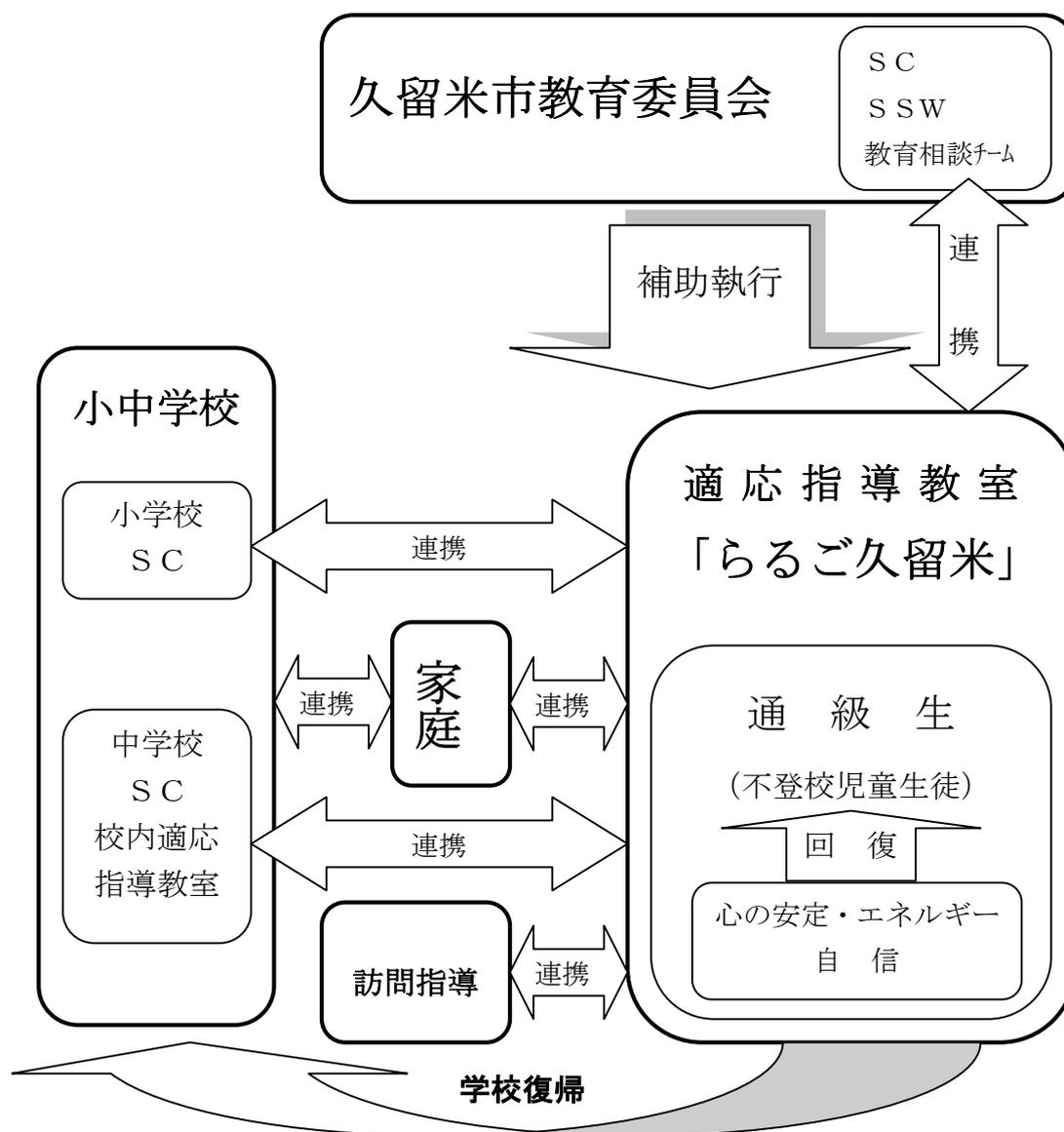
【予算額】 33,551千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 不登校児童生徒対策事業

【事業目的】 心理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒に対し、適応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネルギーの回復」、さらには自信の回復に努めながら学校復帰を支援している。

【事業内容】



【成果指標】 通級前の状況より改善できた割合

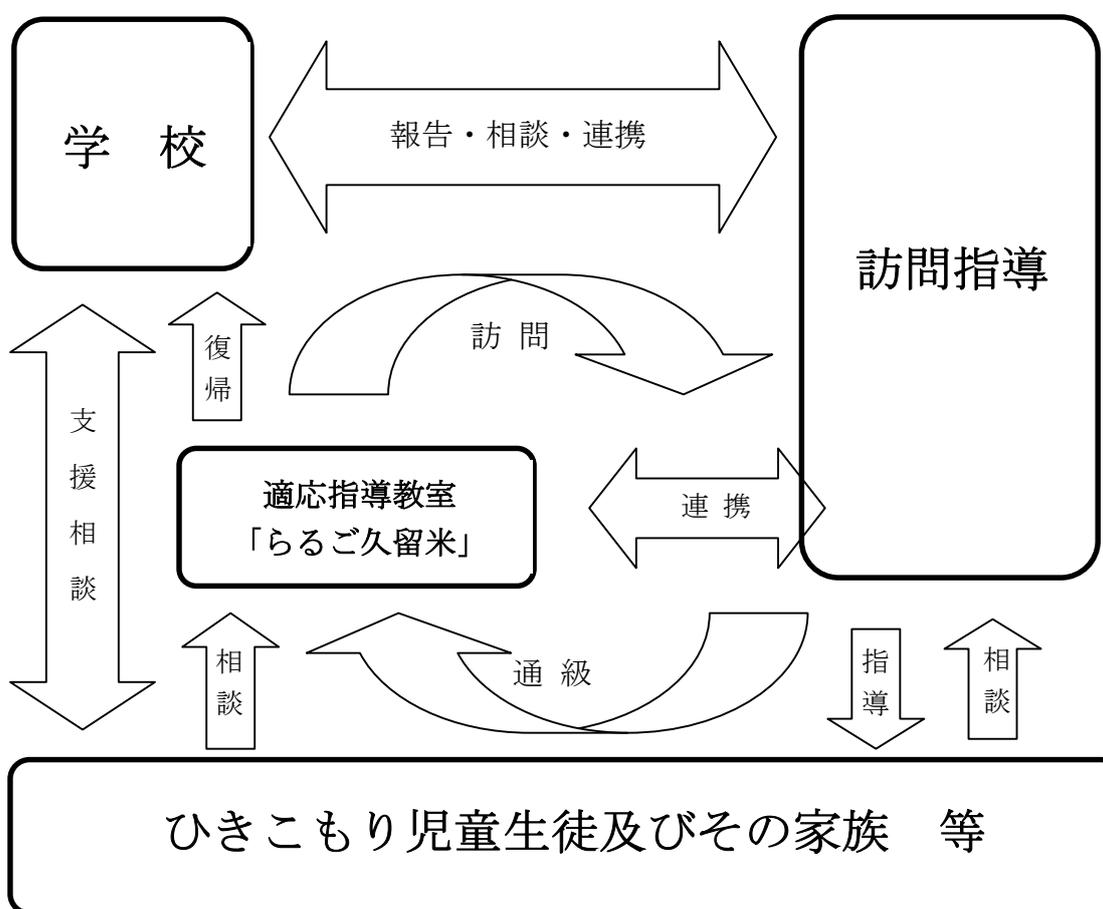
【予算額】 6,779千円

【担当課】 青少年育成課：適応指導教室「らるご久留米」(35-3869)

【事業名】 不登校児童生徒訪問指導事業

【事業目的】 家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し信頼関係を築きながら、児童生徒の抱える心の問題や悩み、また、その保護者等の悩みや不安の解消に努めることで、適応指導教室への通級や学校復帰を支援する。

【事業内容】



【成果指標】 訪問指導対象児童生徒及び保護者との繋がりを築き、生活習慣等を改善させるとともによりよい教育環境を整えることで、適応指導教室への通級及び学校復帰を目指す。

【予算額】 1,704千円

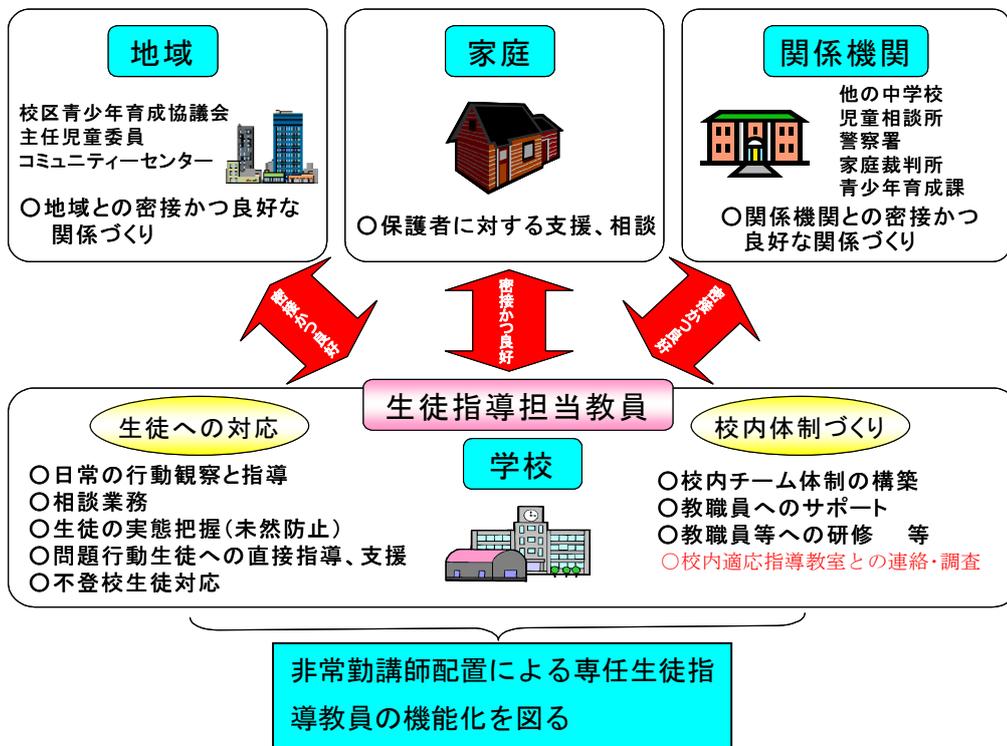
【担当課】 青少年育成課（35-3806 教育相談直通；35-3869）

【事業名】 生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置）

【事業目的】 専任補導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講師を配置する。配置した非常勤講師が生徒指導担当教諭の持ち授業を補充することで、担当教諭が専任で生徒指導上の諸問題への早期対応と解決を図っていくことのできる環境を整備する。

【事業内容】 現在、専任補導教員が配置されていない10中学校（城南、櫛原、宮ノ陣、荒木、筑邦西、青陵、高牟礼、北野、城島、三渚）の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように非常勤講師を配置する。

- (1) 不登校や問題行動の未然防止の取組と問題解消に向けた生徒に対する直接対応
- (2) 校内適応指導教室助手との連絡・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者に対する支援、相談
- (5) 関係機関等との密接かつ良好な関係づくり



【成果目標】 不登校生徒数の減少、生徒指導上の諸問題の解決と早期対応

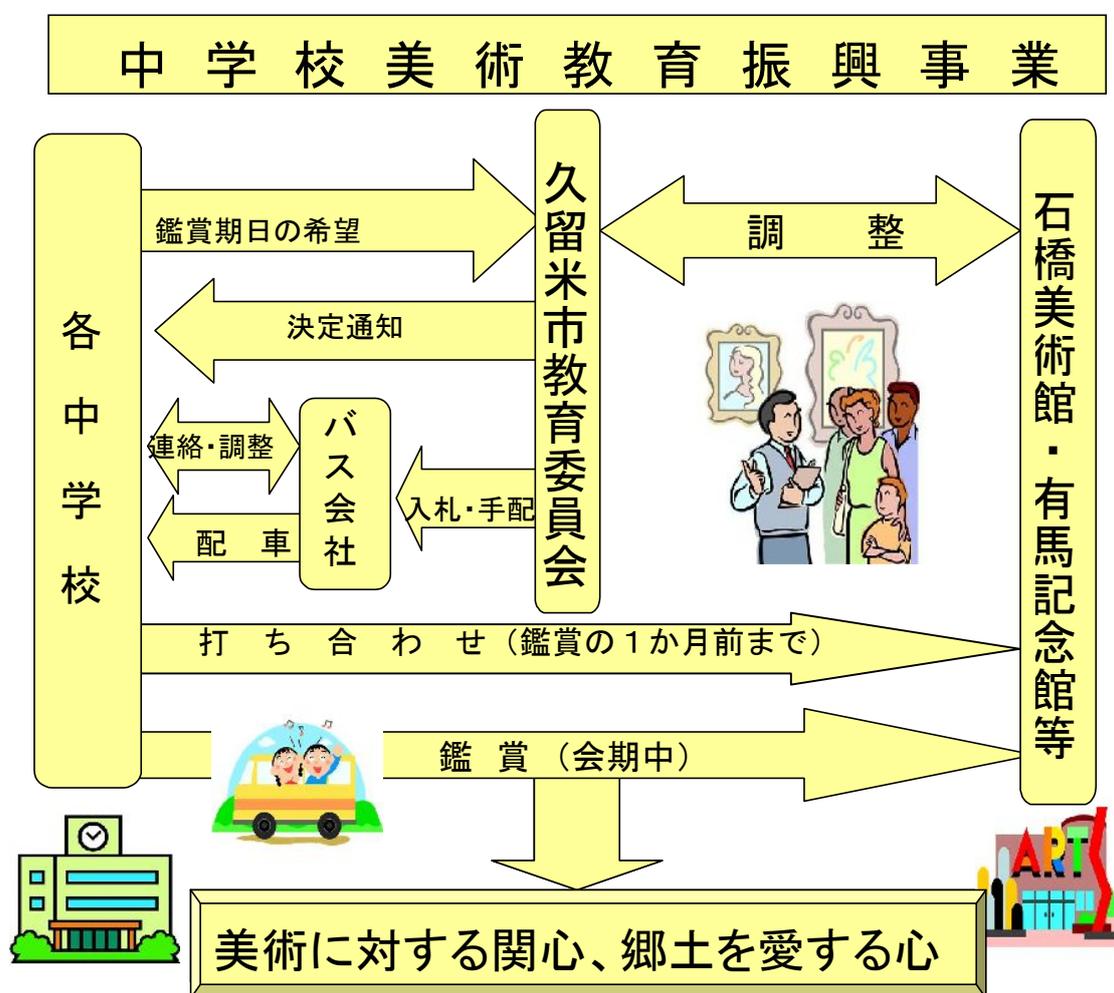
【予算額】 15,854千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 中学校美術教育振興事業

【事業目的】 久留米市の石橋美術館（11月より久留米市美術館）における企画展及び常設展並びに有馬記念館において行われる企画展・常設展の鑑賞を通して、市内の中学生の美術に関する興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心をはぐくむ。

【事業内容】 市内の各中学校第1学年の全生徒に対して、石橋美術館「特別展石橋美術館ものがたり1956久留米からはじまる。」（7月2日～8月28日）、久留米市美術館「特別展九州洋画展」（11月19日～1月22日）の美術館鑑賞等のためバス借り上げを行う。



【成果目標】 市内の全中学校での観覧の実施

【予算額】 6,003千円

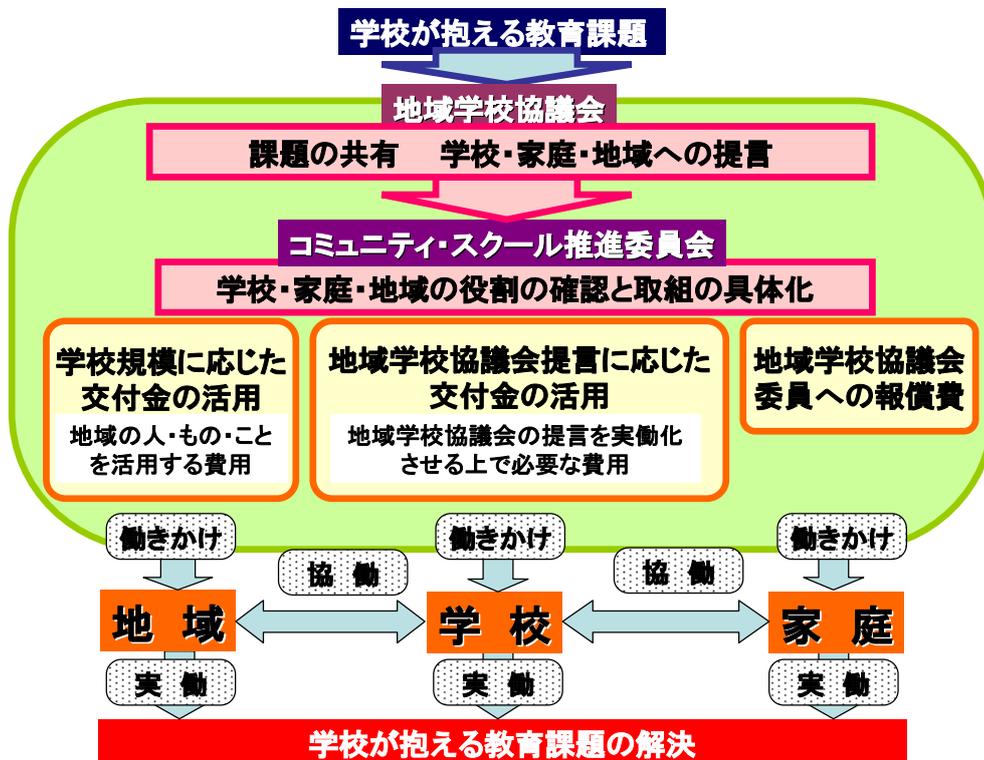
【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業

【事業目的】 地域の教育力を学校運営に取り入れ、様々な体験活動や教育活動を充実するための支援を行うことで、地域とともにある特色ある学校づくりを推進する。

【事業内容】

- (1) 学校規模に応じた補助金の交付
 地域人材の活用や地域での体験活動の充実をめざして、学校規模に応じた補助金や地域の人材等を活用した事業提案に応じた補助金の交付を行う。
- (2) 地域学校協議会提言に応じた補助金の交付
 各学校の教育課題に対して、家庭・地域と協働して解決に取り組めるよう、地域学校協議会から学校・家庭・地域それぞれに提言を行い、それを実働化させるための地域学校協議会プランの計画内容に応じた補助金の交付を行う。
- (3) 地域学校協議会委員への報酬・謝金
 家庭や地域と連携して地域とともにある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域に対して提言を行ったり学校関係者評価を行ったりする役割を担う地域学校協議会委員への報酬を負担する。



【成果目標】 地域学校協議会提言の達成率を向上させる。

【予算額】 26,778千円

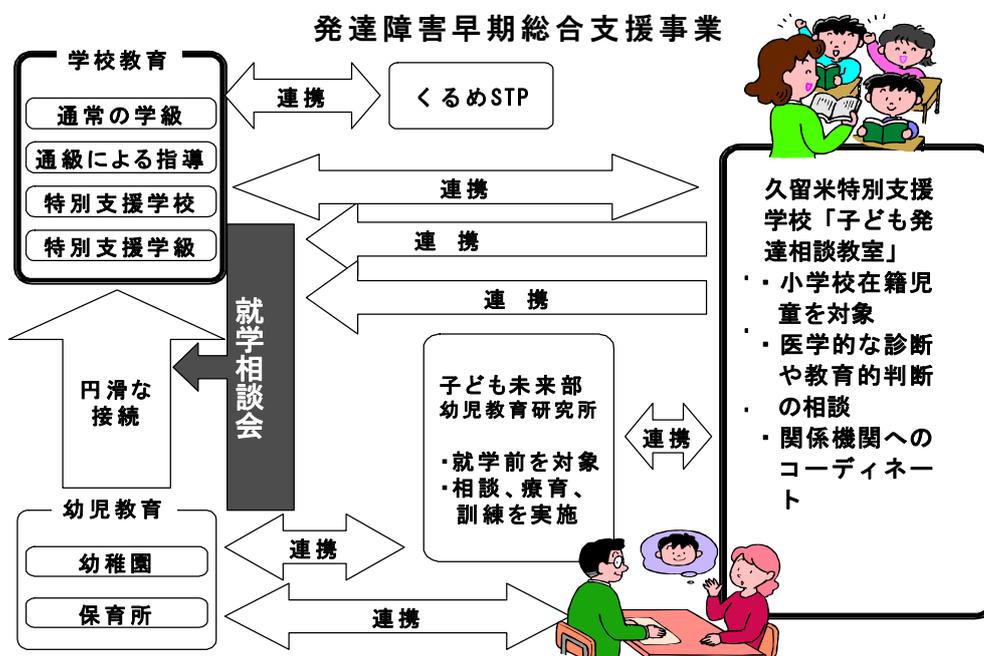
【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 発達障害早期総合支援事業

【事業目的】 早期からの一貫した効果的・総合的な支援体制を整備するため、本市の関係機関が有する支援資源についての情報の共有や関係機関の有機的な連携推進による相談・支援体制を構築する。

【事業内容】

- (1) 相談・指導教室の設置
 - 久留米特別支援学校に「子ども発達相談教室」を設置
- (2) 「くるめサマー・トリートメント・プログラム (STP)」の支援
 - ADHD 児への包括的な治療プログラムである「くるめ STP」への運営補助



【成果目標】 発達障害のある子どもへの支援の充実

【予算額】 3,634千円

【担当課】 学校教育課 (30-9217)

【事業名】学校ICT環境再構築事業

【事業目的】 きめ細やかな学習指導・生徒指導への活用や、優れたデジタルコンテンツ（学習教材・指導案）の共有化を図ることを目的とし、教育イントラネットを構築するとともに、校務支援システムの導入を行う。

【事業内容】

1 学校イントラネットの構築

インターネットの技術を用い、各学校・教育部を範囲としてデータ通信できる環境を構築する。（平成28年8月末稼働予定）

(1) 学習効果を高める優秀な教材、指導案等の共有

優れた家庭学習用教材などを学年別・教科別に分類・整理し、共有フォルダに保存することにより、全校で活用できるようにする。

(2) 教員研修用教材の発信

教育センターで指導主事等が行った講義のVTRや資料等を共有フォルダに保存し、校内研修等で活用する。

2 校務支援システムの導入

児童生徒一人ひとりの情報をデータベース化し、きめ細やかな学習指導・生徒指導等に活用する。平成28年度は、モデル校での先行導入により、その検証（全校導入時の課題整理）を行う。

(1) 主な対象事務

- ア 成績処理・通知表作成・教育課程編成・日常所見等の教務関連事務
- イ 転出入・指導要録・出欠管理等の学籍関連事務
- ウ 健康観察・報告等の保健関係事務

(2) 主な事業効果

ア 学習指導面での効果

細やかな成績管理と総合的な評価による、学級・学年・学校ごとの成績分析を適時に行うことができ、学力の保証と向上を図るうえでの重要な環境が整えられる。

イ 生徒指導面での効果

学級担任だけでなく、担任以外の教師が、児童・生徒のよさや日常の気づきについて見取り、その情報共有をシステム化することにより、児童生徒の小さな変化に対する早期発見・早期対策、いじめや不登校などの未然防止に対する支援性が高まる。

【成果目標】 円滑な構築・導入と安定的運用（平成28年度）

【予算額】 205,781千円

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 学校イントラネットの構築 | 84,719千円 |
| 2 校務支援システムの導入 | 120,242千円 |

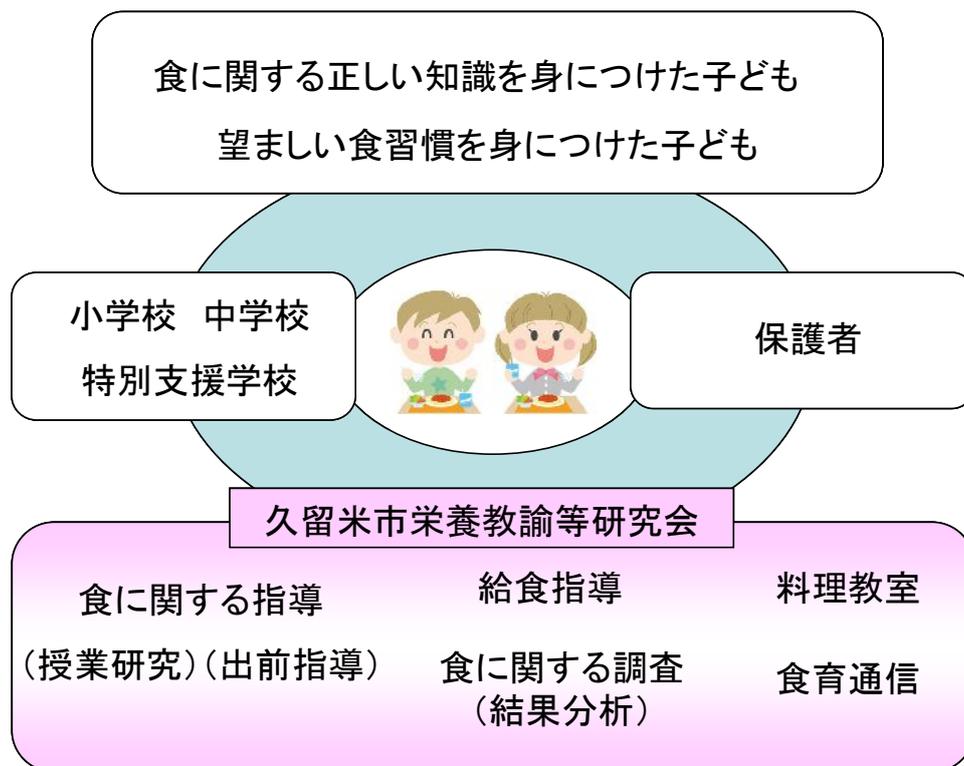
【担当課】 教育センター（36-9777）

【事業名】 食育プログラム研究推進事業

【事業目的】 子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる取組を推進している市内の小・中・特別支援学校等の栄養教諭・学校栄養職員等からなる久留米市栄養教諭等研究会の研究・活動に対し、助成を行う。

【事業内容】 久留米市栄養教諭・学校栄養職員等の取組を生かし、充実発展させるために、本事業を展開し、食育プログラムの研究を推進させる。

- (1) 朝食摂取や栄養バランスのよい食事など食に関する指導の充実
 - (2) 望ましい食習慣の形成を図る学校給食の充実
 - (3) 食に関する講演会の実施
 - (4) よりよい食生活を築く情報を掲載したチラシの作成・配布・啓発
 - (5) 食への関心を高める親子料理教室の開催
 - (6) 児童生徒の食に関する実態の調査、分析
 - (7) 栄養教諭等が配置されていない中学校への出前指導
- などを行い、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。



【成果目標】 食に関する指導の充実や家庭等への啓発の推進を図り、児童生徒の朝食欠食率の減少を目指す。

【予算額】 686千円

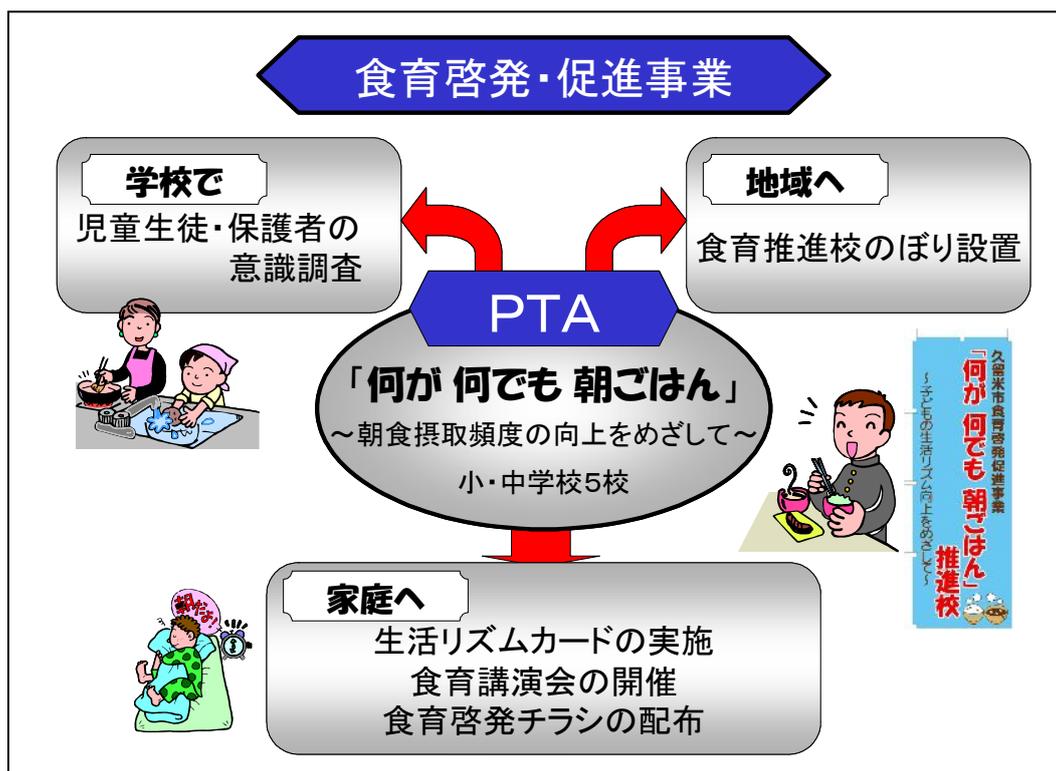
【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 食育啓発・促進事業

【事業目的】 「早寝・早起き・朝ごはん」「なにがなんでも朝ごはん」をスローガンに、学校・地域及び家庭が連携して、子どもの食事や睡眠といった基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図る運動を展開する各学校のPTAに対し、助成を行う。

【事業内容】 各学校でPTAを中心に展開している食育の取組をさらに充実発展させるために本事業を展開し、朝食摂取率の向上に向けた食育の啓発を促進させる。

- (1) 「食育推進校」ののぼりの設置
 - (2) 児童生徒、保護者への意識調査と分析結果の公表
 - (3) 生活リズムカードの実施
 - (4) 朝食内容の充実のための食育講演会の実施 など
- ※ 28年度実施校（5校）については、現在選考中



【成果目標】 食育啓発の推進によって基本的な生活習慣定着を図り、実施校5校における朝食摂取率の目標値達成を目指す。

【予算額】 500千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

【事業名】 医療的ケア対応事業

【事業目的】 久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するために、看護師を配置することにより医療機関と連携した吸引、経管栄養、導尿などを実施するとともに、子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図る。

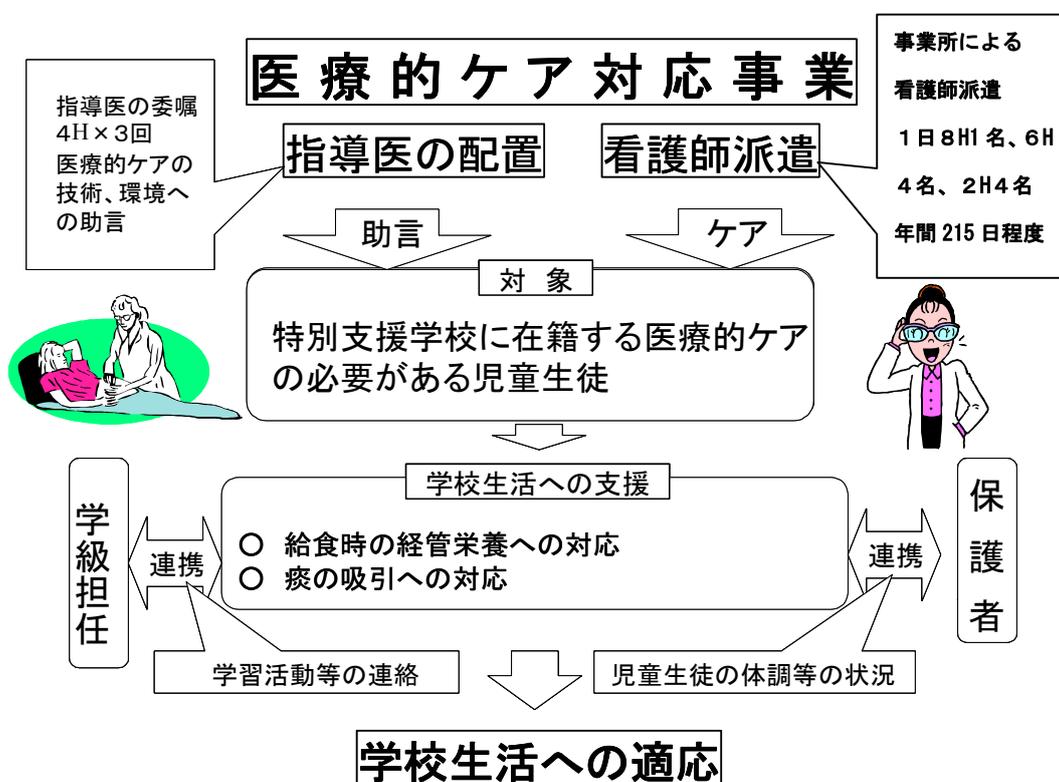
【事業内容】

(1) 対象

久留米特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒

(2) 事業所による看護師派遣

看護師を派遣することができる事業所に対する業務委託



【成果目標】 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

【予算額】 23,571千円

【担当課】 学校教育課（30-9217）

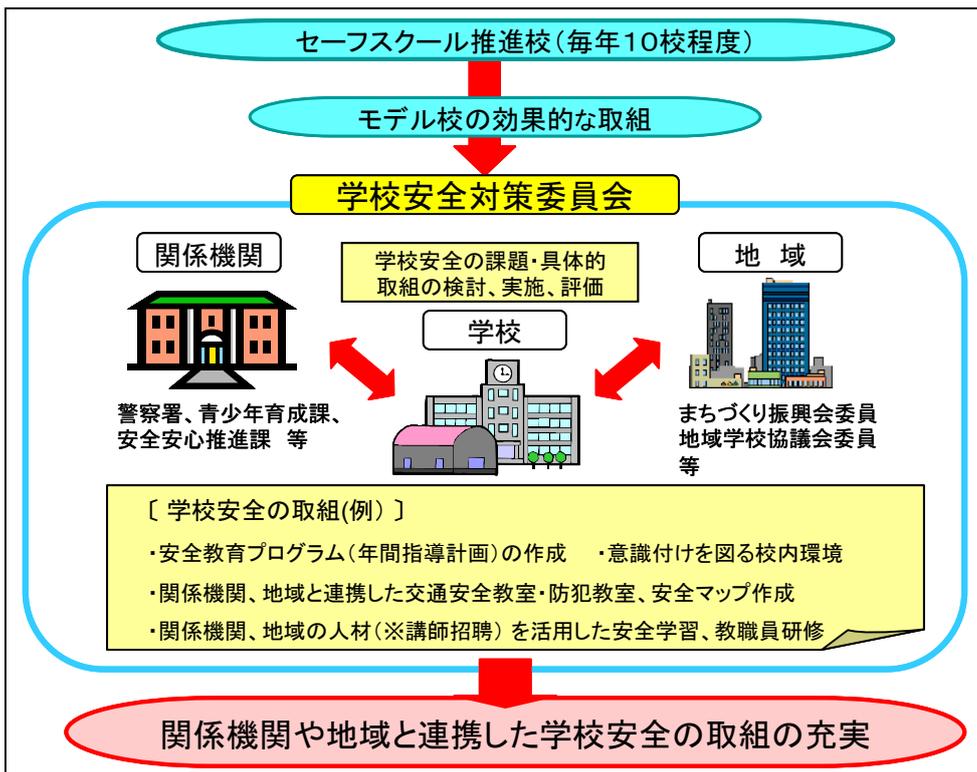
【事業名】 セーフスクール推進事業

【事業目的】 平成26年度から平成30年度まで毎年10校をセーフスクール推進校として、セーフコミュニティモデル校の取組を生かした地域や関係機関と連携した安全教育を推進する。

【事業内容】

平成30年度まで、毎年10校を「セーフスクール推進校」として、地域や関係機関と連携した学校安全の取組を行う。

- (1) セーフコミュニティ推進「学校の安全」モデル校の取組についての研修
- (2) 地域学校協議会、校区まちづくり振興会等の組織を生かした、学校安全の課題・具体的取組を検討・実施・評価する「学校の安全」推進体制の整備
- (3) 安全教育プログラム（年間指導計画）の作成とそれに基づく安全教育の推進
- (4) 安全教育アドバイザーを活用した安全学習、教職員研修の実施
- (5) 実践事例集（事業報告書）の作成と配布



【成果目標】 学校安全体制の整備、安全学習や教職員研修での地域・関係機関の人材活用

【予算額】 695千円

【担当課】 学校教育課 (30-9217)

重点事業 25

【事業名】 学校施設の整備充実

【事業目的】 児童・生徒の生命を守り、災害時の地域の避難施設を確保するとともに、多様で新しい学習活動に対応し、快適な学習環境づくりに向けて、改築などの環境整備に重点的に取り組む。

【事業内容】

平成28年度 学校施設の主な整備内容

- ・日吉小校舎改築事業(監理、工事)
- ・篠山小校舎改築事業(監理、工事)
- ・京町小校舎改築事業(実施設計、測量)
- ・屏水中校舎改築事業(監理、工事)

[平成27年度主な学校施設の整備実績]

⇒日吉小校舎建設中



⇒日吉小校舎完成イメージ図



⇒日吉小校舎完成イメージ図



⇒屏水中校舎完成イメージ図



【成果目標】 学校施設老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢への変化に対応するために、耐力度調査を実施し、計画的、効率的に改築事業を進める。

【予算額】 2,657,165千円

【担当課】 学校施設課(30-9214)

【事業名】 学校施設の長寿命化事業

【事業目的】 学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために、防水・外壁工事などの施設の長寿命化を図る。

【事業内容】

平成28年度 学校施設の主な整備内容

- ・校舎外壁改修工事6校(御井小、安武小、大善寺小、良山中、荒木中、特別支援学校)
【設計業務委託7校(小学校4校、中学校2校、高校1校)】
【修繕3校(小学校2校、中学校1校)】
- ・校舎防水改修工事5校(御井小、安武小、青陵中、北野中、※特別支援学校)
【設計業務委託3校(小学校2校、中学校1校)】
【修繕3校(小学校2校、中学校1校)】
- ・屋体外部改修工事1校(津福小)
【設計業務委託1校(小学校1校)】
- ・屋体床改修設計業務委託2校(小学校1校、中学校1校)
【修繕1校(小学校1校)】
- ・便所改修工事12校(水分小、長門石小、南小、合川小、安武小、青峰小、城南中、良山中、荒木中、青陵中、特別支援学校、久商)
【設計業務委託8校(小学校4校、中学校4校)】
- ・プール改修工事3校(善導寺小、青峰小、江南中)
- ・防火シャッター改修6校(南薫小、安武小、善導寺小、青陵中、宮ノ陣中、北野中)
- ・上水道切替事業1校(水縄小)
- ・給水管改修事業2校(宮ノ陣小、高良内小)
- ・下水道切替事業2校(城島小、善導寺小)
- ・空調機改修工事1校(久商)

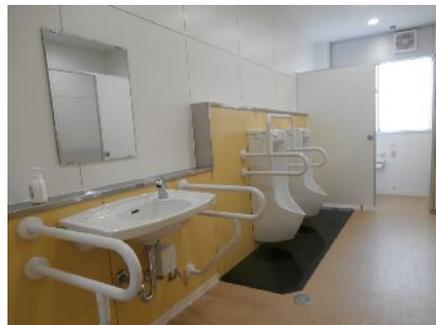
※は設計を含む

[平成27年度主な学校施設の整備実績]

⇒ 青陵中学校舎外壁改修



⇒ 久留米特別支援学校便所改修



【成果目標】 学校施設の長寿命化を促進するため、国庫補助事業・起債事業を活用し、学校施設の安全・安心の確保、快適な学習環境の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化をめざす。

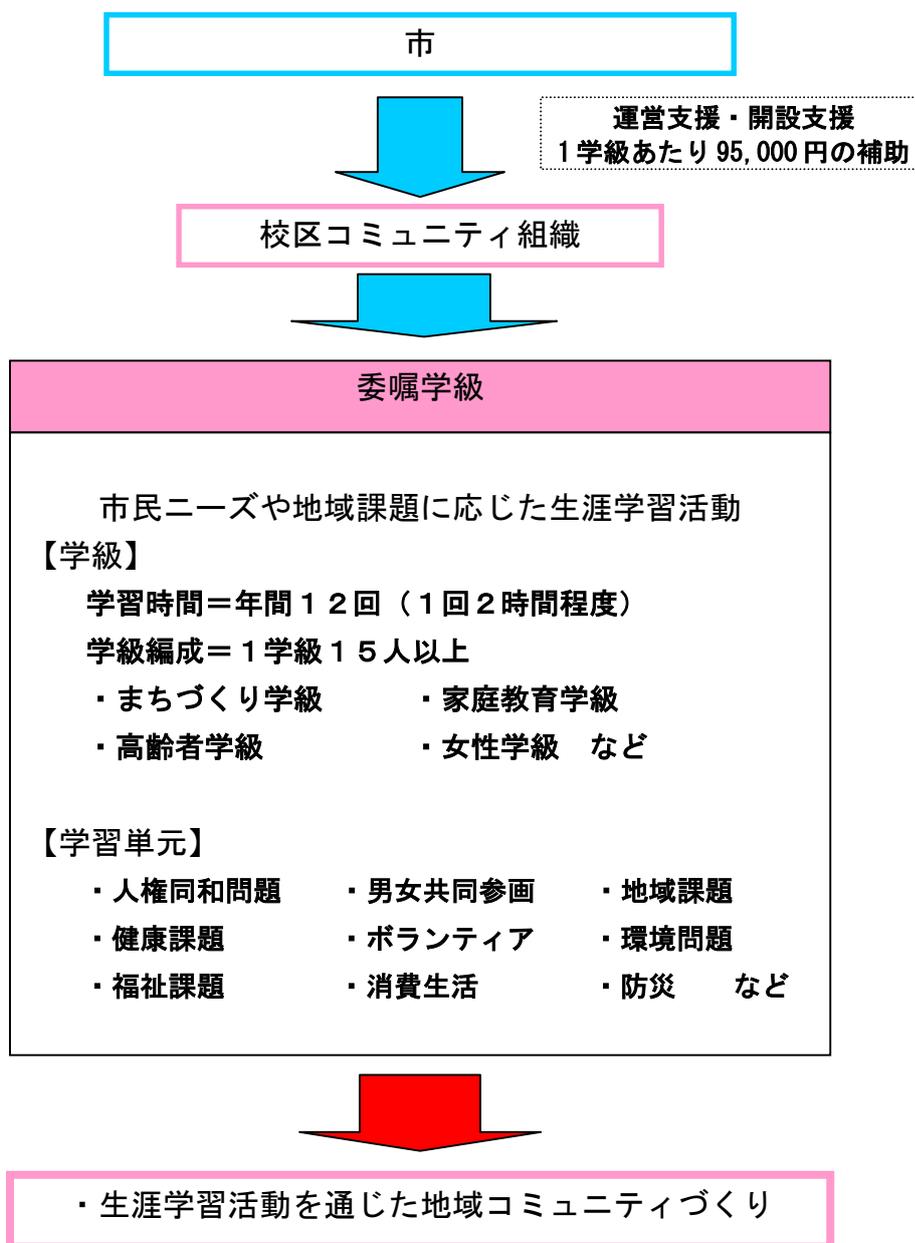
【予算額】 1,016,424千円(繰越予算を含む)

【担当課】 学校施設課(30-9214)

【事業名】 地域生涯学習振興事業（委嘱学級）

【事業目的】 市民が暮らす一番身近な地域である校区を単位として、教養の向上、健康福祉の増進、人権や環境、防災等の市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動を推進し、事業を通じた地域コミュニティづくりを図るため、校区コミュニティ組織に対して、委嘱学級の運営に係る財政支援や指導者養成などの支援を行う。

【事業内容】



【成果目標】 全小学校区での実施

【予算額】 7,910千円

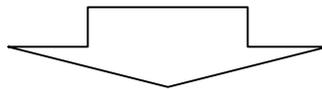
【担当課】 生涯学習推進課（30-7970）

【事業名】 体験活動推進事業（少年の翼事業）

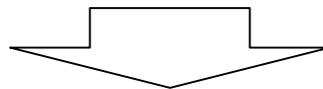
【事業目的】 次代を担う子どもが集い、沖縄での本研修を中心に事前・事後の研修を通して友情を深めながら、団体生活の楽しさを学び、団体や地域・学校の活動に積極的に参加する子どもを育成する。

【事業内容】

①指導員募集	②子ども募集	③指導員研修
3月中旬～4月中旬	4月中旬～5月上旬	5月上旬～6月下旬
対象：18歳～39歳 (高校生除く) 人数：35名程度	対象：小学5年生～中学生 人数：120名程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導員同士の人間関係づくり ● 安全管理に対する意識づくり ● レクリエーション研修 ● 普通救命講習



④事前研修	⑤本研修	⑥事後研修
7月（1泊2日） 市外	8月（4泊5日） 沖縄	9月（1日） 市内
<ul style="list-style-type: none"> ● 協力し合える関係づくり ● 集団生活における規律の共有 ● 沖縄についての学習 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元小学校との交流 ● 沖縄の海での自然体験 ● ひめゆりの塔での平和学習 ● 琉球ガラスコップの製作体験 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふりかえり



- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら考え行動する自立心 ○ 仲間を思いやれる優しさ ○ 新しいことに挑戦する意欲 ○ 地域・学校の活動に進んで参加する積極性 ○ 学年や学校を超えた交流によるコミュニケーション能力 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【成果目標】 参加者（子ども）の地域・学校等行事への参加意欲度80%以上

【予算額】 3,602千円

【担当課】 生涯学習推進課（30-7970）

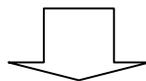
【事業名】 **歴史博物館整備検討事業**

【事業目的】 多様な生涯学習施設の一つとして、市民がふるさとの歴史や風土など地域の歴史文化を学び、交流するなど、市民の生涯を通じた学習の場として、かつ、魅力ある施設としての整備を図る。

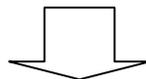
【事業内容】

生涯学習の場としての歴史博物館整備検討

- ① 地域の歴史と文化を学ぶことができる資料の調査・収集を行い保存・修復に努める。
- ② 収蔵資料を効果的に活用するために、展示・公開を図るとともに、歴史博物館建設に向けて、市民の意識高揚を図る。



地域を愛する心の醸成



地域の歴史と文化の理解

【成果目標】 歴史博物館建設に向けて、ソフト面の整備を行う。
歴史資料の調査・収集・保存・修復・購入、
収蔵庫の整備
歴史資料のデータベース化
六ツ門図書館における企画展の充実 入場者 195,000人

【予算額】 18,206千円

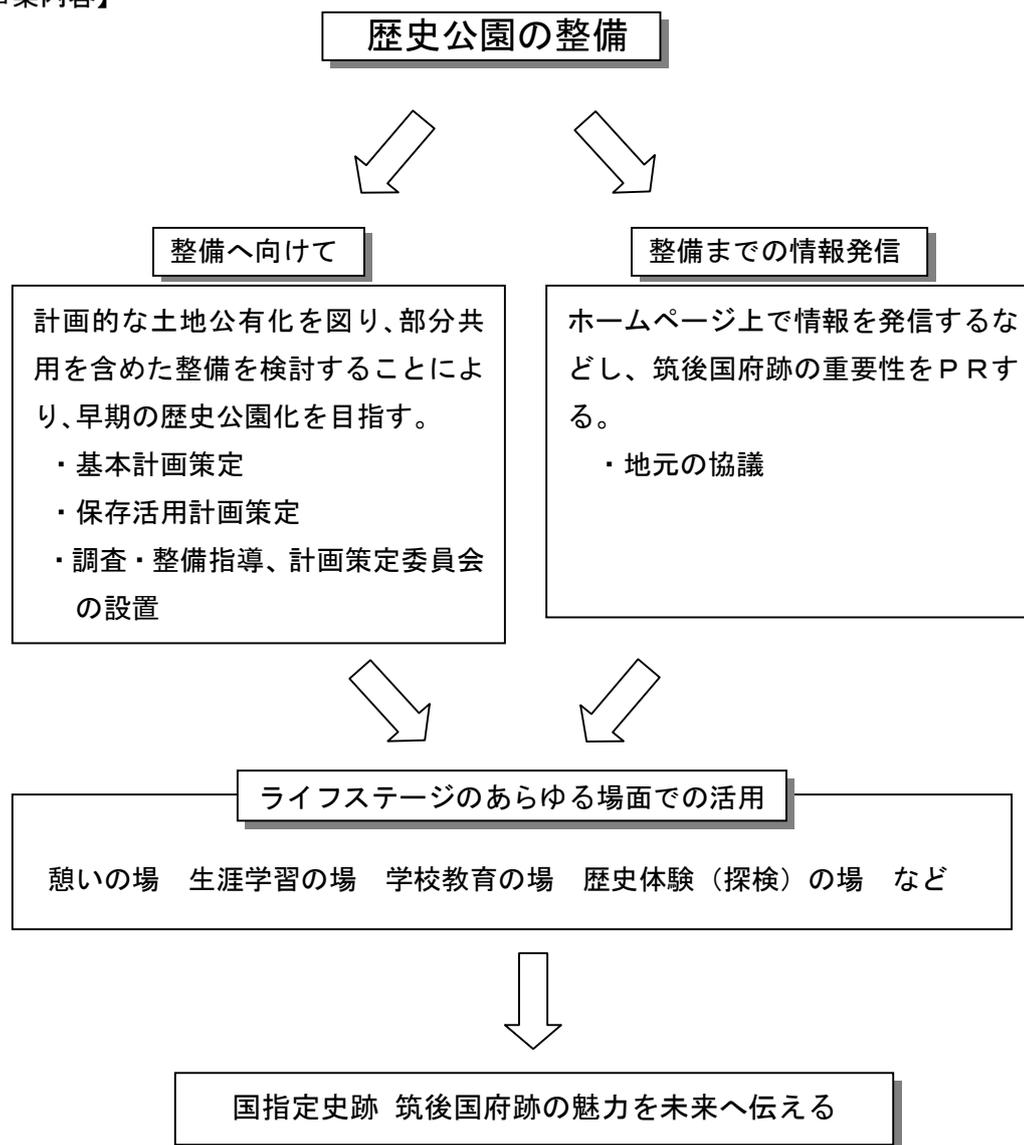
【担当課】 文化財保護課（30-9225）

重点目標 30

【事業名】 筑後国府跡歴史公園整備事業

【事業目的】 古代都市である筑後国府跡遺跡を保存整備し、市民が身近な場所で歴史を感じるにより、「まち」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。

【事業内容】



【成果目標】 国司館地区公有化事業の実施。

【予算額】 66,848千円

【担当課】 文化財保護課（30-9225）

重点事業 3 1

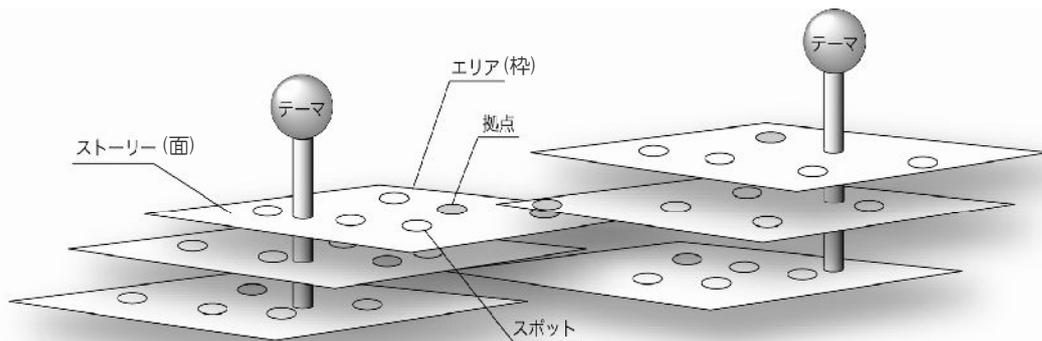
【事業名】 **歴史ルートづくり事業**（「久留米市キラリ創生総合戦略」の政策事業）

【事業目的】 高良山から耳納北麓に数多く存在する歴史・文化遺産を一体的な地域資源として捉え、積極的な情報発信を行うことで、その魅力について市民への再発見を促すとともに、交流人口の増加を目指す。

【事業内容】 歴史・文化遺産などのスポットについて、エリア・時代/年代・歴史的背景・伝承などの情報の中から久留米の魅力をアピールできるものを共通テーマで結びつけ、人を惹きつける魅力的なストーリーとして組み立てる。

そのストーリーを積極的に情報発信し、構成する各スポットについての歴史的な背景等をさらに詳細に提示することで興味を喚起し、来訪を促す。

併せて、ストーリーの要所となるスポット拠点及びスポット間の行程の整備を行い、安全安心なルートを確認する。



平成28年度の事業

- ・ 歴史のルートづくり事業
（事業広報、ルートマップの作成等）
- ・ 高良山環境整備事業
（神籠石保存修理、高良大社保存修理等）
- ・ 耳納北麓エリア歴史遺産等拠点整備事業
（大塚歴史公園管理、下馬場古墳環境整備等）

【成果目標】 3ストーリーを設定

【予算額】 32,845千円

【担当課】 文化財保護課（30-9225）

重点事業 3 2

【事業名】 総合武道館整備事業

【事業目的】 老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館および弓道場の一体的改築について、福岡県と協議しながら実施する。

【事業内容】 老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館および弓道場の一体的改築について、福岡県と協議しながら実施する。

<平成28年度の主な内容>

- ・ 武道館・弓道場 解体工事
- ・ 本体工事
- ・ 上空通路 実施設計

<スケジュール>

- ・ 平成27～28.4月：解体工事
- ・ 平成28～29年度：本体工事
- ・ 平成30年度：供用開始

【成果目標】 平成30年度供用開始

【予算額】 891,542千円

【担当課】 体育スポーツ課（30-9226）

【事業名】 MICE誘致推進事業

【事業目的】 平成30年の（仮称）久留米スポーツセンター体育館オープン（予定）や平成32年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や事前キャンプ地誘致を推進する。

【事業内容】 平成30年の（仮称）久留米総合体育館オープン（予定）や平成32年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や事前キャンプ地誘致を推進する。

<平成28年度の主な内容>

- ・ （仮称）東京オリンピック等事前キャンプ誘致委員会の設立（当初：事務局のみ）
- ・ 上記組織を中心とした誘致活動の推進

<スケジュール>

- ・ 平成28～29年度：誘致活動
- ・ 平成30年度：新施設供用開始（予定）、大規模大会の開催
- ・ 平成31年度：ラグビーワールドカップの開催に伴う事前キャンプ
- ・ 平成32年度：オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う事前キャンプ

【成果目標】 大規模大会及び事前キャンプ等の誘致

【予算額】 18,034千円

【担当課】 体育スポーツ課（30-9226）

【事業名】 子どもの読書環境整備事業

【事業目的】 (1)「久留米市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送り健やかに成長するための環境を整備する。
 (2) 子どもと絵本をつなぐきっかけづくりを目的として、子どもの健やかな成長などにも効果があるブックスタート事業を実施する。

【事業内容】

●三つの目標

1. 市民、地域、行政の連携協力
2. 子どもたちが自由に本に接することができるような環境整備
3. 市民一人ひとりの理解と関心を高める



●50の施策

家庭・地域	幼稚園・保育所	学校	図書館
○ブックスタート ○読み聞かせ普及など (15項目)	○読み聞かせ実施 ○絵本スペース整備など (3項目)	○全校一斉読書 ○司書教諭・学校図書館司書配置研修充実など (5項目)	○児童図書整備 ○地域メディアを活用した広報活動など (27項目)



子どもの読書活動を社会全体で支えていく

・第2次計画 (H24~H28) の実施

【成果目標】 前年度比
 児童図書整備2,000冊増
【予算額】 5,988千円
【担当課】 中央図書館 (38-7116)

重点事業35

【事業名】 図書館整備事業

【事業目的】 快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応する。

【事業内容】

図書館整備・図書館資料の充実

- 図書館資料の整備充実
(購入・寄贈等) 図書及びAV 約25,500点
雑誌 約800点
- 図書館整備及び維持補修
 - ・ 中央図書館備品整備
 - ・ 中央図書館消防設備等更新

地域情報拠点機能の向上など
図書館サービスの充実

利用者・貸出冊数の増加



【成果目標】 平成28年度 貸出冊数 1,650千冊
(市民センター図書室などを含まない。)

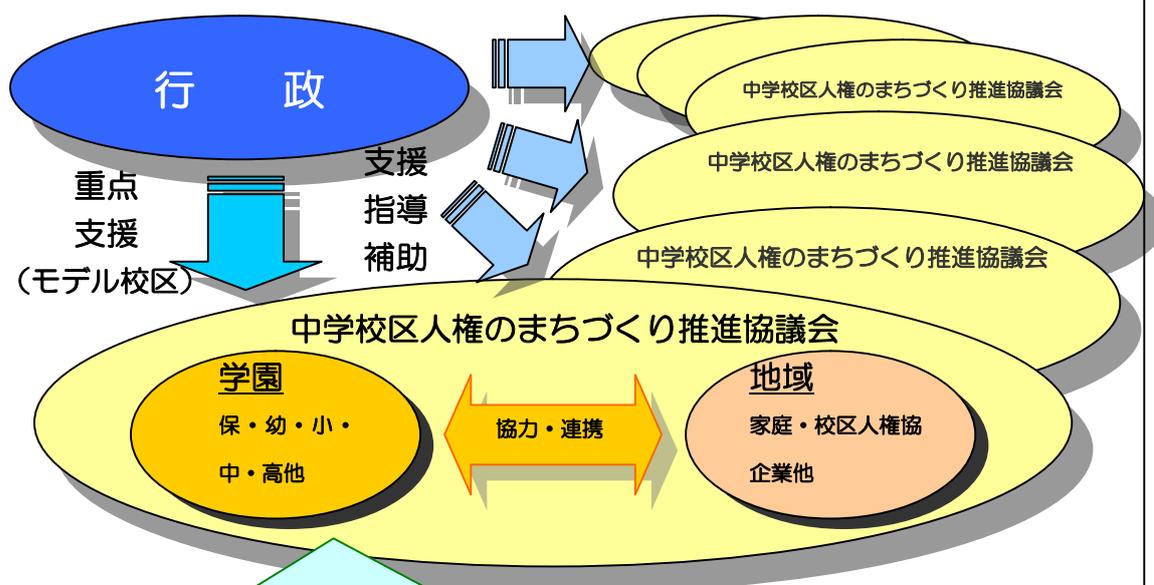
【予算額】 82,559千円

【担当課】 中央図書館 (38-7116)

【事業名】 **人権教育・啓発推進事業**

【事業目的】 中学校区内の学園・家庭・地域が連携し、15年間を見通した子ども達の学力（生きる力＝学習理解力・豊かな感性・確かな人権認識としての学力）を保障することを目指し、もって久留米市人権教育・啓発基本指針に基づく、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決させる「人権が尊重されるまちづくり」に資することを目的とする。

【事業内容】



（中学校区人権のまちづくり推進協議会の主な取組み）

全体：人権フェスタ等イベントの開催、実践報告等

学園：保・幼・小・中等の連携を目的として、幼保連絡会、小中連絡会、授業公開、レポート交流、校区プラン学習会、人権カリキュラムの検討、合同歴史学習会等の取組み

地域：家庭、地域住民、企業等が参加する人権講演会等の開催

部落問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための
正しい知識と行動力を持った市民の育成

【成果目標】 各中学校区人権のまちづくり推進協議会の活動の活性化を図り、次回調査における「差別をなくす努力をする」市民の割合50%以上

【予算額】 7,110千円

【担当課】 人権・同和教育課（30-9219）